

# CLAIR REPORT No. 358

## オーストラリアの多文化主義政策

Clair Report No. 358 (March 25, 2011)

(財)自治体国際化協会 シドニー事務所



財団法人自治体国際化協会

CLAIR

## 「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、ご指摘・ご教示を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麴町 1-7 相互半蔵門ビル

(財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: [webmaster@clair.or.jp](mailto:webmaster@clair.or.jp)

## 目 次

はじめに

概要

第 1 章 統計資料から見るオーストラリアの文化多様性社会	1
第 1 節 人口	1
第 2 節 宗教	2
第 3 節 言語	3
第 4 節 出入国管理及び人口推計	4
第 2 章 オーストラリアの多文化主義政策のあらまし	8
第 1 節 多文化主義政策の位置付け	8
第 2 節 多文化主義政策における各行政機関の役割	8
1 連邦政府	9
2 州・特別地域	9
3 地方自治体	9
4 非政府組織	9
第 3 節 連邦政府が提供するサービス	10
1 成人移民のための英語学習プログラム(AMEP)	10
2 翻訳・通訳サービス(TIS)	11
第 3 章 ニューサウスウェールズ州(NSW 州)における多文化主義	20
第 1 節 NSW 州の概要	20
第 2 節 NSW 州多文化主義政策の歴史	21
第 3 節 2000 年コミュニティ関係委員会及び多文化主義の原則に関する 法律(Community Relations Commission and Principle of Multiculturalism Act 2000)	23
第 4 章 NSW 州の多文化主義政策総合推進機関	26

第1節	組織概要	26
1	委員会	26
2	事務局	28
3	地域諮問評議会	28
第2節	政策企画機能	29
1	各省庁の事業実施状況の監視及び評価	29
2	各種ガイドラインの策定	32
第3節	事業機能	38
1	翻訳・通訳サービス	38
2	情報提供サービス	40
第4節	最近の課題	43
1	イスラム教徒の住民への対応	43
2	衛星放送を通じた海外メディアへの対応	43
第5節	CRCの政策立案及び事業実施に対する姿勢	43
第5章	教育分野における多文化主義政策	45
第1節	教育制度の概要と文化的・言語的多様性	45
1	教育制度の概要	45
2	文化的・言語的多様性	46
第2節	公立学校教育における多文化主義に係る政策	47
1	多文化主義に係る政策目標	48
2	多文化主義に係る政策	48
第3節	第二言語としての英語教育	51
1	ESL 特別サポートプログラム	52
2	ESL 新移住者学生プログラム	52
3	中等学校集中英語プログラム	53
第6章	保健医療分野における多文化主義政策	65
第1節	医療制度	65
1	概要	65
2	公的医療保障制度（メディケア）	65
3	医療機関	66

4	財源	67
第2節	NSW州政府機関よる医療通訳派遣サービス	67
1	概要	67
2	医療通訳派遣サービス	69
第3節	医療通訳者	71
1	翻訳・通訳者国家資格認証制度	71
2	医療通訳者（日本人）の体験談	72
第4節	公立病院以外の医療機関での言語の対応	73
第5節	健康増進に関する各種サービス	73
1	NSW州多文化保健情報サービス	73
2	多文化保健機構(DHI)	74
第7章	地方自治体における多文化主義政策	80
第1節	各地方自治体に共通する施策	80
1	州地方自治法における枠組み	80
2	CRCのガイドライン	81
3	各地方自治体に共通する具体的な施策	81
第2節	各自治体の取り組み紹介	84
1	アッシュフィールド市	84
2	マリックビル市	86
3	ウィロビー市	87
第8章	非政府組織の取り組み	94
第1節	移民情報センター（MRC：Migrant Resource Centre）	94
1	概要	94
2	事業	94
3	メトロ地域移民情報センター （Metro Migrant Resource Centre）	96
4	ヒルズ・ホルロイド・パラマタ地域移民情報センター	97
第2節	コミュニティ組織相互扶助組織	99
1	概要	99
2	機能	99

第9章 オーストラリア多文化主義を取り巻く最近の状況	102
第1節 多文化主義に対する疑問・批判	102
第2節 多文化主義に対する支持	102
第3節 オーストラリア国民の社会的態度に関する調査	103
1 1995年及び2003年調査	103
2 2005年調査	103
おわりに	104
【参考文献・資料】	105

## はじめに

1901年の連邦国家結成以来、非白色人種の移住を制限する白豪主義政策などを経験しながら、現在では、異なる民族・文化・宗教を尊重し共に社会を構成していく思想、いわゆる多文化主義の思想が社会各層に浸透し、行政、NGO、地域社会が一体となった取組みが進められている。

「先進国における低い出生率及び高齢化の時代において、オーストラリアは技術・能力のある移民の受入について他の先進国と競争の中にある（注）。」との認識の下、オーストラリアでは「移民は社会経済発展の重要な要素」と見なし、積極的な移民受入とその後の定住支援方策を進め、その成果は世界的に見ても数少ない移民国家の成功事例として評価を受けている。

社会に貢献する移民を地域でどのように受け入れていくか。オーストラリアの事例は、日本における今後の多文化共生施策の展開においても参考になるところが多いと考え、シドニー事務所では、ニューサウスウェールズ州（NSW州）において多文化主義政策の推進を担う州政府機関や地方自治体、NPOの取組みを調査し、ここにレポートとしてまとめたものである。

本書の執筆は、度重なる訪問を快く受け入れてくれたCRCのコミュニティ関係サービス部長のリチャード・エイチソン氏の協力により可能となったものであり、同氏の協力に深く感謝申し上げたい。

（注） 連邦議会庁「第42期連邦議会における主たる課題（連邦議会図書館説明用資料）」（2007年）における記述より。

[http://aph.gov.au/LIBRARY/pubs/BriefingBook42p/BriefingBook\\_2007.pdf](http://aph.gov.au/LIBRARY/pubs/BriefingBook42p/BriefingBook_2007.pdf)

（財）自治体国際化協会 シドニー事務所長



## 概要

### 第1章 統計資料から見るオーストラリアの文化多様性社会

オーストラリア統計局（ABS：Australian Bureau of Statistics）では、5年に1度すべての滞在者を対象に国勢調査を実施している。

調査には、出生地、話す言語、宗教、出身民族または英語面での補助の必要性といった項目も盛り込まれており、これらの調査結果は公的部門が行う多文化主義政策立案の基礎資料とされる。

直近の調査は2006年に実施されたが、その調査結果と統計局の最近の公表数値などを用いて文化的多様性国家オーストラリアの特徴を紹介する。

### 第2章 オーストラリアの多文化主義政策のあらまし

オーストラリアの多文化主義政策は、移民に対する定住支援政策において展開される。

現在の多文化主義政策は、直接の移民に対する定住支援のほかに、文化の多様性を抱擁できる社会推進をも含むものであり、各行政主体または非政府組織が役割分担を行い政策が展開されている。

多文化主義政策の推進における行政機関の役割を単純化すると、統一的に行うことが望ましい必要最低限のサービスを連邦政府が担当し、住民生活に直結するサービスは各州政府及び地方自治体が提供している。

### 第3章 ニューサウスウェールズ州（NSW州）における多文化主義

人口約650万人と国内最大の人口を抱える州であるニューサウスウェールズ州の多文化主義政策について紹介する。海外生まれの住民は約160万人で、州内全人口に占める割合は23.8%となっている。住民の日常生活に直結した政策は、州・地方自治体及び非政府組織によって行われるが、オーストラリアでは州が担う役割が広範で、その担当分野は、義務教育、保健医療、上下水道、警察・消防などに及び、州政府の方針如何が州全体の多文化主義社会のデザインを左右すると言っても過言ではない。

NSW州は、2000年に「多文化主義の原則」及び州全体の多文化主義政策の推進機関である「NSW州における多文化主義のためのコミュニティ関係委員会（Community Relations Commission For a multicultural NSW、以下「CRC」という。）」の設立を規定した『2000年コミュニティ関係委員会及び多文化主義の原則に関する法律（以下「法律」という。）』を制定し、州内の多文化主義政策を強力に推進する体制を整備した。

### 第4章 NSW州の多文化主義政策総合推進機関

州政府の行政は、教育であれば教育訓練省、公営住宅については住宅省といったように各省庁が担当の行政を所管している。州政府としての多文化主義に関する方針を示し、各省庁への方針の周知と徹底を図るとともに、各省庁が多文化主義の原則を踏まえた施策を

展開しているか否かの実施状況の評価や監視、または州政府全体の長期行動計画の策定などといった省庁横断的かつ総合的な政策を担う機関が CRC であり、2000年に民族問題委員会を発展改組して設立された。CRCの組織概要や機能についても紹介する。

## 第5章 教育分野における多文化主義政策

教育分野における多文化主義は大きく言って①文化的多様性及びコミュニティ関係に関する政策、②反民族主義政策、③第二言語としての英語学習制度（ESL: English as a Second Language）の3つの分野で展開されている。特に英語を母国語としない移民などが、日常生活において必要となる英語を第二言語として学習する ESLについて記述する。

NSW州が運営する公立の初等学校（Primary School、就学前児童～6年を担当）及び中等学校（Secondary School、7年～12年を担当）では、体系的にESLが実施されている。

## 第6章 保健医療分野における多文化主義政策

公立病院等において英語に不慣れな住民にも公平な医療サービスが受けられる医療通訳サービスについて記述するほか、①医療・健康情報の多言語での提供、②禁煙や乳がん対策など健康増進に関するキャンペーン、多文化保健機構（DHI）で実施している精神保険衛生指導、仕事場における女性の環境改善プログラム等について紹介する。

## 第7章 地方自治体における多文化主義政策

オーストラリアの連邦、州、地方自治体の三つの行政機関のうち、地方自治体は最も住民に近い存在として、地域社会に密着した政策が行われている。

NSW州の「1993年地方自治法（Local Government Act 1993）」第8条には、自治体の綱領（設立趣旨）が定められており、この中に「多文化主義の原則と調和した方法で権限を行使するとともに、多文化主義の原則を積極的に促進すること。」と明記されている。また地方自治体は文化的、言語的多様性を持つ住民に配慮し、長期、中期、短期の計画を策定することが義務付けられている。こうした計画に基づき、地方自治体の多文化主義政策は展開され、毎年の実施状況及び達成事項については法定の年次報告書に掲載することが求められている。

## 第8章 非政府組織の取り組み

移民・難民の定住支援について、住民行政の提供主体である政府機関の役割もさることながら、地域における非政府組織である移民情報センターや民族グループ相互扶助組織の果たす役割も大きく、日々の生活支援や相談業務に応じると共に民族グループの地位向上に係る各種の取り組みを行っている。

## 第9章 オーストラリア多文化主義を取り巻く最近の状況

多文化主義に関する国民の意識について最近の事例を交えて紹介する。

なお、本書に別段の記載がない限り、本書において「ドル」とはオーストラリア連邦の法定通貨を指す。



## 第1章 統計資料から見るオーストラリアの文化多様性社会

連邦レベルの政府機関であるオーストラリア統計局（ABS：Australian Bureau of Statistics）では、5年に一度すべての滞在者を対象に国勢調査（注1）を実施している。国勢調査には、出生地、話す言語、宗教、出身民族、あるいは英語面での補助の要否といった項目が盛り込まれ、これらの調査結果は政府が行う各種政策立案の基礎的資料として活用されている。

本章においては、まずレポートの対象となる文化的に多様性のあるオーストラリア社会の特徴を2006年国勢調査の結果並びに最近の統計局及び移民政策所管の連邦政府の移民市民権省（Department of Immigration and Citizenship）の公表数値などから紹介することとしたい。

（注1）直近の国勢調査は2006年に実施。8月8日火曜日にオーストラリア国内に滞在するすべての人（観光客を含む）を対象としたもので、調査に協力しなかった場合には最高100ドルの違反金が課される。

### 第1節 人口

オーストラリアの総人口は2,143万1,781人（2008年6月末時点、オーストラリア統計局公表数値）であり、内訳として国内で出生した者が1,594万5,917人（74%）、国外で出生した者が548万5,864人（26%）となっている。

国外出生者の出身国については、表-1のとおり、最も多いのが旧宗主国である英国で、次いで近隣国のニュージーランドとなっている。

その後続く中国及びインドは、1970年代以降に急増した新興の移民グループであり、6番目のベトナム、7番目のフィリピンなどと合わせ、近年アジア諸国からの移民が急増している。

一方、イタリア、ギリシャなどの南ヨーロッパ系の移民は、後ほど歴史においても触れるが、第二次世界大戦後のオーストラリア国内における労働力不足を解消するため、1960年代にヨーロッパより大量に移民してきたグループの一部である。

表-1 国外出生者の出身国別人口及び構成比

順位	出身国	人口	構成比 (%)	順位	出身国	人口	構成比 (%)
1	英国	1,166,515	5.44	9	南アフリカ	130,501	0.61
2	ニュージーランド	494,579	2.31	10	ドイツ	126,500	0.59
3	中国（香港を除く）	313,572	1.46	11	マレーシア	120,053	0.56
4	インド	239,925	1.12	12	オランダ	90,312	0.42
5	イタリア	221,721	1.03	13	レバノン	89,065	0.42
6	ベトナム	193,288	0.90	14	香港	87,510	0.41
7	フィリピン	155,124	0.72	15	アメリカ	81,089	0.38
8	ギリシャ	136,201	0.64	26	日本	47,170	0.22

出展：オーストラリア統計局（ABS）3412.0 Migration, Australia 2007-2008

国内、国外出生の割合について、州・特別地域（注2）及び州都レベルに視点を移すと、表-2及び表-3のとおりとなる。

国外で生まれた者の割合が最も高い州は西オーストラリア（WA）州であり、続いてニューサウスウェールズ（NSW）州及びビクトリア（VIC）州となっている。

州都の所在する都市圏レベル（注3）の国外出生者の割合では、シドニー（NSW州）がパース（WA州）を超え、最も高くなっている。

表-2 各州及びの各州都の人口構成

州・特別地域	国内出生 (%)	国外出生 (%)	都市名	国内出生 (%)	国外出生 (%)
ニューサウスウェールズ州	69.0	23.8	シドニー	60.4	31.7
ビクトリア州	69.6	23.8	メルボルン	64.2	28.9
クィーンズランド州	75.2	17.9	ブリスベン	72.0	21.7
南オーストラリア州	74.0	20.3	アデレード	70.7	23.7
西オーストラリア州	65.3	27.1	パース	61.5	31.3
タスマニア州	83.2	10.6	ホバート	81.6	12.0
北部特別地域	76.8	13.8	ダーウィン	70.7	18.3
首都特別地域	73.0	21.7	キャンベラ	73.0	21.7

両図ともに 2007年6月時点

出典：オーストラリア統計局 2914.0.55.002 Census of Population and Housing

表2及び表3の割合については、自らの出生国を明らかにしていない者も調査対象に含まれているため、合計が100とならない。

(注2) 現在オーストラリアには、1901年の連邦結成前の植民地を継承する6つの州（ニューサウスウェールズ（NSW）州、ビクトリア（VIC）州、クィーンズランド（QLD）州、南オーストラリア（SA）州、タスマニア（TAS）州、西オーストラリア（WA）州）と2つの特別地域（北部特別地域（NT）、首都特別地域（ACT））がある。

(注3) ここでいう統計数値は地方自治体管轄区域ではなく、統計上の都市圏区域を対象としたものである。

## 第2節 宗教

国内の宗教勢力について見ると、キリスト教が全体の約64%を占めており、中でもカトリックと英国国教が2大派となっている。

しかしながら、近年のアジア諸国からの移民急増を背景に、前回2001年の国勢調査と比較すると、イスラム教、ヒンズー教、仏教を中心に他宗教の信仰者が増加しており、その一方、全体のキリスト教の信仰者が減少している。

表－3 主な宗教の状況（2006年国勢調査時点）

宗教名	宗徒数 (千人)	構成 比 (%)	対2001 年 増加率 (%)	宗教名	宗徒数 (千人)	構成 比 (%)	対2001 年 増加率 (%)	
キ リ ス ト 教	カトリック	5,126.9	25.8	2.5	仏教	418.8	2.11	17.0
	英国国教会	3,718.2	18.7	-4.2	イスラム教	340.4	1.71	20.9
	ユナイティング・チャーチ	1,135.4	5.7	-9.1	ヒンズー教	148.1	0.75	55.1
	長老派・改革派	596.7	3.0	-6.4	ユダヤ教	88.8	0.45	5.8
	正教	576.9	2.9	9.0	その他	109.0	0.55	18.0
	バプテスト派	316.7	1.6	2.4	無宗教	3,706.6	18.67	27.5
	ルター派	251.1	1.3	0.3	不明	2,357.8	11.87	7.8
	ペンテコステ派	219.7	1.1	12.9	合計	19,855.3	100.0	5.8
	エホバの証人	80.9	0.4	-0.2				
	救世軍	64.2	0.3	-10.1				
	チャーチズ・オブ・クライスト	54.8	0.3	-10.6				
	その他	544.3	2.7	9.3				

出典 オーストラリア統計局 (ABS) 1301.0 Year Book Australia 2008

### 第3節 言語

オーストラリアの公用語は英語であるが、表－4にあるとおり、約310万人（全人口の15.8%）が家庭において英語以外の言語を使用している。表中の「国内で生まれた者に占める割合」とは、英語以外の言語を家庭で話す者のうちオーストラリア国内で出生した者の割合を示しており、これによればギリシャ・イタリア・アラビア語などといった言語は、移民の第2世代等でも高い割合を示しており、子の世代にまで言語が受け継がれ維持されていることが読み取れる。

表－4 家庭で使用する言語（2006年国勢調査時点）

言語	人数 (千人)	国内で生まれた 者の占める割合 (%)	全人口に 占める割合 (%)
イタリア語	316.9	42.1	1.6
ギリシャ語	252.2	52.8	1.3
中国語(広東語)	244.6	21.4	1.2
アラビア語	243.7	42.9	1.2
中国語(北京語)	220.6	12.6	1.1
ベトナム語	194.9	30.3	1.0
スペイン語	98.0	24.4	0.5
タガログ語	92.3	15.0	0.5
ドイツ語	75.6	19.9	0.4
ヒンディー語	70.0	13.7	0.4
その他の言語	1,292.7		6.6
合計	3,101.5		15.8

出典 オーストラリア統計局 (ABS) 1301.0 Year Book Australia 2008

#### 第4節 出入国管理及び人口推計

オーストラリアへ入国する出入国者数と人口増加の推移との関係について、図-1は1988年から2008年までの人口推移を示している。黒い実線で示されているのが毎年の自然増加数（注4）であり、灰色の実線で示されているのが出入国による増加数（注5）、そして破線で示されるのがオーストラリア全体の人口増加数となる。

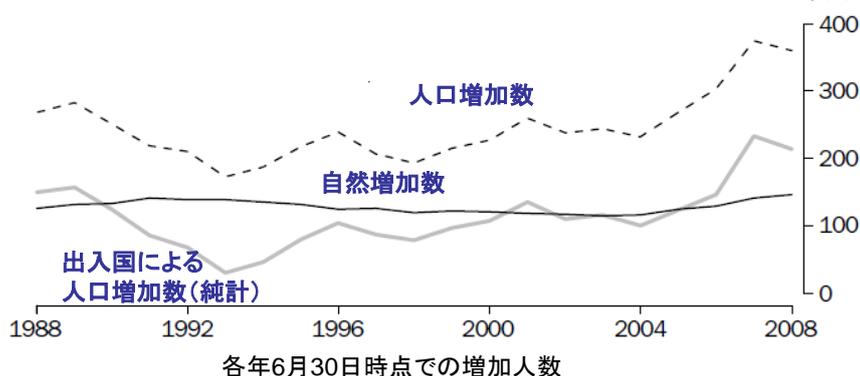
図からは、自然増加数はほぼ毎年120千人～130千人程度で推移しているのに対し、出入国による人口増加数は、出入国管理政策による影響から毎年変動し、全体の人口増加は出入国による人口増加数に連動する形で毎年変動している。

このことからオーストラリアにおける人口の将来的な見通しというのは、自然増加に大きな変化がない前提においては、出入国による人口増をどう扱うか。その方針如何に依存するところが大きいことが分かる。

（注4）自然増加数は毎年の出生数から死亡者数を減じた数値

（注5）出入国による人口増加は、永住及び長期滞在といった12ヶ月以上滞在する者を対象に、入国者数を出国者数で控除した数を示す。

図-1 各年の人口増加の推移（1988-2008）



出典 オーストラリア統計局 (ABS) 3412.0 Migration, Australia 2006-2007

出入国による人口増について、その大半が移住目的の長期滞在であり、移民の入国形態別の各年の推移を示したものが表-5となっている。

各年を通じて最も多いのが優れた技術や能力を持ちオーストラリア社会に貢献すると考えられる者の入国を許可する技術能力永住であり、次いで家族永住となっている。家族永住は、オーストラリアに永住権を持つ者が母国の親族を呼び寄せる場合または外国籍の者がオーストラリア市民権（国籍）を持つ者と婚姻関係を持つことにより永住権を取得する場合の категорияとなっている。

このような移住許可の他に難民等の人道的配慮からの移民も毎年一定数受け入れている。

これら移民受け入れの入国許可は、連邦政府の移民市民権省が毎年度策定する移

民受け入れ計画に基づいて行われており、図表右端にある 2009-2010 計画がそれに該当する。

2008-2009 年度の受け入れ計画では、家族移住 56,500 人、技術移住 190,300 人道的配慮 13,500 人であったが、実際の査証発給実績は、家族移住 56,370 人、技術移住 171,320 人、人道的配慮 13,507 人となり、人道的配慮以外のカテゴリーで、年間計画値よりも下回る結果となっている。また 2009-2010 計画を見ても、計画値は前年を下回っており、近年受け入れ者数を抑制している傾向が読み取れる。

抑制理由の一つとして 2008 年後半に起こった世界金融危機の影響があり、国内労働需給の調整のため抑制への配慮が働いたと考えられる。

移民受け入れ方針については、より中長期的な視点からの方針が必要であるとの認識から、現在連邦政府において長期計画の策定に着手している。(注 6)

(注 6) 2009 年 9 月 4 日付け新聞大手「Sydney Morning Herald」記事より  
<http://www.smh.com.au/national/immigration-plan-brings-australias-needs-to-throw-fore-20090903-fa11.html>

表－5 移民の入国形態別の推移

カテゴリー		2004-2005	2005-2006	2006-2007	2007-2008	2008-2009	2009-2010 計画	
移 住	家族永住	配偶者	33,060	36,370	40,440	39,930	42,100	45,000
		子供	2,490	2,550	3,010	3,060	3,240	3,300
		特定親族	1,690	1,870	2,140	2,380	2,530	2,500
		両親	4,500	4,500	4,500	4,500	8,500	9,500
	家族永住計		41,740	45,290	50,080	49,870	56,370	60,300
	技術能力永住	雇用主保証	13,020	15,230	16,590	23,760	38,030	35,000
		個人・自営	41,180	49,860	54,180	55,890	44,590	41,600
		州等保証	4,140	8,020	6,930	7,530	14,060	11,200
		技術能力有オーストラリア人保証	14,530	19,060	14,170	14,580	10,500	12,300
		傑出した才能	190	100	230	210	200	200
		ビジネス成功者	4,820	5,060	5,840	6,570	7,400	7,800
		技術能力永住計	77,880	97,340	97,920	108,540	114,780	108,100
	特別適格者	450	310	200	220	180	300	
移住計		120,070	142,940	148,200	156,630	171,320	168,700	
人 道 的 配 慮	難民	5,511	6,022	6,033	6,004	6,499	6000	
	特別人道的配慮	6,755	6,836	5,275	5,026	4,625	7750	
	沿岸保護	895	1,272	1,701	1,900	2,378		
	一時的人道的配慮	17	14	38	84	5		
		13,178	14,144	13,017	13,014	13,507	13750	
合 計		133,248	157,084	162,217	171,644	184,827	182,450	

出展：連邦政府の移民市民権省（DIAC：Department of Immigration and Citizenship）

Fact Sheet 2004-2009 までは実績値、2009-2010 は計画値 四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

なお、オーストラリアにおける将来人口は、出入国による人口増加に依存するところが大きい。そのため統計局では将来人口について出入国者数を基にした各種の推計を行っている。以下に2つの推計を参考に紹介する。

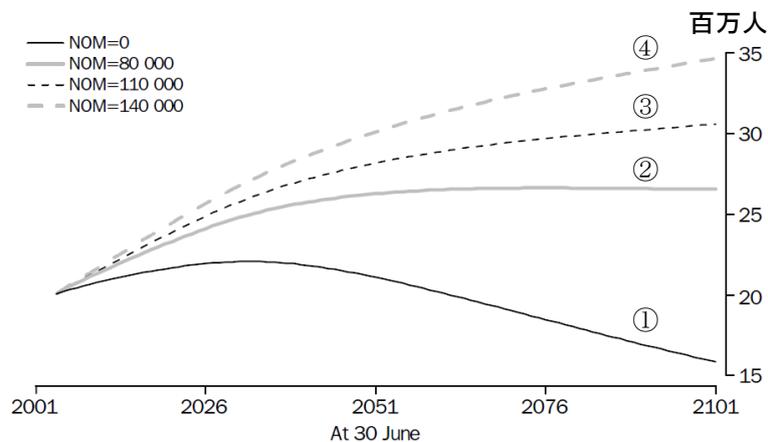
(参考) 出入国による人口増加数 (移民数) による将来人口推計

【推計1】

合計特殊出生率を **1.7** (2007年時点で 1.93) 平均寿命を **男性 84.9 歳、女性 88.0 歳** (2007年時点で男性 79.0 歳、女性 84.0 歳) という状況下での年間の出入国者数による人口増を①0人、②8万人、③11万人そして④14万人と仮定した場合の2001年から向こう100年間の人口増加を推計したものである。

推計によれば、①の場合2030年前後を境に人口減少の局面を迎え、2101年には1,500万人程度になり、②～④の移民を受け入れた場合には、それぞれ受け入れる規模にもよるが、将来的に人口が増加する(14万人受け入れた場合には、2101年に3,500万人に達する)ことが見込まれている。

図-2



出典：オーストラリア統計局 (ABS) 3412.0 Migration Australia 2005-2006

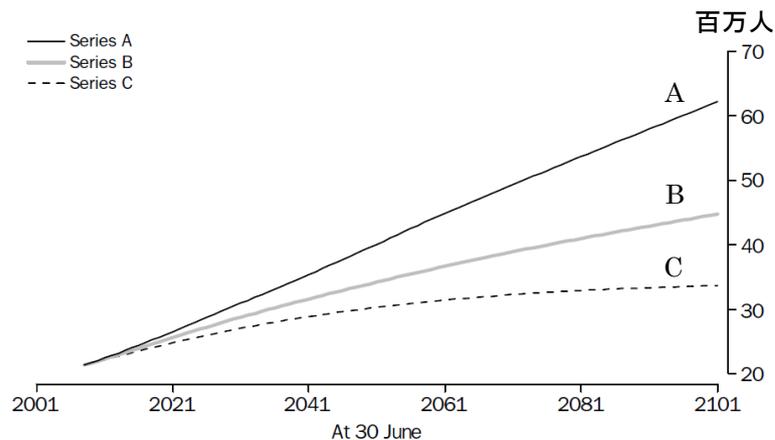
【推計2】

合計特殊出生率、平均寿命及び出入国による人口増をすべて可変とし、これら変動要因を組み合わせた以下の3つのパターン設定し、それぞれのパターンごとの将来人口を推計したものの。

パターン	合計 特殊出生率	年間出入国 純計数	平均寿命	
			男性	女性
A	2.0	22 万人	93.9	96.1
B	1.8	18 万人	85.0	88.0
C	1.6	14 万人	85.0	88.0

上記のような組み合わせを設定した場合、2101年の人口は、Aの場合には約6,200万人、Bの場合には約4,500万人、Cの場合には約3,200万人となることが見込まれている。

図 - 3



出典：オーストラリア統計局（ABS）3222.0

Population Projection, Australia 2006-2011

最近の連邦政府の文書で政策展開の前提として人口推計を行っているものを紹介する。

連邦レベルにおける公的な人口の将来見通しとして「世代間報告 (Intergenerational Report)」がある。これは、予算を所管する財務大臣が5年ごとに作成し、議会に提出することが義務づけられているもので、人口構造の変化と今後40年間にわたる財政の持続可能性を評価するものである(1998年予算公正憲章法 (Charter of Budget Honesty Act 1998))。

2010年1月に発表された世代間報告「2050年に向けたオーストラリア」においては、現在2,200万人である人口が2050年には3,590万人に増加することが予測され、特に高齢化の進行への対応が大きな課題として取り上げられている。

同報告では人口推計に当たり、出生率を1.9とする一方、移住による人口増加を過去40年の平均である年率0.6%としており、これまでと同様の移民の受入れを前提としたものになっている。

## 第2章 オーストラリアの多文化主義政策のあらまし

本章では、オーストラリアにおける多文化主義の位置づけ、多文化主義政策における各行政機関の役割、連邦政府が提供するサービスに触れつつ、オーストラリアの多文化主義政策について概説したい。

### 第1節 多文化主義政策の位置付け

オーストラリアの多文化主義政策は、移民に対する定住支援政策の中で展開される。

移民に関する政策は、毎年移民・難民の受け入れ計画の策定や滞在査証の発給などといった入国に関する政策（入国管理政策）と入国後の移民・難民の社会定着に向けた各種支援に係る政策（定住支援政策）で構成され、後者の定住支援政策について、その根本思想は時の社会情勢及び政権方針により幾度となく修正がなされ、白豪主義から同化政策、統合政策、そして多文化主義政策へと変遷を歩み、その政策範囲は変遷とともに拡充されてきた（（参考）オーストラリアの多文化主義政策の歴史概観において後述）。

現在の多文化主義政策は、移民に対する直接の定住支援のほかに、文化の多様性を抱擁できる社会建設に向けた推進政策をも含むものであり、各行政主体と非政府組織が役割分担を行いながら政策が展開されている。

### 第2節 多文化主義政策における各行政機関の役割

表－6は、行政全般を通じた政府の各層の役割を示している。オーストラリアの行政構造は、連邦政府、州・特別地域そして地方自治体の3層制となっており、この点においては日本の行政構造と同じであるが、各階層の政府機能は大きく異なり、それぞれが役割に応じた多文化主義政策を展開している。

表－6 各行政機関の役割

連 邦		州・特別地域		地方自治体
専属的権限	共管権限	その他の権限		
連邦に専属する権限 (連邦憲法に規定)	連邦政府と州政府 が行使し得る権限 (連邦憲法に規定)	専属的権限・共管 的権限以外の権限		各州の地方自治法等 により付与された権 限
<ul style="list-style-type: none"> <li>・関税・消費税の課税</li> <li>・貨幣製造</li> <li>・連邦憲法改正の発議 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関税・消費税以外 の課税</li> <li>・防衛</li> <li>・外交</li> <li>・社会福祉</li> <li>・年金</li> <li>・郵便制度</li> <li>・度量制度</li> <li>・銀行運営</li> <li>・著作権制度 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察</li> <li>・消防</li> <li>・救急</li> <li>・公立学校</li> <li>・公立病院</li> <li>・環境保全</li> <li>など</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方道整備</li> <li>・ごみ収集</li> <li>・建築確認</li> <li>・土地利用計画</li> <li>・山火事対策</li> <li>・公衆衛生</li> <li>・デイケア</li> <li>・動物管理</li> <li>・資産税の課税 など</li> </ul>

## 1 連邦政府

連邦政府は、その成り立ちが植民地（現在の州）の事務の共同処理を目的としたものという一面から、連邦憲法においても連邦に専属する行政機能は限定列挙されている。憲法では州との共管事項の規定もあり、共管事項の中で統一的に処理することが望ましい行政機能を連邦政府が保有している。多文化主義に関連することとしては、連邦憲法第 51 条に列挙された連邦と州の共管権限の中に、帰化及び外国人（第 19 項）、出入国（第 27 項）が掲げられており、こうした権限に関連する限度において、連邦政府が担っている。

実態としては、多文化主義政策において連邦政府が直接にサービスを提供する分野は限られており、州・特別地域及び地方自治体が施策を実施する上で基盤となる施策を担っている。具体的には、入国直後の成人移民に対する英語学習機会の提供、翻訳・通訳サービスの提供、地方自治体、非政府組織の事業実施に対する財政支援などがあげられ、必要最低限かつ統一的に行うことが望ましいものに限定されている。（成人移民に対する英語教育と翻訳・通訳サービスについては、次節で紹介）

## 2 州・特別地域

州・特別地域政府（以下、「州政府」という。）の持つ機能は広範にわたり、義務教育段階を含む学校教育、公立病院、消防・警察などを担当し、加えて都市部においては上下水道、鉄道、バスなどの公共交通も包含しており、住民が日々利用するサービスの多くは州政府によって提供されている。

また、地方自治体は州が設立する州法に根拠を持つことから、州の政策が地方自治体の多文化主義政策にも影響を与えるものであり、このようなことから州政府の方針如何が州全体の多文化主義社会のデザインを左右すると言っても過言ではなく、本レポートにおいても州政府の取組（第 3 章から第 6 章）を充実に紹介する。

## 3 地方自治体

住民に最も身近な行政機関として、地方自治体では住民生活に直結した施策（定住に係る相談業務など）及びコミュニティ支援（日常活動、英語学習、文化的な行事、企業・商店街振興）を実施している。本レポートでは、シドニー都市部の文化多様性を色濃く感じさせる自治体に焦点をあて、その取組（第 7 章）を紹介する。

## 4 非政府組織

各地に置かれた移民支援センターが移民・難民に対し行政を補完する形でサービスを提供しており、また民族コミュニティグループは、会員間の相互扶助や会員の福祉向上、また社会的な地位向上に係る取組も実施している。本レポートに

においても第8章でこれら非政府組織の取組を紹介する。

### 第3節 連邦政府が提供するサービス

連邦政府における多文化主義政策は、移民市民権省が中心となって政策を展開している。

本レポートでは、住民生活に身近な州、地方自治体及び非政府組織の取組に焦点を当てているため連邦政府の取組についての詳述は避けるが、ここでは、州政府・地方自治体の政策インフラとして機能する2つの取組については若干の説明をする。

#### 1 成人移民のための英語学習プログラム (AMEP: Adult Migrant English Program)

オーストラリアに到着して間もない移民を対象に、日常生活または就職において必要とされる英語能力を養成するため、最高で510時間の英語学習機会を提供するプログラム。(難民等の人道的配慮による移民に対してはさらに特別プログラムが提供される。)

原則18歳以上、永住権保持者などといった要件を満たした移民は無料でプログラムを受講することが可能である。小さな子供を持つ者に対しては、受講中の保育施設も無料で利用できる。

プログラムは全国250以上の州政府の教育関係施設を通じて提供され、NSW州の場合には、州が運営する成人移民英語サービスセンターやコミュニティカレッジまたは高等職業専門学校等の施設を用いてプログラムが実施される。

授業形式は、上記のような教育施設での授業のほか、通信教材と電話を用いた遠隔地教育(通信教育)、訓練を受けたボランティアが生徒宅を訪問して授業を行う形式などがある。

クラスは、話す能力と書く能力を基に3段階に分かれ、レベルの低い方から「Beginners」、「Post-Beginners」、「Intermediate」となり、レベルに応じた授業を受けることとなる。

#### AMEP受講者の特徴として

- ・ 受講者総数(全国)は、52,720人(有資格者の62%)
- ・ 全体の56.6%が家族移住者、26.4%が人道的配慮からの移住者、17.0%が技術能力移住者の被扶養者となっている。
- ・ 受講者の出身国は193カ国、使用言語は259言語に上る。
- ・ 全体の81.0%が8年以上の教育を受けている。
- ・ 全体の68.0%が女性。
- ・ 全体の77.4%が16歳~44歳未満の年齢層、22.6%が44歳以上の年齢層。
- ・ 受講者の母語は多い順に中国語、アラビア語、ベトナム語。
- ・ 受講形式は、77.1%が教室で、10.2%がボランティアによる在宅授業、12.7%

が遠隔地における通信教育。

- ・ 受講者の平均受講時間は、375 時間。

以上 2008/2009 年度実績数値

## 2 翻訳・通訳サービス (TIS : Translating and Interpreting Service)

全国どこからでも利用可能な通訳・翻訳サービスで、連邦政府により運営される。

通訳サービスについては、毎日 24 時間 130 以上の言語と方言に対応。サービスは原則有料であるが、市民権または永住権保持者の個人またはグループに係る次のような場合には、無料でサービスを利用することができる。

- ・ 民間医療機関での公的医療保険請求、診療予約及び健康診断の結果通知に係る場合で、医療従事者が利用する場合。
- ・ 政府からの財政支援を受けていない非営利、非政府または地域拠点のコミュニティグループがケースワークや緊急サービスにおいて利用する場合。
- ・ 議会議員が選挙活動時に利用する場合。
- ・ 地方自治体が、非英語圏住民と税金やごみ収集などといった住民行政に関して住民と連絡をとる場合。
- ・ 労働組合が組合員からの要求に対して回答する場合。
- ・ オーストラリア危機管理庁が利用する場合。
- ・ 薬局が非英語圏患者の薬剤を調合する際 など

また、医師専用の緊急回線も設けており、診察において医師が通訳を必要と判断した場合にも、無料で利用することができる。

1 日あたりの問い合わせ件数は、2007/2008 年度で 3000～4000 件、ニーズの高い言語としては、中国（北京）語、アラビア語、ベトナム語、中国（広東）語、韓国語、ペルシャ語、スペイン語、トルコ語、セルビア語、ギリシャ語の順となっている。

通訳の形式としては、通訳を介した三者での電話通訳と現地での対面式通訳を採用しており、電話通訳は、国内どこからでも全国共通の番号に市内通話料金でアクセスでき、最寄りの事務所の通訳者が通話中の場合などは、他の通訳者に電話が転送されるので、常時必要なサービスを受けることができる。

また、特に需要が高いとされる 18 言語については、通訳者への自動転送機能が採用されており、利用者は指定言語の番号を押すだけで、当該言語の通訳者につながり利用できるというサービスになっている。

対面通訳は、事前の予約が必要で、医師の診断など現場での対面通訳が必要な場合に利用されるほか、政府が主催するイベント、調査事業などにも活用されている。

上述のような無料で利用できる事由以外の利用については、有料でサービスが提供され、費用は以下のとおり設定されている。

		平日日中※	左以外
電話通訳（15分ごと）		23.98ドル	38.28ドル
対面通訳	最初90分	155.76ドル	249.04ドル
	以後30分ごと	51.48ドル	82.50ドル

（2009年7月1日現在）

※ 平日日中（午前8時～午後6時）

上記の金額の他に、地方部での対面通訳において通訳者を派遣する場合には旅行手当が、その他通訳に際して必要となる諸経費が応じて加算される。

翻訳サービスでは、オーストラリア到着後または永住許可後2年以内の永住権保有者の定住に必要な書類（出生証明書、結婚証明書、運転免許証、学歴証明書、職業資格証明書等）に係る翻訳について、無料でサービスを受けることができる。

翻訳・通訳サービスの2008/2009年度の実績は、

- ・ 電話通訳が735,185件で利用頻度の高い言語は、中国（北京）語、アラビア語、ベトナム語、中国（広東）語、韓国語、ペルシャ語、トルコ語、スペイン語、ギリシャ語、セルビア語となっている。
- ・ 対面通訳は、44,477件で利用頻度の高い言語は、アラビア語、ベトナム語、中国（北京）語、ペルシャ語、中国（広東）語、セルビア語、トルコ語、ダリー語（注）、スペイン語、ボスニア語となっている。
- ・ 翻訳件数は、7,136件となっており、利用頻度の高い言語は、アラビア語、中国（北京）語、ペルシャ語、ロシア語、フランス語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、ポルトガル語となっている。

（注）ダリー語はアフガニスタンの公用語の一つ。基本的にはペルシア語であるが、発音・語彙を中心にいくらかの違いがある。

これらのサービスが、連邦政府が提供するオーストラリアにおける多文化主義政策のインフラとして機能しており、この基盤の上で州政府及び地方自治体の多文化主義政策が展開されている。

これ以降、州政府及び地方自治体そして地域における非政府組織の取組を紹介するが、既述のとおり、オーストラリアにおいて州の果たす役割は大きく、また州（植民地）を単位に連邦国家が形成されたという歴史背景から、州ごとに制度が若干異なる

ところがあり一律に州の取組として紹介することは困難であることから、本レポートでは、ニューサウスウェールズ州（以下「NSW 州」という。）に焦点をあて、各実施主体の取組を紹介していく。

なお、現在のオーストラリアの多文化主義政策の根底にある思想は、1901年の連邦国家結成以降の移民政策の変遷に由来するものであることから、以下に多文化政策発展経緯としての略史を参考として紹介する。

(参考) オーストラリアの多文化主義政策の歴史概略

オーストラリアでは、1901年の連邦国家結成以降、「移住制限法 (Immigration Restriction Act)」に基づく非白色人種の入国を制限するいわゆる白豪主義政策 (White Australian Policy) を採用してきた。

I 多文化主義政策以前 – 同化政策及び統合政策 –

第二次世界大戦終結後、オーストラリアでは国内労働力不足を解消するためヨーロッパからの移民を多く受け入れることとし、これら移民の中には、ギリシャ・イタリア・ポルトガル及びドイツといった従来のアングロサクソン系白人以外の者多く含まれていた。

1960年代中旬までは、白豪主義を前提としつつも、実質的に、非白色系人種の入国を許容し、移民にアングロサクソン系社会・文化に同化させる政策を採用しており、同化政策下においては、移民は母国の文化及び言語を表明することが認められず、アングロサクソン系オーストラリア人と同様の振る舞いをするのが求められていた。

60年代中旬以降、同化政策から統合政策へ変化し、統合政策下においては、政府は文化の多様性を尊重し奨励することはなかったが、移民にはアングロサクソン系オーストラリア社会での生活を前提に母国の文化及び言語を完全に放棄することは求めず、一定の制約の下で移民は自国の文化や言語を表明することは許容されていた。

II 多文化主義政策の導入期 (1970年代)

70年代に入り、移民の労働力が増加する中で、73年にゴフ・ウィットラム労働党政権は、1901年から続いた白豪主義を廃止することを表明し、以降ベトナム戦争のインドシナ難民の受け入れとも合い重なってアジア諸国からの移民が急増する。

こうした状況下、同年に移民担当大臣のアル・グラッシビー氏は、「未来に向けた多文化社会」というスピーチを行い、この中で政府の公式発言として初めて「多文化社会」という言葉を採用し、文化の多

様性を維持・発展させることを公式に承認することとなった。

75年には、ウィトラム首相及びマルコム・フレーザー自由党党首が共に「多文化主義は、政府野党双方にとって重要な主要政策となっている。」と与野党ともに多文化主義の重要性について初めて言及した。同年には、人種、肌の色、国籍、民族起源に基づく差別を禁止した「人種差別禁止法（Racial Discrimination Act 1975）」が制定された。

78年には、真のオーストラリアの多文化主義の基本方針とされる「ガルバリー報告（Galbally Report）」が出され、政府では報告を元に多文化主義政策を本格的に展開していくこととなる。ガルバリー報告では、次の4つの導入原則を定めている。

- ① 先入観なしに母国の文化を維持する権利
- ② サービス享受に係る公平な機会とアクセス
- ③ コミュニティ全体に利用可能なプログラム及びサービス提供を通じた移民のニーズの充足
- ④ 移民との十分な対話を通じて設計・運営される、移民の自立促進に向けたプログラムとサービス

以上の原則を踏まえた政府組織再編を向こう3年かけて実施していくことを政府に勧告し、当時のフレーザー自由党政権は、勧告を支持、移民省内に民族問題協議会及び民族問題対応部門を創設。更には、多文化政策の発展を図るためオーストラリア多文化問題研究所及び公共放送である特別放送サービスの設立に至る。加えて州内各地に移民情報センターを設置することとなった。

### Ⅲ 多文化主義政策の発展（1980年代）

80年代前半は、フレーザー自由党政権の下で、ガルバリー報告に基づく多文化主義政策が展開され、次のボブ・ホーク労働党政権においてもその方針は継承された。

85年に政府は「アクセスと公平性確保のための計画戦略」を導入した。これは、移民に明らかに影響を及ぼすような施策を担当する大臣は、移民民族問題担当大臣に年次報告として提示しなければならないとされ、当該取組を通じ各省庁施策及びサービスにおける「アクセスと公平」を確保するものであった。

前フレーザー自由党政権下で設立された、オーストラリア多文化問題研究所は、首相府に置かれた多文化問題室に改組され、新たに首相の諮問機関としての多文化問題諮問協議会が設立された。同協議会は、首相からの要請により、政府の新たな多文化主義政策の基本指針の策定支援を担当し、新たな指針は89年に「多文化オーストラリアに向け

ての国家的課題」という政府報告として発表された。

当該指針策定に至った背景として、80年代後半は、多文化主義に関する批判が起こり始めた時期で、政府が進める多文化主義政策について疑問視する声が見受けられるようになっていた。

88年に、シドニー大学教授のステッペン・フィッツジェラルド氏が議長を務めた委員会の「移民に関する報告」が発表され、多文化主義の進展に対するコミュニティの批判的な態度が報じられた。

報告では、多文化主義は、オーストラリア全体ではなく移民やエスニックコミュニティに限定した取組として見られるようになり、例えば先住民アボリジニは、多文化主義の対象として認識されることを望んでいないし、また多くの高齢世代は、多文化主義について自分たちには全く関係ないものと考えていると報じ、また委員会で聴取した意見の大半は、「多文化主義は、我々の伝統及び国家安全の犠牲の上に立つ政策で、コミュニティの分断または人種間の緊張を促進する社会政策である。」と否定的なものであった。

同年当時野党であった自由党においても、ジョン・ハワード党首が「多文化主義政策には深刻な弱点がある。多文化主義は目的を持たず、むしろ民族間に敵対感情を持たせる政策であり、そのような政策は変更されるべきと考える。」と述べ、また「我々は、文化の多様性を尊重し、ここにいる者が世界の各地から集まっていることを認識しながらも、すべてのオーストラリア国民は、常にオーストラリアへの忠誠を持ち、そして他のいかなる価値観にも勝るものとしての「英国王室、王室の価値、王室の伝統」を尊重し忠誠を誓うべきである。」との「一つのオーストラリア政策」を表明した。

89年指針はこれら批判の中で策定されたものであることから、内容は政府の多文化政策及び実施目標を定めるとともに、短期的な需要及び長期的な課題の双方に対応する一連の政策を含むものとなっている。指針で示された基本理念は以下のとおり。

① 文化的アイデンティティ

すべてのオーストラリア人が、注意深く設定された限度において、自身の言語や宗教を含む個人の文化的伝統を表現及び共有する権利。

② 社会正義

すべてのオーストラリア人が、待遇と機会において平等に取り扱われる権利。人種、民族性、文化、宗教、言語、性別、出生地に係

る障壁の除去。

### ③ 経済的効率

背景に関わらない、すべてのオーストラリア人の技能と才能の効果的な維持、発展及び有効利用の必要性。

同指針に含まれる主要政策には、1)海外で取得した技能資格の再認定プロセスの見直しに係る戦略、2)民族多様性と社会団結との間の調和のためのコミュニティ関係キャンペーンの展開、3)アクセスと公平性確保のための戦略強化といったものがある。

3)のアクセスと公平性確保のための戦略については、戦略の対象範囲を、新たに到着した移民から先住民や非英語圏背景を持つオーストラリア生まれの児童をも含む人種、文化または言語面での障壁に直面しているすべての者へと拡大した。

また指針では、現に生じている批判に配慮し、政府は野放しな多文化主義の拡大を進めるのではなく多文化主義の展開に次のような制約を設けることとした。

多文化主義政策は、

- ① すべてのオーストラリア国民が、第一にオーストラリア及びその利益と未来を優先し、かつそれらに対して一つにまとまった責務を持つべきであるという前提の上に成立する。
- ② すべてのオーストラリア国民に対し、オーストラリア社会の基本的な構造と原則を受け入れることを求めている。この基本的な構造と原則とは、憲法と法の支配、寛容と平等、議会制民主主義、言論及び宗教の自由、公用語としての英語そして男女平等を指す。
- ③ 権利の付与は義務を果たすことで実現される。自分自身の文化と信条を表明する権利は相互責任を伴い、他の人々が見解、価値を表明する権利を、自らも受け入れなければならない。

また同指針においては、望ましくは、政府は「多文化主義法 (Multiculturalism Act)」の制定を検討すべきと示唆していた。現実には、90年代入りに多文化主義に係る論争が激しさを増したことで、議会での全会一致を取り付けることが困難な見通しとなったことから、この法案策定の進展はなかった。

## IV 多文化主義政策の変容 (1990年代～2006年)

96年の総選挙の結果、ハワード党首率いる自由党が政権を担うこととなり、新政権では、97年に国家多文化諮問協議会を新たに創設し、文化の多様性がオーストラリアを結束する力になることを目的とした向こう10年間の多文化主義の政策及び実行計画の検討を開始した。

98年に、政府は「文化多様性社会での公的サービスに関する綱領」を策定し、同綱領に基づく取組を開始した。

なお、綱領に規定された「アクセスと公平性確保の新たな方法」については、策定に際して、実際各種行政サービスを展開する各州及び特別地域政府の承認を得たものであった。

綱領では、政府各機関が策定する戦略計画、政策改善や予算編成、行政サービスの提供過程に、文化の多様性を考慮することを組み込むことに焦点をおき、移民民族問題省は、各省庁が定めた綱領の実施状況を取りまとめ、毎年の実施状況を公表することとなった。

翌99年に、国家多文化諮問協議会は、新たな報告となる「新たな世紀のためのオーストラリア多文化主義」を取りまとめた。

同報告では、従来の「多文化主義 (Multiculturalism)」から「オーストラリア多文化主義 (Australian Multiculturalism)」という言い方を用いることとなり、オーストラリアが進むべき多文化主義は、オーストラリアの多様な伝統、歴史、民主主義、文化及びアイデンティティを前提としたものであり、多文化主義は、市民としての義務の履行の下で認められる (市民的義務) の原則が規定された。

政府は報告書の内容をほぼ全面的に支持する形で、新たな政策指針となる「新・多文化オーストラリアに向けての国家的課題」を発行した。

2000年に、新指針実施に向けた支援と「オーストラリア多文化主義」の理解及び認識を提起するため3年間の時限的機関としての多文化オーストラリア協議会を設け、協議会では03年に、向こう3年間(03年から06年まで)の多文化オーストラリアの戦略的計画を発表した。

ここでは、99年の新指針で定められた原則を再確認するとともに、向こう3年間に行うべき政策を一つにまとめた。

また、当時発生した米国での同時多発テロ、バリ島での爆弾テロ事件などオーストラリアの地域社会に与える負の影響にも言及がなされ、コミュニティ調和と社会の団結は、オーストラリアが国際的なテロ活動撲滅活動への貢献やオーストラリア国内の安全確保にとって極めて重要な要素であると言及していた。

## V 多文化主義政策の現在 (2006年～)

06年、民族問題市民権担当政務次官のアンドルー・ロブ氏は、「多文化主義」という用語は異なる事象、異なる人々を意味する曖昧な用語であり、政府の公式用語に馴染まないという内容の声明を発表した。同氏はまた、「いくつかの利害を持つグループによって、多文化主義と

いう用語が国家への忠誠の前に自身の起源の文化への忠誠やオーストラリア国内の分断した発展、またはエスニック文化連合体といったものを模索することを善とする価値観にねじ曲げられていること憂慮している者も国民の中にはいる。」と述べ、その上で「オーストラリアでの普遍の約束に違いないことの一つは、オーストラリアに来た人々が共通の中核的価値観と共有されたアイデンティティのもとで団結すべきであることである。」と述べた。

07年に、移民政策を所管する「移民多文化問題省」は「移民市民権省」に名前が変更となり、それまで、「多文化主義」と記述されていたものは、「多様性あるオーストラリア」と記載されることとなった。

このことは、政府が「多文化主義」を放棄したというものではなく、「政策の根幹として多文化主義は今でもなお重要であり、今後も維持されていく。」と移民市民権担当副大臣のテレサ・ガンバロ氏は述べている。

また、06年から導入が検討されていた市民権テストは、07年10月に開始された。

これは、オーストラリア市民権の保有を希望する者の英語能力やオーストラリアに関する知識（オーストラリア市民としての責任と忠誠を含む。）を評価するもので、テストに通過した者には市民権が付与されるというものである。

同テストを通じて、移民はオーストラリアの「共通の中核的価値観と共有されたアイデンティティ」を理解し、試験合格者は基本的ルールを尊重することを宣誓する意味で、誓約書を提出することとなり、市民権だけに限らず、永住権取得に係るビザ申請においても誓約が求められるものである。

07年の総選挙の結果、自由党から労働党への政権交代があり、新たに首相に就任したケビン・ラッド氏は、多文化主義の用語を再び政府内テーブルに上げ、次のような事項に対処するべく新たな多文化諮問協議会を設置し、以下の事項について首相に助言することとされている。

- ① オーストラリアの文化及び宗教の多様性に関連した社会団結に関する問題
- ② オーストラリアの人種差別及び不寛容の克服
- ③ オーストラリアの文化多様性から得られる社会的、経済的恩恵についての広範なコミュニティとの対話
- ④ オーストラリア社会における移民の社会参加、市民参加に関連した問題

以上が白豪主義以降現在にいたるまでのオーストラリア多文化主義の変遷である。

多文化主義政策は当時の政権及び社会的背景によってその都度修正されながら現在に至るものである。

### 第3章 ニューサウスウェールズ州（NSW州）における多文化主義

本章では、人口約650万人と国内最大の人口を抱え、海外生まれの移民が多く住んでいる街シドニーを州都とするニューサウスウェールズ州（以下NSW州という。）の多文化主義について紹介する。

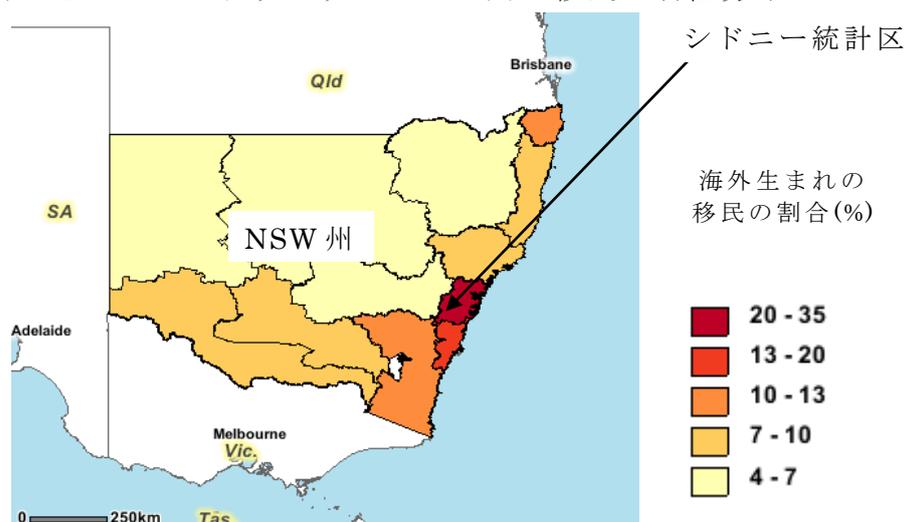
#### 第1節 NSW州の概要

NSW州は、面積809,444平方キロメートル（日本の面積の2.14倍）、人口6,549,177人のオーストラリア国内最大の州で、州都シドニーは、オーストラリアにおける国際商業・金融の中心地である。

州内の文化及び言語の多様性については、海外生まれの移民人口は1,555,841人で、オーストラリア内で最も多く、州内全人口に占める割合も23.8%となっている。

図-4は、州内各地域の海外生まれ住民の状況を示したものであり、シドニー中心部を含むシドニー統計区域（注1）が高い割合となっている。

図-4 ニューサウスウェールズ州の移民の居住分布



出展：オーストラリア統計局（ABS）2006年国勢調査結果より

（注1）州都シドニー市のほかに周辺の自治体を加えた、東西約53km、南北約80km、面積4,074平方キロメートルの区域を言う。日本の長崎県の面積にほぼ等しい。

#### 第2節 NSW州多文化主義政策の歴史

州における多文化主義政策は、連邦レベルにおいて「人種差別禁止法（Racial Discrimination Act 1975）」が策定された1975年から始まる。州の青少年・コミュニティサービス担当大臣の役割に「民族問題（Ethnic Affairs）」が追加されるとともに、担当大臣への助言機関としての民族問題に関する諮問協議会（Advisory Council on Ethnic Affairs）が設置された、また州内10の地域に諮問委員会が設け

られた。

77年に、NSW州においても人種差別を禁止する「反人種差別法（Anti-Disrimination Act 1977）」が制定され、本格的な多文化主義政策の導入が始まる。州では、州内の民族問題の現状を調査するため、時限的な機関としての民族問題委員会を設置した。委員会は、委員長及び一人を除いたすべての委員が非英語圏背景を持つ者で構成された。

翌年、委員会は「参加」と題した報告書を政府に提出した。報告書では、雇用、公的サービスへのアクセス、教育、福祉及び健康サービス、法律問題、女性問題そして英語の教授方法と広範な範囲に及ぶ課題が上げられ、また当該委員会を永続した法律に基づく機関にすることが望ましい旨の報告もなされた。

州では、この報告を受けて、79年に「民族問題委員会法（Ethnic Affairs Commission Act 1979）」を策定し、同委員会を法定機関とした。委員会の目的は、以下のとおり。

- ① コミュニティの社会的、経済的、文化的な生活における、コミュニティ内のエスニックグループ構成員の完全な参加の奨励
- ② 異なる文化的アイデンティティを認識の下での堅実な単一団体としてのコミュニティ内のすべてのエスニックグループの結束促進
- ③ 民族問題に関係している機関の間の協力及び連絡の促進

同委員会は次章で取り上げる「NSW州における多文化主義のためのコミュニティ関係委員会」の前身であり、以降、州の多文化主義政策は、同委員会主導の下で行われていく。

83年には、委員会からの助言により、政府は、すべての政府機関に民族問題に関する政策の報告を求める「民族問題政策報告プログラム（Ethnic Affairs Policy Statement Program）」を導入した。これは州政府が行う主要な行政サービスでの各民族の配慮した政策を実施する責任を確認したもので、すべての政府機関は、文化の多様性に配慮した行政運営、サービス提供の能力改善を目的に詳細な実行計画（EAPS: Ethnic Affairs Policy Statement）を策定する。各州政府機関のEAPSは、委員会の承認を受け、またEAPSの進捗状況は毎年委員会に報告しなければならないとされた。

州では、民族問題委員会を中心に多文化主義政策を発展させ、88年には、州内広範囲に及ぶ「通訳・翻訳サービス」、何百ものコミュニティ組織を財政面で支援するための「1,200万ドルの補助金プログラム」、先述の「EAPS」、学校における「第二言語としての英語及びコミュニティ言語（母国語）教育（ESL: English as a Second Language）」、「仕事を通じた英語学習プログラム」、「移民の就業支援方策」が実施されるに至った。

90年代に入ると、それまで公平性や福祉面に力点を置いていたそれまでの政策への変更の動きが起り始める。民族政策を支えるものとしての公平性、アクセス、参加、平等の基本原則を重要視している間に、とりわけ、古い民族政策の立案モデ

ルからの脱却を図るため、経済的、社会的資源としての文化の多様性の価値といったような、より強力に社会を一つにまとめる新たな原則の必要性が認識されるに至った。

93年に、政府は、「NSW州における文化多様性社会の原則のための綱領（NSW Charter of Principle for a Cultural Diverse Society）」を導入した。この綱領に定められた事項は、全ての政府政策に反映され、州政府機関によっても実施されるもので、従来のEAPSに代わる新たな政策となった。

綱領では、すべての州政府機関に「目的及び綱領事項の実施計画」の策定及び更新を義務付けることで、その履行の確保を図ると共に、委員会が指定した主要な行政を所管する機関は、毎年委員会に計画を提出することが義務付けられた。

96年、当時の労働党政権は、79年策定の「民族問題委員会法」の見直しと新行動計画の策定に着手した。「我々の文化多様性の構築－2000年民族問題行動計画」と題した新行動計画においては、「社会正義の実現」、「コミュニティ調和」、「経済的文化的機会付与」といった目標実現のため州は行動していくこととされ、これら実行の手段として、次の3つの新たな取組が実施されることとなった。

#### ① 民族問題における優先課題に関する政策宣言

93年の「NSW州における文化多様性社会の原則のための綱領」に代わるものとして、各州政府機関において、上記の実行目標の成果を達成するための手続きや手段を取りまとめた報告を策定し、毎年の年次報告において宣言の進捗状況や今後の取組を記載して民族問題委員会に提出することが義務付けられた。

#### ② 民族問題に関する協約

エスニックコミュニティに関連する問題で、共同で対処する方が効果的と考えられるものについて、それ以上の機関が委員会と協定を結び共同で政策実行していくという枠組みである。協約事業の結果は、関係州政府機関の年次報告で報告されることとなる。

#### ③ 民族問題に関する報告

民族問題委員会が取りまとめる報告書で、2000年行動計画の進捗状況や各州政府機関の①の政策宣言や②の協約を通じた政策実施の成果に関する報告が盛り込まれている。委員会は主管大臣に報告書を提出し、主管大臣は議会に同報告を提示する。

また、民族問題委員会に上記取組を担当する法律上の根拠を置くべく、79年「民族問題法」の改正を行った。改正ではまた、93年に文化多様性の原則に関する綱領で示された4つの原則の法律への規定と、既存法律に定められた民族問題委員会の3つの目的に、新たにもう一つの目的として「文化多様性社会における社会的、文化的そして経済的恩恵の促進」を追加した。

99年に入ると、これまで用いてきた「民族問題」という言葉に変更が生じ、まず閣僚の担当事項としてあった「民族問題担当(Ethnic Affairs)」を「市民権担当(Citizenship)」と変更した。

変更した理由として時の首相は、「市民権担当大臣の名称は、市民権取得の法律定義以上の役割が期待される。「Citizenship」という言葉は、広範な意味を含むものと州では解しており、それは、調和ある文化的、言語的、民族的、宗教的そして人種的な多様性の中での構成員を意味し、その言葉はまた文化の多様性を祝福し、同時に共有された市民価値と民主主義と法の支配の原則の遵守を強調する社会を包含するものである。」と述べている。

そして、これまで中心的な役割を果たしてきた「民族問題委員会」を新たな「コミュニティ関係委員会(Community Relations Commission)」に再編することが発表され、改正法案としての「コミュニティ関係委員会及び多文化主義の原則に関する法律案(Community Relations Commission and Principle of Multiculturalism Bill 1999)」を議会に提出した。

提出に際して、政府は「NSW州は、多文化社会として成功を収めてきた。このような中で、仲間(移民)のことを「民族」と表現するのは適当ではなく、彼らもオーストラリア市民として社会への全面参加を望んでいる。改正法案は、州が今後多文化主義を積極的に展開していく事を約束したものである。」と改正理由を述べた。

改正法案は、議会において大きな議論となり、成立過程は難航した。理由としては、「法律名称に「多文化主義の原則」を持ってくると、実施機関としてのコミュニティ関係委員会の権限が強大になってしまうのではないか。」との意見があったが、最終的には法律の名称は当初案どおりに、ただし、実施機関としての「コミュニティ関係委員会」には「NSW州における多文化主義のための(For a multicultural NSW)」という言葉が付加される形で成立した。

これ以降のNSW州の多文化主義政策は、コミュニティ関係委員会の下で展開されることとなり、次章で同機関の詳細について紹介することとする。

### 第3節 2000年コミュニティ関係委員会及び多文化主義の原則に関する法律 (Community Relations Commission and Principle of Multiculturalism Act 2000)

2000年コミュニティ関係委員会及び多文化主義の原則に関する法律(以下「2000年法律」という。)は4節27条文および4つの附則で構成され、第1節において、「多文化主義の原則」を規定し、第2節以降で、次項で紹介する州政府の多文化主義政策の推進機関である「NSW州における多文化主義のためのコミュニティ関係委員会」を規定している。

多文化主義の原則については、第3条に以下のとおり規定されている。

#### 第3条 多文化主義の原則

- (1) 議会は、ニューサウスウェールズの住民が言語、宗教、人種及び民族に関して異なる環境を有し、住民が個人として又はコ

コミュニティの他の構成員と共に、自らの言語、宗教、人種及び民族の継承に関し公言し、実行し、維持することができる自由を有することを認識する。議会はそのため、以下に掲げる多文化主義の原則を支持し、促進する。

(a) 第1原則

ニューサウスウェールズすべての個人は、公民として法律上参加することが可能なすべての場面において、最大限の寄与又は参加の機会が付与されなければならない。

(b) 第2原則

すべての個人及び機関は、英語が共通語であるオーストラリアの法的及び制度的な枠組の範囲内で、他人の文化、言語及び宗教を尊重し、提供しなければならない。

(c) 第3原則

すべての個人は、ニューサウスウェールズ州政府により提供され又は処理される事業及びプログラムについて、最大限の利用又は参加の機会が付与されなければならない。

(d) 第4原則

ニューサウスウェールズ州すべての機関は、ニューサウスウェールズの住民に存する言語及び文化の財産が貴重な資産であることを認識し、この資産を州の発展のために最大限になるよう促進しなければならない。

(2) 議会はまた、上記の原則が市民権に基づくことを認識する。ここで言う「市民権」は形式的なオーストラリアの市民権に限定されず、下記の事項が存在する多文化社会での全ての者の権利と責任を指す。

(a) 法の支配により統治される民主主義の枠組の中にある共通の価値の重要性の認識

(b) オーストラリア、その利益および将来への変わらない確約

以上に基づき、多文化主義の原則は解釈されなければならない。

(3) 多文化主義の原則は州の政策である。

(4) したがって、各公的団体は、事務を実施するに当たり、多文化主義の原則を遵守しなければならない。

(5) 各公的団体の最高経営責任者は、その所管事務の範囲において、本条の規定を実施する責務を有する。

上記内容について1点補足すると、3項で多文化主義政策を州の政策と宣言し、

その結果として4項に各公的団体は原則を遵守しなければならないとされている。

オーストラリアにおける地方自治体は州の法律の下で設立された機関であることから、4項でいう「公的団体」には、当然地方自治体も含まれ、原則遵守の義務を負うこととなる。

次章より、NSW州の多文化主義推進機関の概要及び取組を紹介するが、紹介にあたっては、最初に州政府機関の取り組みとして、法律にも明記され州内多文化主義の推進に向け中心的な役割を果たす「NSW州における多文化主義のためのコミュニティ関係委員会」、続いて「教育」及び「保健医療」の分野で多文化主義施策を展開する各機関を紹介することとする。

そして、地域に密着した施策を行う機関として地方自治体及び非営利組織（移民情報センター、エスニックグループ相互扶助組織）を取り上げることとする。

## 第4章 NSW州の多文化主義政策総合推進機関

### NSW州における多文化主義のためのコミュニティ関係委員会

(CRC, Community Relations Commission for a multicultural NSW)

NSW州では、「NSW州における多文化主義のためのコミュニティ関係委員会」が州多文化主義政策において大きな役割を果たしており、本章ではこの機関についてその組織概要、政策企画機能、実施する事業等について述べたい。

#### 第1節 組織概要

NSW州における多文化主義のためのコミュニティ関係委員会（以下「CRC」という。）は、2000年法律に基づき設立された州政府機関である。（注1）

CRCは、州の多文化主義政策の企画立案、各省庁施策における多文化主義政策の取り組み状況を確認、結果を州議会に報告、多文化主義の取り組みの優良事例の表彰を行い、同政策の周知普及を図るといった企画政策機能を有するとともに、公式文書などの翻訳、通訳派遣、エスニックグループに関する情報の収集・分析などサービス提供を行う事業実施機関でもある。

組織は、委員会、地域諮問委員会及び事務局より構成される。

（注1）CRCの前身は、「民族問題委員会（Ethnic Affairs Commission of NSW）」であり、2000年法律制定時に、CRCへ移行した。

#### 1 委員会

意思決定機関である委員会については、2000年法律第7条、第8条、附則1及び附則2に各種の規定がなされており、委員の定数は11名が上限とされ、委員の任命は州総督が行い、委員長が常勤の場合にはその委員長は事務局組織を統括する首席行政官（CEO）を兼務することとなる。また政策に若者の声を反映させるとの観点から、委員のうち2名は、任命時点で18歳以上24歳以下の若者でなければならないとされている。

2010年3月現在、常勤の委員長を含む9名の委員によって委員会は構成されている。委員会手続き詳細については次の法律を参照のこと。

#### 第7条 委員会の構成員及び手続き

(1) 委員会は11人を超えない委員によって構成される。委員は、

(a) 州総督（以下「総督」という。）によって任命された常勤の委員長及び非常勤の委員または、

(b) 総督によって任命された非常勤の委員

(1A) 非常勤の委員について、2名はNSW州の若者を代表とし

て、任命時点において 18 歳以上 24 歳以下の者が任命されるものとする。

(2) 附則 1 は、委員に関して効力を持つ。

(3) 附則 2 は、委員会の手続きに関して効力を持つ。

#### 第 8 条 委員会の委員長

(1) 委員会の委員長は、「2002 年公的部門の雇用及び管理に関する法律 (Public Sector Employment and Management Act 2002)」第 2 節に規定された職である。

(2) 常勤の委員長は委員会の首席行政官 (CEO) である。

(3) 常勤の委員長が存在しない場合には、自発的または総督の承認のいずれかの方法により、非常勤の委員が委員長に就任する。

#### 附則 1 委員に関する附則 (抄)

##### 第 2 条 委員長

(1) 委員長 (常勤の委員長を除く。) は、以下の事由に該当する場合その職を辞任する。

(a) 同条に基づき総督が解任した場合。若しくは、

(b) 委員でなくなった場合

(2) 総督はいかなる時でも委員長 (常勤の委員長以外) を解任できる。

(3) 委員長が不在の間は、州コミュニティ省次官若しくは次官によって任命された州コミュニティ省職員が委員長職務すべてを受け持つ。

(4) この条項のため、委員長の空席は、委員長不在として取り扱われる。

##### 第 6 条 非常勤委員の任期

非常勤委員の任期は、任命時に特定された期間 (5 年間を超えない) とされる。また、再任は可能とされる。

#### 附則 2 委員会に関する附則 (抄)

##### 第 3 条 定足数

委員会の定足数は、委員の過半数が出席することとする。

##### 第 4 条 委員会の主宰

(1) 委員長は、委員会会議を主宰し、もし委員長が一時的に不在の場合には、副委員長が会議を主宰する。

(2) 委員長及び副委員長が共に不在の場合には、当日出席の委員から選ばれた委員が会議を主宰する。

(3) 委員会を主宰する者は、いかなる会議においても、投票権を有するとともに、賛否同数の場合には、更に一票投じる権利を有する。

#### 第5条 投票

定足数を満たす出席者の過半数の支持を受けた決定が、委員会の決定となる。

#### 第7条 委員以外の者の会議参加

(1) 委員会若しくは委員長の承認を受けた者は委員会に出席し、委員会の決定事項の範囲内で会議に参加が可能である。

(2) この条項の下で委員会に出席している者は、会議で投票することはできない。

CRC の委員は、それぞれ多様な文化を背景に持つ者が就任しており、常勤の委員長で首席行政官を兼務するステファン・カーキャシャリアン氏は、アルメニア生まれのキプロス育ち、1967年にオーストラリアへ移住後、アルメニアコミュニティのためのラジオプログラムの創設など、オーストラリアの多文化社会の発展に尽力し、1989年にCRCの前身である民族問題委員会の委員長に就任。委員長職を歴任し現在に至っている。

また、委員の一人であるマイケル・クリストードロウ氏は、ギリシャの文化背景を持ち、オーストラリアにおいて、ギリシャ系及びキプロス系移民の社会参加及び和解の促進に貢献し、現在はキプロスのコミュニティ及び組織の連合体であるオーストラリアニュージーランド・キプロスコミュニティ組織連合会の会長も務めている。

他の委員も同様にエスニックコミュニティと密接な関わりを持っており、このような委員によりCRCは運営されている。

## 2 事務局

事務局は、72名の職員が政策立案及び事業実施に従事しており、これとは別に通訳・翻訳サービスのための非常勤の形態で通訳者・翻訳者が672名雇用されている。(常勤職員の給料で換算すると52名相当)

## 3 地域諮問評議会

地域諮問評議会は、地方部における課題や意見を集約するため州内10地域に設けられた機関で、州政府出先機関、地方自治体、住民組織の代表などが評議員となり、四半期に一度開催される会議を通じて得られた意見等は、委員会または事務局に届けられ政策に反映されることとなる。(各地域評議会の評議員数は15名を上限とされて

いる。)

## 第2節 政策企画機能

CRC の政策企画機能として、各省庁の事業実施状況の監視、各種のガイドライン策定、地域発展補助金プログラム、多文化主義表彰及び各種イベントの実施があげられる。

### 1 各省庁の事業実施状況の監視及び評価

法律に規定された多文化主義の原則を推進するため、各省庁及び実施機関（地方自治体も含む。）では、それぞれの機関において実施すべき事項を盛り込んだ計画書「多文化主義の政策とサービスプログラム（MPSP: Multicultural Policies and Services Program、従前の EAPS: Ethnic Affairs Policy Statement）」を策定し、その実施状況については年次報告書で報告することとされている。

CRC では、設定された計画が実行できているかを監視及び評価を行い、その結果をコミュニティ関係報告書としてとりまとめ、主管大臣に提示、主管大臣は議会に報告書を提出する。この過程において、CRC はただ監視を行うのではなく、各機関が設定された計画を達成できるよう相談に応じ、またより高い計画が設定できるよう、技術的助言を行っている。

#### （参考）監視及び評価の流れ

5月－6月	各機関において MPSP の策定及び更新作業。作業過程において CRC は技術的援助を行う。また計画の実施状況を年次報告への集約。（常勤職員が 200 人以下の小規模機関については、3年に1度当該作業を実施。それ以外の機関は毎年実施。）
8月－9月	MPSP の確定及び計画の実施状況の年次報告書への反映。
9月末	MPSP 及び年次報告書（多文化主義施策部分）を CRC へ提出（電子申請による。）。提出は主要行政機関（注2）のみ。すべての機関は、年次報告書（多文化主義施策部分）を提出。
12月	小規模機関の場合には最新の年次報告書を提出。提出が遅れた場合には、E-Advice を通じて理由を報告。
12月－1月	提出された資料を基に CRC において、コミュニティ関係報告書（Community Relations Report）案を作成
1月－2月	CRC は、評価を行う機関を選定し、選定機関の評価を実施。
3月	月末までに年次コミュニティ関係報告書を主管大臣に提示。
4月－2月	主管大臣により年次コミュニティ関係報告書を議会に提出。

（注2）主要行政機関（Key Agencies）は、CRC が指定する多文化主義政策を推進する上で重要と考えられる機関で、最大 20 を限度に指定される。2008 年の主要行政機

関としては、教育訓練省、保健省、警察局、道路交通局、首相府地方自治局など 18 の機関が指定された。

上記の監視及び評価プロセスについて若干の補足をする、まず各州政府機関が MPSP を策定・更新する際、CRC と以下の事項について決定するため話し合いの機会が持たれる。

- ・ MPSP に記載すべき達成目標の設定
- ・ 組織計画と多文化計画の間を補完する参照計画の策定
- ・ 業績指標の内容に関する相談
- ・ CRC による業績監視及び検証への同意
- ・ MPSP のフォーマットに規定のある実施事項ではあるが、その実施事項が機関の業務と関連しないものである場合の、その項目を免除するための交渉。

CRC は上記の項目について、各政府機関と話ながら実施可能な MPSP 策定にかかる助言を行うこととしている。

CRC との話し合いを経て、作成された MPSP について州住宅省を一例に紹介すると、住宅省では 2009 年 9 月に、2009 年から 2014 年までの向こう 5 年間の多文化政策の行動計画をまとめた「住宅省—多文化政策に関する枠組み案」を策定し、関係機関から意見聴取の段階へ入っている。

枠組みでは、統計情報（2006 年国勢調査）からの NSW 州の文化の多様性の現状認識、多文化主義政策における住宅省の役割などが報じられその上で、第 5 節に向こう 5 年間に行うべき取組とその実施時期について規定がなされている。

また、それら実施目標に関する自己監視及び評価手法について第 6 節で規定されている。

#### 住宅省—多文化政策に関する枠組み案（抄）

第 5 節 枠組みから得られる成果と戦略（「— —」は実施時期を表す。）

1) 文化的に適当な住宅に係る情報提供及び支援

1.1 言語サービスの開発投資の維持及び顧客が電話通訳及び現場通訳サービス、翻訳された情報へのアクセスを可能なものとすると共に、バイリンガル職員の有効活用。 —継続実施—

1.2 住宅に係る各種の支援及び言語サービスに関する情報を盛り込むことを目的とした住宅省ホームページの更新。 —2010/2011—

- 1.3 住宅省が顧客と行う書面による通信について、重要な申込書やそれに対する通信文における平易な英語を用いるといった通信手段におけるアクセスに対する見直し。 — 2010/2011 —
- 1.4 新興コミュニティのメンバー及び新たに移民してきた者に用いるコミュニケーション戦略の拡充。 — 継続実施 —
- 1.5 省内及び出先機関で、文化多様性のある顧客と接するスタッフの資質向上を図るためのフォーラム及び文化的認識を高める教育の実施。 — 継続実施 —

## 第6節 枠組みの実行

- 6.3 監視、報告及び評価 (「— —」は実施頻度を表す。)

### 【監視】

個々の戦略・活動の有効性や、目標に向けた当枠組みの進捗状況を評価するため、住宅省は以下の監視及び評価の手続きを行う。

1. 2008年に住宅省によって更新されたデータを基に、申請者・入居者の文化的多様性を把握するためのデータ収集及び分析。 — 毎年 —
2. 顧客サービス向上方策の一環として行われる定期的な入居者満足度調査から得られる情報について、文化的背景を異にする主要なグループごとの分析。 — 2年毎 —
3. 目標に向けた当枠組みの進捗状況を評価するため利害関係者へのアンケート調査や、文化的背景の異なる多様な集団のうち、住宅省の多文化フォーラムに参加するような組織との意見交換会の開催。 — 枠組み実施第3年度に実施 —
4. 年次多文化行動計画において記述される特定の行動に関連した情報と業績指標データの収集。 — 毎年の年次報告書に反映 —

### 【報告】

住宅省は、年間の多文化行動計画の実施状況に関する概要を年次報告において報告する。

加えて、住宅省は主要な行政機関として、多文化計画策定フレームワーク(注3)に規定される基準に基づく業績指標に対する進捗について自己評価を行いその結果を定期的に報告する。そこには、特定の戦略や上記【監視】の4に記された取組に関する主要なデータや指標に関係する情報も含まれる。追加

の評価活動もまた実施される予定。

自己評価報告は、CRC から提出が要求されている正式な報告の形式を満たすこととなっている。

(注3) 各公的機関において多文化主義政策を実施していくためのツールとして利用できるよう、州政府が提示した枠組み。「計画と価値」、「包容力と人材」「施策とサービス」という3つの項目について合計で7つの小項目が設けられており、それぞれの業績指標が示されている。

以上、主要行政機関である住宅省では、2009年から2014年までの多文化主義政策の行動計画を定めており、毎年の実施状況についてCRCに報告されることとなっている。

各州政府機関から提出された、取組状況の報告を受けたCRCでは、MPSPに記載された目標事項と年次報告の実績を照らし合わせ、その達成状況を「年次コミュニティ関係報告書」において公表している。公表は次のとおり達成段階に応じて公表されている。

- ① 法律で要求された項目、すなわち年次報告書において当該年度のMPSPの進捗の報告と次年度の主要な多文化戦略の報告の双方を満たした機関。
- ② 法律で要求された項目、すなわち年次報告書において当該年度のMPSPの進捗の報告と次年度の主要な多文化戦略の報告のいずれかを満たした機関。
- ③ 年間の達成状況の報告、年次報告書の写しの送付または進捗について報告を行わなかった機関。
- ④ 報告が所定の期日までになされなかった機関。

以上のような形で公表され、②～④に該当する機関には、CRC報告書における公表という形でペナルティが与えられることとなる。

## 2 各種ガイドラインの策定

多文化主義施策のCRCが行う技術的助言として、実施機関に対しガイドラインを提示しより高い計画が設定できるよう実施機関の取組を支援している。

- ① 「文化的調和－これからの10年間2002年－2012年」2004年6月策定  
Cultural Harmony The Next Decade 2002-2012

1996年に策定された民族問題行動計画の評価から現状の課題認識、そして2012年の向こう10年間に政府各機関が行うべき事項を盛り込んだコミュニティ行動計画の策定。

- ② 「地域における多文化主義の原則の実施」2008年8月策定

CRCと地方自治省が共同で作成した地方自治体の多文化主義施策実施にか

かるガイドラインで、地方自治体が、多文化主義施策の立案と評価、計画策定とサービス実施、職員配置、コミュニケーション、助成対象サービス等の広範な活動分野に渡り、その多様なコミュニティのための多文化主義戦略を策定・評価する際の指標を定めるとともに、自治体の優良事例の紹介。

一例として、以下にフェアフィールド市の取組を掲載する。

#### 多様な文化圏出身の高齢者の援助

フェアフィールド(Fairfield)市が主体となって設置されたフェアフィールド高齢者ネットワークは、自治体、コミュニティ、高齢者グループを結びつける重要な役割を果たしている。

同ネットワークを通じて、多様な文化圏出身の高齢者グループのリーダー達は、地域のプログラムやサービスについての重要な情報を入手し、自らの言語でグループ内のメンバーに情報を伝えることができ、またコミュニティ内のニーズや懸念事項また地域の主要な活動についての提言を市のネットワーク支援担当者に伝えることもできる。

同ネットワークの取組の1つとして、市は、地元の非政府機関と協力して高齢者グループのリーダー達に、リーダーシップ、集団力学、紛争解決手法等について研修を行っている。

このような取組の結果、高齢者グループのリーダー達は技能を身に付け、高齢者間でより情報が行き渡るようになり、高齢者リーダー間のネットワークも広がり、グループメンバーの支援方法についての情報や意見交換が行えるようになり、また高齢者向けの地元イベントを企画実施する際のグループ間の協力を促すことにもつながった。

### ③ 地域発展補助金プログラム

NSW州では、移民が母国の言語・文化の放棄することを要求せず、各コミュニティが各々の文化を尊重する調和のとれた社会構築を目指している。この理念を実現するため、営利を目的としないエスニックコミュニティグループまたは地方自治体が行う各種の行事イベントに対して補助金を支給することにより支援している。

#### I 補助金の種類

##### ○ 一般補助金

多文化ボランティア養成プログラム、多様な文化背景をもつ高齢者をサポートする職員の確保といった地域における多文化主義の発展を促進

する事業に対し、18,200 ドルを限度に補助。

○ スポンサーシップ補助金

地方自治体が開催する多文化行事（ストリートフェスティバルなど）、エスニックコミュニティグループ主催のイベントのスポンサーとなり、5,000 ドルを限度に事業補助。

シドニーに永住する日本人グループであるシドニー日本クラブ（Japan Club of Sydney Inc）は、毎年「日本語スピーチコンテスト」を実施しており、州政府は同イベントのために同クラブに 2,550 ドルのスポンサーシップ補助金を交付。（2007/2008 年度）

○ 地域パートナーシップ補助金

これまでと異なる国から新たに到着した移民が多い地域を抱える地方自治体において、移民とのコミュニケーションを図る上で必要となる職員を確保するに際して、費用面で助成。限度額は、非常勤職員の場合には 20,000 ドル、常勤職員の場合には 60,000 ドルとなっており、3 年間で限度に補助。

II 補助実績（2007/2008 年度）

531 件の申請に係る照会が地方自治体、エスニックコミュニティグループからあり、その中から 100 件の事業が補助金交付事業に採択され、総額 898,341 ドルの補助金が交付された。

④ 各種表彰及びイベントの実施

多文化主義施策を州内に浸透させる取組の一環として、CRC では、毎年多文化主義の推進に大きく貢献した個人または法人の表彰を実施し、その功績をたたえると共に広く周知を図る取組を行っている。

また、イベントを開催し、多文化主義から得られる恩恵や社会経済発展にむけ多文化社会が重要な要素であることを認識させる機会提供を行っている。

I 多文化表彰

多くの表彰部門があるが、ここでは 4 つ紹介。

○ 多文化主義マーケティング賞

多文化社会の特徴を活かし、商業分野で成功を収めた者を表彰。

過去の受賞者の一例として、韓国系住民が経営する精肉店の取組があり、オーストラリアではあまり消費されず捨てられてしまっている内臓部位に着目。韓国では内臓部位は好んで消費されており、オーストラリアで不要とされる部位を韓国に輸出し、その後の販路を確立したというもので、オーストラリア経済の発展に多文化主義が大きく貢献した一例と言える。

○ 多文化主義の発展に貢献した文芸作品の表彰

文化の多様性を紹介・奨励し、または移民としての経験などを紹介した文芸作品に対する表彰。

○ 外国文学翻訳に対する表彰

州では翻訳家を、外国書籍の翻訳を通じオーストラリア国民に外国の文化・知識を提供する者として高い評価を与えている。その翻訳家の功績を称える表彰として同表彰があり、毎年優れた外国文学の翻訳について表彰している。

○ 中国系コミュニティの表彰

中国系コミュニティは古くより NSW 州に拠点を置き社会発展に貢献してきたことに鑑み、中国系住民に対するサポートを行っている者に対し、中国の旧正月の時期に表彰するもの。

## II 各種イベント

○ 多文化マーケティング会議

商業部門における多文化主義の推進を図るため、文化多様性のあるオーストラリア社会を長所と捉えた市場戦略を策定し、経営発展を遂げる民間企業等の事例発表を通じ、文化多様性社会からビジネスチャンスを見出すか、そのノウハウを共有し、州内の多文化主義を更に深化させていこうという試みから開催されるもの。

2009年の会議では、民間企業事例発表のほか、統計局、移民市民権省などの政府機関から民間部門向けサービスの紹介が行われ、例えば統計局においては、5年に一度国勢調査を行いその結果を統計局のHPにデータベース化している。そのデータベースの市場開拓への活用手法について、事例を交えながらの紹介があった。

### 民間企業の取組事例 — 金融機関 W 社の取組 —

W 社は、全世界に事業を展開する金融機関で、各種の金融サービスの提供を行っているが、特に同社は、世界的なネットワークを保有していることから「外国送金サービス」が有名で、同社では、オーストラリアでの受託件数の拡大を図るべく、「母の日」に母国に在住する親に送金を促すキャンペーンを展開。

オーストラリアは人口の約4分の1が海外生まれで、親が海外に住んでいるというケースも多い。そのため他国と比較しても外国送金の利用頻度が高く、多くのビジネスチャンスがありうるという。

キャンペーンの事業実施に際しては、まず顧客となる人々の特徴を把握必要があることから、各エスニックコミュニティに対し、送金の頻度、時期、一回あたりの金額等に関する調査を実施。

その結果、フィリピン系住民が年間 20 回程度で 1 回あたりに \$100～\$400 程度と小分けに頻繁に送金。中国系住民は、年間 4 回程度、正月などの決まった行事にあわせ、1 回あたり数千ドルとまとまった金額を送金しているといった行動特性を把握。

得られた行動特性を基に、多言語でのパンフレットを作成、多くの広告媒体を通じて紹介、各コミュニティが開催するイベントでのスポンサーやブース出展、バイリンガルスタッフを活用した PR など利用促進キャンペーンを展開した。

キャンペーンを通じて新たに 7 割近くの顧客増を産み出すことに成功。同社では、オーストラリア社会で事業の成功を収めるには、よく地域のコミュニティと相談して話を進めていくことが重要とのことであった。

#### ○ コミュニティ関係委員会シンポジウム

地方自治体及び移民支援 NPO の担当職員、エスニックコミュニティグループ、若者グループ並びに宗教関係者の代表者などが集まり、それぞれの立場からの多文化主義施策に関する事例、施策を進める上での課題など情報共有を図るために開催されるもの。

会議は 2 日間にかけて行われ、初日は若者による会合で、若者の視点から見た社会について、要望・改善点などが提案されるもので、CRC では若者の声を政策に反映すべく毎年同様の機会を設けている。2 日目が、地方自治体、エスニックコミュニティ、宗教グループのための会合で、全体会議と分科会から構成される。2009 年の会議においては、分科会においては、「移民の社会発展参画方策」、「地方部における多文化主義施策」、「若者支援」及び「メディア戦略」といったテーマが分科会で設定され、テーマ毎に情報共有や今後進むべき方策について熱心な議論がなされた。

#### 分科会「地方部における多文化主義施策」における議論

同分科会では、最初に地方部で多文化主義施策を担当する 3 人の実務家から事例発表がなされ、その後参加者全員による討議が行われた。

分科会での議論の要点は以下のとおり。

- ・ 都市部と地方部では、所在する課題が異なるため、コミュニティグループに対する財政支援のアプローチが異なる。
- ・ 地方部における移民は、孤立と偏見を経験している。
- ・ 地方部では、都市部と比べて、利用できるサービスが少なく、また十分な時間も確保されていない。
- ・ 地方部では、サービス提供者とコミュニティメンバーとの良好なコミュニケーション及び協力関係は非常に重要。
- ・ 世界での出来事やメディア報道は、多文化コミュニティの存在に対して都市部以上に目に見える形で影響がある。
- ・ サービス提供者の多文化グループへのアクセスを確かなものとするため、また確立したネットワークの維持のため、多文化グループ及び機関との関係維持と支援は必要。
- ・ 文化的に適当な高齢者向けサービスを確実に提供するため、大手のサービス提供者に業務を委託することが必要。
- ・ サービス提供者の文化的な資質の向上は、引き続き必要。
- ・ 持続的な雇用の機会が無いと、地方部の多文化コミュニティは継続してその場に滞在することができない。など

⑤ NSW 州移民定住計画委員会 — 他の州政府機関との連携協力—

NSW 州に到着した移民（人道的見地からの移民を含む。）の定住に係る計画策定に全体で取り組むべく、2005 年に設立された委員会で CRC が議長を務める。

委員会への付託事項として、次の 3 点があげられている。

- ・ 州内における定住計画策定に際しての省庁横断的な取組推進
- ・ 州に移民してくるものの影響の監視及び検証
- ・ 定住課題に係る州の政策及び各機関役割の改善を行う際の調整及び連邦レベルの移民多文化問題に係る常任委員会（SCIMA）と閣僚協議会（MCIMA）における NSW 州の立場表明の機会の増加を図る。

委員会は、年 4 回開催され、委員会の構成員は次のとおり。

- |         |           |               |
|---------|-----------|---------------|
| 【州政府機関】 | ・ CRC（議長） | ・ 高齢障害在宅福祉省   |
|         | ・ 商務省     | ・ コミュニティサービス省 |
|         | ・ 教育訓練省   | ・ 住宅省         |

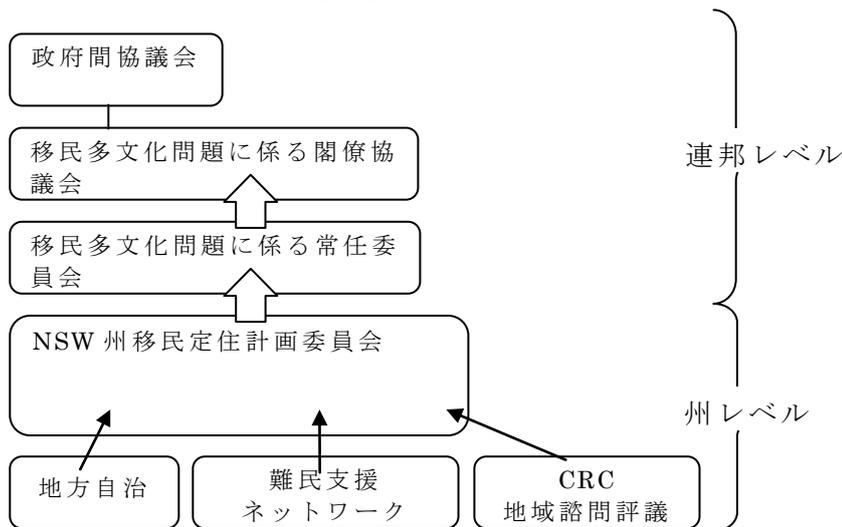
- ・ 地方自治省
- ・ 保健省
- ・ 首相府
- ・ 地域開発省
- ・ 州警察
- ・ 内閣官房

【連邦政府機関】 ・ 移民市民権省

委員会で審議された事項は、各州の多文化問題所管省庁の事務レベルで構成される SCIMA に上げられ、連邦レベルで対応が必要か否かの審議がなされ、SCIMA で提示された事項について MCIMA で審議、方針決定される、一部の重要事項については、連邦首相と各州首相で構成されるオーストラリア政府間協議会 (COAG) に上げられる。

このように、地域で生じた課題というのは、段階を経て最終的に連邦首相まで届けることができるような仕組みになっている。

図ー5 オーストラリアの移民定住政策計画のプロセス



### 第3節 事業機能

CRC が行う事業として、翻訳・通訳サービスや情報提供サービスがある。

#### 1 翻訳・通訳サービス

##### ① 概要

州政府機関である CRC でも州内の住民に対して、翻訳・通訳サービスを提供している。まず、通訳サービスについては、州内どの地域の住民に対しても提供し、毎日 24 時間 85 以上の言語と方言に対応している。

通訳は、電話通訳はなく、通訳者が現地へ赴く対面通訳を主としながらも、地方部・遠隔地で必要言語の通訳がない場合には、ビデオ・カンファレンス方式の通訳が行われる。

翻訳サービスについては、翻訳したい文書を CRC 事務所に持参し、手数料を納入した後、直接受け取りか郵送のいずれかを選択できる。

通常サービスは有料で提供されるが、州政府機関の行政サービスに関わる相談や手続き、法廷等の司法関係手続き及び非常事態時などの際の通訳及び翻訳は無料で提供される。これは、NSW 州が 2000 年法律で規定されている、多文化主義の原則の第 3 原則である『行政への参加の機会の最大限付与』(23 ページ参照)を実現したもので、州政府が提供するすべての施策に誰でもアクセス可能とする環境整備の一環として行われている。

また、個人からのアクセスのみではなく、機関から個人へのアクセスについても、通訳・翻訳サービスを利用することがあり、これは、例えば公立学校において、保護者面談を行う際、保護者が非英語圏出身で英語でのコミュニケーションが困難であると学校が判断した場合には、管轄する州教育訓練省が通訳を依頼することとなる。

CRC では通訳・翻訳サービスのための非常勤の形態で通訳者・翻訳者を 672 名雇用しており、これは常勤職員に換算すると 52 名相当の人数となる。

これら通訳者及び翻訳者の要件としては、連邦政府が運営する通訳・翻訳サービスの TIS と同様、国家翻訳者通訳者認定機関である NAATI (注 4) の認定を受けた者でなければならないとされる。

なお、公立病院や診療所での医療通訳については、CRC では通訳者派遣をしておらず、これは州保健省の管轄となっている。

(注 4) National Accreditation Authority for Translators and Interpreters、当該機関の概要については、第 6 章 (69 ページ) を参照のこと。

## ② サービス料金

翻訳・通訳サービスの費用は、通訳については、平日日中時 (午前 7 時半～午後 6 時) とそれ以外に分かれ、翻訳については、文字数及び作成期間別の料金設定となっている。

### ・ 通訳サービス

平日日中時の最初の 2 時間が 227.00 ドル、以後 15 分毎に 26.00 ドルとなっており、それ以外の時間帯と土日祝日については、2 時間が 351.00 ドル、以後 15 分毎に 45.00 ドルとなっている。

また、現地まで赴く場合には、旅行費用が上乗せされるとともに総額の 5%が手数料として課される。

### ・ 翻訳サービス

運転免許証、出生証明書、パスポート等の定型文書に係る翻訳については、作成期間別に、14 日で 70.00 ドル、7 日で 87.00 ドル、24 時間で 107.00 ドルとなり、非定型の文書については、例えば、14 日の作成期間で最初の 200 単語が 107.00 ドルでそれ以後は 100 単語につき 61 ドルの加算となる。

### ③ 利用実績

2007/2008年度の同サービスの利用実績は、通訳サービスが18,829件であり、利用の高い言語順に、アラビア語(3,226件)、ベトナム語(3,119件)、中国(北京)語(2,347件)、中国(広東)語(1,225件)、韓国語(809件)となっている。うち、75件のビデオ・カンファレンス方式の通訳を実施した。

一方翻訳サービスについては、27,241件であり、利用の高い言語順位としては、中国語(7,328件)、アラビア語(3,127件)、韓国語(2,713件)、日本語(1,371件)、スペイン語(1,335件)となっている。

### ④ 連邦の翻訳・通訳サービスとの関係

このCRCの提供数翻訳・通訳サービスと先の連邦政府が提供する翻訳・通訳サービスの関連は次のように考えることができる。基本的には、双方とも国民を対象としたものであるが、CRCが行う州の翻訳・通訳サービスは、NSW州が、2000年法律で宣言した多文化主義の原則の一つである「住民の州政府機関へのアクセス保障」という色彩がより強く、すべての州政府機関が、英語が不慣れな移民へアクセスする際には、CRCの同サービスを利用しており、多文化主義の原則を実現するための手段として同サービス運営している。この点において、移民の定住支援全般におけるインフラとしての連邦政府のサービスと若干異なる点であるといえる。

## 2 情報提供サービス

CRCで保有する、エスニックコミュニティとのネットワークや情報を利用し、他の州政府機関や民間企業に対し各種の情報提供サービスを実施している。

### ① 非英字新聞の翻訳記事提供サービス (MediaLink)

多くの移民が居住するNSW州においては、州の政策がエスニックコミュニティにどのように伝わり、またどのような評価がなされているかということは、政策の効果を検証し、改善につなげる上では重要なことである。

オーストラリア国内では約100種の非英字新聞が刊行され、これらは多い言語順に中国語が14紙(うち5紙は日刊。)ベトナム語が9紙、アラビア語が5紙、スペイン語が4紙となっている。新聞では、文化や慣習の違いから、同じ政策でもエスニックコミュニティによって受け止め方が異なり、記事での取り上げ方も異なる。

CRCでは、オーストラリア内で刊行されている読者層が多いとされる12言語のエスニックコミュニティ向けの新聞の記事を収集翻訳し、州政府機関に提供するとともに、記事は、30日間、CRCのデータベース「MediaLink」に蓄積される。

CRC では、2006 年よりこのデータベースを情報リソースとして、民間企業、政党、大学やシンクタンク機関に有料で公開し、利用者は、データベースの検索機能を用いて、必要な情報を取得することができる。

通常、日刊紙は刊行後 24 時間以内には翻訳が行われ（それ以外は 48 時間以内）、データベースはいつでも利用でき、検索では、欲しい情報を 5 つの言語で同時に表示することが可能となっている。

データベースの利用を通じて、州政府機関の場合、例えば、干ばつのため住民に節水と呼びかけた際に、その内容が各新聞できちんと伝えられているかを検証するのに利用され、民間企業では、コミュニティグループ内で話題となっている事項や流行を新聞からキャッチし、新たな市場戦略または商品開発の基礎資料とする。また政党においては、地域内の懸案事項を汲み取る際にデータベースを活用するなどそれぞれの立場からデータベースが利用されている。

サービスの利用料は、3 ヶ月間利用の場合には 4,000 ドル、6 ヶ月間利用の場合には 7,000 ドル、9 ヶ月間利用の場合には 9,000 ドルそして 12 ヶ月間利用の場合には 10,000 ドルとなり、1 つの言語のみのサービス利用は 3 ヶ月利用で 1,000 ドルとなっている。

## ② 電子メール情報提供サービス (emaillink)

CRC では、政策立案のためエスニックコミュニティとの広範なネットワークを有しており、このネットワークを活用した情報提供サービスを実施している。

統計によれば、オーストラリア市場の 24% を特定のエスニックコミュニティが占めていると言われ、民間企業においては、ビジネスチャンスと同市場に見いだすべく様々なアプローチを進めているが、効果的な情報伝達手法や焦点となるべき対象グループの選定に苦慮している状況にある。

CRC では、8,000 以上に上るエスニックコミュニティ関係者のネットワーク基盤（メーリングリスト）を保有しており、有料で政府機関や民間企業に同基盤を活用した情報配信サービス (emaillink) を実施している。

コンタクト先には、1,100 を超えるコミュニティグループ、約 4,000 の顧客となりうる個人、また約 2,100 のコミュニティ機関、各国領事館及び大使館、エスニックメディア、宗教組織法人組織が含まれ、依頼主から CRC に送られた情報は、上記のネットワークを通じ、各受け手に配信される。当該ネットワークは年に 2 回の頻度で更新がなされ、常に最新の情報が維持されている。

CRC では、単に情報を配信するだけでなく、長年エスニックコミュニティと関わりその中から得た知識・経験を活用した相談サービスも行っており、どのエスニックコミュニティに重点を置いた情報提供を行うか、あるいは提供の時期などについて助言を行っている。例えば、提供先グループにイベントがあり、その時期グループのリーダーが不在にしていることを CRC が知っている場合には、配信時期を少し遅らせることを助言するなどといった、長年の業務で得た

経験を相談業務に活用している。

また、情報提供の際に、内容について多言語にして配信したい場合には、先に紹介した翻訳サービスを活用して、特定コミュニティへの効果的な情報伝達を図ることもできる。

情報配信サービスの利用は初回は 100 ドルであり、2 回目以降は 1 回 75 ドルで利用が可能である。また上述の翻訳と相談サービスを併せて利用できるパッケージも用意されている。

サービスの活用事例として、次の 2 つの事例を紹介する。

#### I シドニーオペラハウスの活用事例

シドニーオペラハウスでは、大手イベント提供者として、幅広い顧客を引きつけるための手段を模索しており、特定の顧客へ公演情報を配信するため、10 ヶ月間 CRC の **emalink** サービスを利用した。

オペラハウスでは、インド、中国、アフリカ、スペイン舞踊など、特定エスニックグループが関心を持つような公演を行っており、これら公演情報をエスニックグループにどのように届けるかで苦慮していた。

同サービスの利用は、潜在的な顧客発掘とエスニックグループへの直接の情報伝達促進そして顧客の多様化などの点で有益な効果をもたらし、具体的な効果として、ある公演ではチケット販売件数が 27%増加したし、公演日が近づくまで内容が確定しない公演について迅速な情報周知を図ることが可能となった事例もある。

#### II NSW 歴史協議会の活用事例

協議会では、文化的及び言語的に多様なグループの 2007 年歴史週間への参加を促進させる上での非英語圏コミュニティへのアプローチのため **emalink** サービスを利用した。

歴史週間は、NSW 州の歴史に関する全国的な祭典で、2007 年は 11 回目の開催となり、その年は、文化的及び言語的に多様なグループの参加拡大が祭典の目標であった。

CRC は、協議会の代わりに、自身が保有するデータベースを用いて情報配信を実施し、これにより、クロアチア、マケドニア、マルタ、ポーランド、ウクライナそしてセルビアの各グループが毎年参加するレバノン、中国、イタリアグループに加わる結果となった。

州内の文化的に多様なグループとつながりが持てたのは、CRC

との協力があつたからと確信しており、2008年以降のイベントにおいても引き続きこの多様性ある環境を維持できるものと考えている。

#### 第4節 最近の課題

これまでCRCの機能及び役割について見てきたが、最後にCRCでの最近の課題について紹介することとしたい。

##### 1 イスラム教徒の住民への対応

国勢調査の結果からも、最近イスラム教がオーストラリアにおける大きな宗教勢力の1つとなっている。NSW州にも多くのイスラム教徒の住民がおり、その現実を国民に理解してもらう取組が第一に必要で、2001年のアメリカ同時多発テロや2002年のバリ島爆弾テロ事件などの経験から、マスメディアはイスラム教徒がテロリストになりうるとして、オーストラリア国内には未だイスラム教徒に対する根強い不信感を抱いており、この不信感は社会生活に差別の形で表現される。例えば、若者の就職活動において、名前がイスラム系というだけで不公平な扱いをうけるといったことが現実には起こっている。

CRCではイスラム系住民との対話や各種の調査を通じて、彼らが過激主義に走らず通常の信者である以上は社会生活を送る上では問題無いと判断しており、イスラム教の祭典や文化的行事へのサポートや、イスラム教徒住民を対象としたセミナー開催などを通じてイスラム系住民がオーストラリア社会に調和することへの各種のアプローチを展開している。

##### 2 衛星放送を通じた海外メディアへの対応

通信技術の発達に伴い、衛星放送を通じて移民はオーストラリア国内に居ながら、母国の放送を受信・視聴できるようになったことから、世界的な事件・事象について母国の視点から母国語で情報を入手することになり、母国での考えがコミュニティに普及し、それがオーストラリア社会の大半が下す評価と異なる場合には、社会軋轢となり表面化することもあるという。

そのため、CRCでは、海外衛星放送がエスニックコミュニティに与える影響についても注視しており、今後対応が必要になると考えている、

#### 第5節 CRCの政策立案及び事業実施に対する姿勢

CRCでは、各種の事業展開または政策を考える際、コミュニティの声を大切にしており、先に述べたような各種イベントの開催を通じた意見収集のほか、非定型的な取組としても、各コミュニティが開催するイベントへの参加や州内各地訪問を通じ、コミュニティが抱えている課題や地域特有の課題の把握に努めている。そのような機会にできるだけ多く、しかも上級幹部が訪問し、声を聞き政策または事業に反映するよ

うにしている。

以上、NSW州の多文化主義の総合的な推進機関であるCRCについて述べてきた。CRCでは、政府機関としての政策立案、他省庁監視などの機能の他に、州の多文化主義を促進させる取組として各種のサービス提供も行っており、その取組は広範囲に渡る。

## 第5章 教育分野における多文化主義政策

オーストラリアにおける多文化主義政策においては、教育の果たす役割が大きなものとなっている。本章では NSW 州における教育制度と教育環境における文化的・言語的多様性について概観するとともに、公立学校教育における多文化主義に係る施策の実情を紹介する。

### 第1節 教育制度の概要と文化的・言語的多様性

#### 1 教育制度の概要

オーストラリアでは各州政府の教育訓練省が大学以外の教育機関の制度を管轄している。ここでははじめに NSW 州教育訓練省の教育について、制度を概観する。

- ・オーストラリア国民はだれでも無料で初等・中等教育を受けられる（公立校）
- ・教育を受ける権利が親と子どもの両方にあることが制度的に保証されている。
- ・中等教育では特に、教育を受ける生徒の来るべき将来の職業を実現するような多岐にわたる選択科目が用意されている。

#### ① 教育制度

NSW 州では、6 歳から義務教育の対象となる。義務教育の前に1年間の就学前教育があり、4 歳半から親の判断で初等学校の就学前クラス（キンダーガーデン）に入学することができる。

学年は日本と同じ12年制であるが、日本の6・3・3制とは異なる。初等学校(primary school)は1学年から6学年まで、中等学校(high school、日本の中学・高校に相当)は一貫教育で7学年年生から12学年(15歳)までがとなっている。

義務教育は、10 学年を修了するか、17 歳に達した時点で終了するが、10 学年を終了した時点で17 歳に達していない場合は、17 歳に達するまで、フルタイムベースで、学校教育若しくは家庭学習、認証された教育訓練機関への進学、平均週25時間の有給雇用又はこれらを組み合わせた方法により教育を受けない限り、義務教育が免除されないこととされ、事実上17歳までが義務教育となっている（注1）。

（注1）2010年1月より制度が改正された。それまでは6歳から15歳に達するまでの間が義務教育であった。

#### ② 学年度スケジュール

NSW 州は4学期制を採っている。1学期は1月末から3月末まで、2学期は4月中旬から6月末まで、3学期は7月中旬から9月下旬まで、4学期は10月中旬から12月中旬までである。

### ③ 学校の種類と特徴（学校数、児童・生徒数）

NSW 州の公立学校は合計 2,242 校あり、児童・生徒総数は 735,779 人。初等学校は 1,641 校で児童数は 420,801 人、中等学校は 397 校で生徒数は 294,152 人、また、初等から中等学校までの一貫教育制を採る学校が 67 校で、児童・生徒数が 16,434 人である（2008 年 NSW 州教育訓練省統計より）。公立中等学校のほとんどが普通中等学校（Comprehensive High School）で、入学試験はなく、校区内の地域の生徒であれば入学できる。同じく公立中等学校のうち、選抜校（Selective School 17 校）については、入学試験に合格することが必要とされている。

### ④ 就学年齢基準日

就学年齢の基準日は 7 月 31 日であり、同日までに満 6 歳になる者は、同年 1 月末に初等学校に入学する。

### ⑤ 義務教育段階の学費

オーストラリア市民権、永住権保持者及び外交旅券保持者の授業料は無料である。一時居住ビザ、学生ビザ、観光ビザなどの一時滞在ビザの保有者が公立学校に入学を希望する場合は、一時滞在ビザ保有者教育費を支払わなければならない。

生徒または保護者は、授業料の免除申請を行うことができる。免除は支払能力などの諸事情が考慮されて検討される。一時滞在ビザ保有者及び留学生の扶養家族は、授業料免除の審査の対象にならない。

## 2 文化的・言語的多様性

NSW 州教育訓練省の多文化プログラム部門を訪問した際に、説明を受けた内容から、NSW 州全体における文化的な多様性を概観する。

### ① オーストラリアにおける文化的・言語的多様性

- ・ オーストラリア人の 5 人に一人は海外生まれである。
- ・ 4 分の 1 は家庭で英語以外の言語を使っている。
- ・ 250 以上の異なる民族的出自。
- ・ 家庭で話される言語は 400 種類以上あるとされる。
- ・ 年間 170,000 人以上の移民がいる。
- ・ 宗教については、非キリスト系宗教の信者が増加している。

### ② NSW 州公立学校の文化的・言語的多様性

- ・ NSW 州の公立学校の児童・生徒総数は 735,779 人である。

- ・ NSW 州の私立学校の児童・生徒総数は 374,171 人である。
- ・ NSW 州の児童・生徒総数のうち 17.9%にあたる 134,420 人以上が ESL (English as a second language)のプログラムのサポートの対象で、84,132 人の児童・生徒が ESL プログラムを受けている。
- ・ 215,788 人は、児童・生徒本人または保護者が家庭で英語以外の言語で話す。
- ・ 215,788 人の内、初等学校児童数 122,850 人、中等学校生徒数 91,824 人。
- ・ 全児童・生徒の 28.9%が英語を母国語としない児童・生徒である。
- ・ 36,000 人(5%)がアボリジニ・トレス海峡諸島民である。
- ・ 約 12,000 人の児童・生徒、家族が難民である。
- ・ 2009 年で難民の出身国の 4 カ国は多い順に、イラク、ミャンマー、アフガニスタン、シエラレオーネである。
- ・ 2009 年には NSW 州に新たに居住する 7,000 人以上の生徒が ESL で英語を学ぶ見込みである。
- ・ NSW 州の学校はコミュニティの文化的また言語的多様性を反映している。

### ③ NSW 州内で話される主な言語

#### ○ 英語を母国語としていない者の主な言語とその割合

1.	中国語	18.2%
2.	アラビア語	12.8%
3.	ベトナム語	6.7%
4.	ギリシア語	4.3%
5.	ヒンズー語	3.9%
6.	タガログ語	3.6%
7.	ハンダール語	3.2%
8.	サモア語	3.1%
9.	イタリア語	3.0%
10.	スペイン語	2.9%

#### ○ 新たに NSW 州に着た児童・生徒の主な言語

北京語、ハンダール語、アラビア語、広東語、ベトナム語、ヒンズー語、タガログ語、サモア語、インドネシア語、スペイン語、ダリ語、タイ語、ドイツ語、アッシリア語、タミール語、フランス語、ウルドゥー語

(Multicultural education in NSW government schools より)

## 第 2 節 公立学校教育における多文化主義に係る施策

NSW 州の公立学校では、生徒の 28.9% (215,788 人) が、本人が家庭で英語以外の言語を話す、または保護者のいずれかが家庭で英語以外の言語を話す「ラボート (LBOTE: Language Background Other Than English)」であり、母語の数は 80 に

上る。また、36,000 人を超える生徒がアボリジニ・トレス海峡民、そして約 12,000 人が難民としての背景を持つ生徒である。NSW 州教育訓練省では、こういった生徒の多様性をふまえ、レポートに対する言語的サポートのみならず、全ての生徒への多文化教育施策を実施するべく、「文化的多様性と地域社会関連政策」及び「ESL ガイドライン」、「人種差別禁止政策」を設けており、カリキュラムや学校活動に反映している。

## 1 多文化主義に係る政策目標

多文化主義政策と人種差別禁止政策はすべての学校と児童・生徒に適用されるもので、学校のカリキュラムに必要不可欠となっており、次の目標を実現することが求められている。

- ・すべての生徒が自身をオーストラリア人として自覚する。
- ・オーストラリアの民主的な多文化社会について、またその一員としての権利と責任について教育する。
- ・地域社会の調和を尊重し人種差別へ立ち向かう。
- ・すべての生徒がその能力を発揮できるような学習環境を整える。
- ・レポートの生徒の学習機会への参加の障害を取り除く。

## 2 多文化主義に係る政策

### ①文化的多様性及びコミュニティ関係に関する政策

#### I 政策の目標

- i) 各学校においては、人種差別や不寛容な態度に立ち向かい、文化的・言語的・宗教的差異に対する理解を深める教育方針を持つこと。
- ii) あらゆる文化的背景やコミュニティからの生徒が、多文化社会においてオーストラリア人としての自覚を持つとともに、市民として積極的に社会参加していくための知識、スキル、価値観を育成できるような指導・学習プログラムを提供すること。
- iii) 各生徒が持つ背景・文化を認識・尊重し、異なる文化・宗教・世界観に対してオープンかつ寛容な考え方を推進する包括的な指導を確実に実施すること。
- iv) 英語を第二言語とする生徒が学校活動に全面的に参加し、公平な教育的成果を達成できるように、英語および読み書きの能力を伸ばすための適切なサポートを提供すること。
- v) 多様な文化的・言語的背景を持つ対象生徒の個別の学習ニーズに対応するために、特化した指導・学習プログラムを提供すること。
- vi) 多様な文化的・言語的背景を持つ保護者や地域社会の人々との効果的なコミュニケーションを通じて、また、学校活動へのこれらの人々の参加を働きかけることにより、地域社会との良好な関係を推進すること。

## II 具体的施策

文化交流プログラム、包括的シラバスやカリキュラムの設定、多文化の観点から作成した教材の使用、多文化的な要素を入れたスピーチコンテストの実施、多文化カレンダー・ハンドブックの作成、各学校での多文化プロジェクトといったプログラムを実施している。

ここでは、それらのプログラムのうちいくつかの事例について紹介する。

### 〈文化交流プログラム〉

文化交流プログラムは、異なるコミュニティに暮らし、異なる文化、宗教、経済的背景を持つ生徒を引き合わせることで、互いの情報や考えの違いを共有することを通して、多様性に価値を置き、健全な地域社会を維持するという学校文化の発展を奨励するものである。プログラムは、アボリジニ教育、農業学習、反人種差別とコミュニティの調和、環境教育、平和教育、スポーツ教育といったテーマを設けて実施している。

#### ○ オーバーン初等学校とグレイ・ポイント初等学校との交流プログラムの例

オーバーン初等学校は生徒の 95%が英語以外の言葉を母語としており、多くの生徒はイラクとアフガニスタンを含む国々からの難民である。グレイ・ポイント初等学校はロイヤル国立公園の近くの特有のブッシュ地区に設置されている。両校の交流は、しばらくの間、手紙の交換によって行われた。手紙を通して、互いの住んでいる町や学校についての理解を深めた上で、グレイズ・ポイント初等学校の生徒と保護者が、オーバーン初等学校を訪問。様々な言葉での数の数え方を学び、ペンパルと対面し、食事を共にした。オーバーン初等学校生徒の返礼訪問は、グレイ・ポイント初等学校の近くにあるロイヤル国立公園で行われた。地域の先住民や環境問題といった地域特有の問題について話し合った。

### 〈特別言語プログラム〉

#### ○ テンピ初等学校における特別言語プログラム

テンピ地域に多く居住する6つのコミュニティの使用言語の文学や歴史を学習する。(統計から地域で10パーセントを超えて使用される割合の言語を学習言語として採用する。現在は中国語、ベトナム語、太平洋諸島言語の3つの言語を選択し学習する。) すべての児童が英語以外にこれらの言語を第二言語として、週2時間学習する。プログラムは連邦政府の財源により賄われており、母語を維持することの重要性の認識から、維持されている。

・文化交流プログラム

- ・ 包括的文化講義とプログラム要求分析
- ・ 教材と多文化の視点
- ・ 多文化の視点に立つ弁論大会
- ・ メイキング・マルチカルチャル・オーストラリア
- ・ 文化の多様性のカレンダーと添付のハンドブック
- ・ 学校内での多文化プロジェクト

#### <文化交流事業>

○ チャッツウッド IEC（集中英語センター、49 ページに詳述）における文化交流事業の事例

チャッツウッド IEC では、英語集中学習と多文化教育の一環として文化交流事業が実施される。IEC で学び卒業を控えた各国の代表生徒とウィルンビンとの交流事業であり、校長始め、担当教師そして IEC の生徒たちが参加する。出身国の紹介をする時間も設けられており、これまで ESL のプログラムにより生徒が身に付けた英語のスピーキング能力だけではなく、スライドや音楽を使ってそれぞれの国柄を伝える生徒の発表がなされる。生徒たちは事前に十分な練習を行い交流に臨む。参集した各国からの生徒たちは、NSW 州の北部沿岸部での農業体験やブッシュウォーキングなどを通じて、こうした地方部の学生と親睦を深めながら、お互いのバックボーンを理解しあう事が目指されている。

チャッツウッドとビバリーヒルズの IEC、クラブーズ・クリーク中等学校、リズモアからの 25 人の ESL 生徒、ムランビンビー中等学校からの農業を専攻する 25 人の生徒が一堂に会するり交流もなされる。

#### ② 反民族主義政策(反人種差別対策)

NSW 州が制定する「1977 年差別禁止法」(Anti-Discrimination Act 1977) は、連邦の「1975 年人種差別禁止法」(Racial Discrimination Act 1975) と同調し、NSW 州内における人種差別および人種差別的な中傷を違法としている。これに基づき、州教育訓練省では、人種差別禁止政策 (Anti-Racism Policy) を定めている。

これは学校および職場でのあらゆる形態の人種差別を撤廃するための取り組みであり、NSW 州立学校および地域・州事務所に勤務する全職員、州立学校に通学する生徒を対象とし、また地域社会とも密接なかかわりを持つものである。

- ・ いかなる形態の人種差別も拒絶し、人種差別（直接的・非直接的な人種差別、人種差別的な中傷やいやがらせなど）の撤廃に取り組む
- ・ 生徒、職員、保護者、地域社会の人々が、NSW 州教育訓練省の教育・訓練環境において人種差別に遭うことのないよう努める。
- ・ NSW 州教育訓練省の全職員が共有する責任として、教育・訓練環境における人種差別的表現を根絶し、そのような表現の使用を許容する態度に立ち向かう。

- ・ 全教職員は、オーストラリアの文化的・言語的・宗教的多様性の受容を推進し、偏見的態度に立ち向かい、人種差別的な言動をとる人に対する措置を確実に実施することにより、人種差別の撤廃に貢献する。
- ・ 学校および職場には、訓練を受けた人種差別対策担当官を配置し、人種差別に関する苦情に対し迅速かつプロとして適切に対応する。

※ 人種差別対策担当官

学校長には、人種差別対策担当官を指名することが義務付けられている。担当官は、高いコミュニケーション能力や、保護者・生徒からの信頼が必要とされるため、経験のある教師が担うことが理想とされており、新たに指名された担当官は、人種差別を理解し、担当官の役割について認識を深めるための研修を受けなければならない。

担当官は、人種差別に関する不満を持ち、その適切な解決を求める生徒、教職員、保護者、地域住民の間で橋渡し役として、以下の役割を担う。

- ・ インフォーマルな形での解決を試みる仲裁役
- ・ インフォーマルな解決が見込めなかった場合の苦情申し立てのための援助
- ・ 学校及び地域に対する担当官の存在の周知、教職員への反人種主義についての啓発、学校内で反人種主義教育の促進
- ・ 人種差別に関する提案や不満・申し立てを記録し、統計的な数字や傾向を学校役員などに警告する監視者としての学校長への援助

○ 学校における反人種差別教育

州教育訓練省は、いかなる形態の人種差別も否定する。各学校では、人種差別による問題を経験している保護者や児童・生徒そして職員を支援するために人種差別対策担当官を任命している。

教育訓練省では、また、保護者向けに人種差別の問題に関する同省の政策や手続き等の関連書類を配布している。

### 第3節 第二言語としての英語教育

英語以外の言語を母国語とする学生達にとって、英語の習得は、学校やその他の教育機関での学習や就職のために、不可欠なものである。ESLプログラムは、ESL学生（英語を、第二またはそれ以上の外国語として学びながら英語の読み書き能力を向上させる学生）がオーストラリアの学校生活に完全参加し、その後の高等教育や訓練を自分で選択できるようなレベルに到達するよう、英語能力の開発と学力向上のためのカリキュラムを提供するものである。

ESL教育は、初等学校、中等学校、IEC（集中英語センター）、IEHS（集中英語中等学校）において、生徒達の様々に異なる英語学習段階に合わせた形で行われており、集中英語学習やこれを修了した後のサポートなどが含まれる。ESL教育の対象となるのは、初等学校生から12年生までのオーストラリア新移住者またはESL教育を継続的に受け続けている学生である。

概観すると、初等学校ではESL児童は他の児童と同じクラスに入り学校生活を送りつつ授業時間のうち一定時間は他の児童から離れ特別の教育を受けるのに対し、中等学校では来豪直後のESL生徒は通常中等学校教育とは異なる学校(IEHS)またはクラス(IES)に入り特別な教育を受け、一定のカリキュラムを修了した後に通常中等学校に編入する仕組みとなっている。

ESL教育は、2つの特別プログラムを通じて実施されている。これらは、ESL特別目的サポートプログラム、ESL新移住者学生プログラムと呼ばれ、相互連携するものである。

## 1 ESL特別サポートプログラム

ESL特別サポートプログラムは、規定数以上のESL学生の在学する初等学校及び中等学校において、通常の教員枠とは別に、ESL教師の枠を設けて行われるプログラムである。学校は、ESL指導の計画やプログラム作りにおいてはESL学生の必要性を優先視し、かつ、プログラムの管理においては教育資源の範囲内で最大効果をもたらすよう、これを行うものとされる。

ESL教師は、ESL学生の英語や読み書き能力の指導に焦点を絞ったサポートを行う。また、クラス担当教師との共同作業を通じ、ESLに焦点を当てた要素を指導プログラムに盛り込み、クラス及び科目プログラムでの目標達成に貢献する。

フルタイム勤務のESL教師は、正規雇用の教師と同等の雇用条件(例：“RFF”と呼ばれる対面授業の免除など)が適用される。正規雇用でパートタイム勤務のESL教師は、正規雇用条件が適用されるが、その勤務時間数に合わせて必要個所の修正が行われる(例：RFFの割り当て時間は、パートタイムの勤務時間数に比例させ算出される)。ESL教師は、ESLプログラムの実施に伴い雇用されるのであり、臨時の代用教師として、または小規模クラスの新設のために雇用されるのではない。

ESL学生の背景は、多様である。まず、教育レベルや英語力に開きがある。また、オーストラリアで生まれた者もいれば、永住者または一時滞在者としてオーストラリアに渡航してきたばかりの者や難民や留学生もいる。教育レベルに関しても、母国で受けた正規教育のレベルが現在のクラス同級生と同等である者、戦争や内乱によって学校教育をほとんどまたは全く受けてこなかった者など、様々である。母国語の読み書きも、できる者とそうでない者がいる。

このような背景の違いから、ESL学生の英語学習における必要性は多様なものとなっているが、ESLプログラムは、それに対応し得るものでなければならない。

## 2 ESL新移住者学生プログラム

ESL新移住者学生プログラムは、ESL新移住者学生を対象にESL教師による短期的なサポートを提供するもので、ESL特別サポートプログラムが設けられていない地域、あるいは、IECやIEHSが生徒の通学可能距離内にはない地域の初等学

校や中等学校で実施される。学生がESL新移住者学生プログラムによるサポートを受けるには、以下の条件を満たしていなくてはならない。

- ・ 英語以外の言語を母国語とし、集中的なESL指導を必要としている。
- ・ オーストラリアへの新移住者である。（1～12年生の場合はオーストラリア入国より6カ月以内に入学、幼稚園生の場合は、オーストラリア入国より12カ月以内に入学の予定であること）
- ・ オーストラリアの学校への入学は初めてである、または、オーストラリア入国後6カ月以内に転校をする予定である。
- ・ オーストラリアの国民、永住者、永住権暫定ビザ保有者、一時滞在ビザ保有者ユニットより発行される入学許可を取得している一時滞在ビザ保有者のいずれかである。

先住民語を母語とし、ESL指導が必要なアボリジニ・トレス海峡諸島民の入学者は、ESL-ILSS（英語を第二カ国語とする先住民学生）プログラムのサポートを受ける資格を持つ。

ある状況下においては、ESL新移住者学生プログラムの対象外とされる学生も、ケース・バイ・ケースに基づき、これを受益することが可能とされている。但し、このプログラムはIECやIEHSが生徒の通学可能距離内にない地域の学校のみで実施されるものである上、ESL特別サポートプログラムを実施している学校では行われていない。

### 3 中等学校集中英語プログラム

このプログラムは、ESL新移住者プログラムにおいて、オーストラリアに渡航してきたばかりの中等学校就学年齢のESL学生に、IECやIEHS等集中的な英語教育を行う機関により、ESL学生の英語学習へのサポートを行っている。

IEC及びIEHSは、オーストラリアに渡航してきたばかりのESL学生が、NSW州の中等学校での学習を始めるにあたっての準備を行うための機関であり、英語習得プログラムや、オーストラリアの教育システムに慣れるためのオリエンテーション・プログラムや福利プログラムなどを実施している。

IECは中等学校の付属教育機関としての運営形態を取り、その親学校となる中等学校の校長が、職員雇用、財務、教育成果、職員及び学生の福利などといった、総括的な責任者となる。一方、臨時職員の雇用、予算の管理、学生の教育/福利プログラム、計画、専門能力の開発、職員及び学生の監督といった日常的なマネジメントは、IEC主任教師が責任を担当する。

一方、IEHSは、校長、副校長、主任教師数人が置かれる独立的な教育機関であり、校長がそのマネジメントや運営における総責任者となる。

#### ① IEC・IEHSへの入学条件

IECまたはIEHSへの入学を希望する学生は、以下の条件を満たさなくてはならない。

- ・ 英語以外の言語を母国語とし、中等学校入学のためにESL指導を受ける必要がある。
- ・ オーストラリアへの新移住者であり、オーストラリアに入国後6カ月以内に入学が可能である。
- ・ IECまたはIEHSへの入学申請は、オーストラリアの学校への入学申請としては初めてのものである、または、オーストラリア入国後6カ月以内にIEC/IEHSに転入希望である。
- ・ オーストラリアの国民、永住者、永住権暫定ビザ保有者、一時ビザ保有者ユニットより発行される入学許可を取得している一時滞在ビザ保有者のいずれかである。
- ・ IECまたはIEHでの履修を修了後、州立中等学校へ入学の予定である。

初等学校6年生の生徒の場合は、翌年の（オーストラリアの）中等学校入学に備えるためにIECまたはIEHSに転入することが、ケース・バイ・ケースにおいて可能である。

IEC及びIEHSは、以下のような条件にある学生は、受け入れの対象外としている。

- ・ 特定カテゴリの一時滞在ビザの保有者。
- ・ 母国またはオーストラリアで中等学校を卒業した、または、大学若しくは第三次教育（高校卒業者を対象とした専門学校など）に通学していた経験のある学生。
- ・ 現在年の7月31日までに20歳以上となる一時滞在ビザ保有者。

IEC/IEHSへの入学においては、上記のような条件を満たさない学生も、ある状況下においてそれが認められる場合もある。

## ② IEC/IEHSへの入学必要性の査定

オーストラリアの中等学校への入学を希望する新移住者学生（オーストラリアの中等学校生の年齢であること）で、英語を母国語としない学生は全て、事前にIECまたはIEHSへの紹介を学校より受け、英語能力の査定を受ける必要がある。

この査定によって、集中的な英語学習のサポートを受ける資格があると判断された学生は、IECまたはIEHSに直接、入学する。中等学校への入学に適切な英語能力と判断された学生は、これを証明する手紙を（IECまたはIEHSより）受け取る。そして、中等学校側は、学生の入学及び編入クラスの最終的な判断を行う。

## ③ IEC/IEHSの学生の種類分けと在学期間

IECまたはIEHSに入学する生徒は、一般受講生と特別受講生の種類に分けられ、本人の英語学習の必要性に適したクラスへと編入される。

一般受講生は通常、オーストラリアに移住する前の就学が継続的に行われていた学生であり、母国で英語を学習した経験のある者もこれに含まれる。これらの学生のIECまたはIEHSでの在学期間は一般的に最長30週間であり、その後中等学校へと転入することになる。

特別受講生は、オーストラリアへの移住前における就学の中断、身体的障害、学習困難、心理的適応などの理由によって英語または読み書きの初期的学習において著しい不利性が伴う学生のことである。これらの学生のIECまたはIEHSでの在学期間は一般的に40週間であり、その後中等学校へと転入することになる。

IECまたはIEHSの学生は、本人や家族の環境的变化または疾病などの理由により学習プログラムの受講が中断された場合、1学期間の在学期間の延長が認められる場合がある。

#### ④ 中等学校への編入

IEC/IEHSは、在学生の希望校への編入が可能となるよう、中等学校転入準備プログラムを実施している。学生及びその家族は、学校選択肢についてのアドバイスを受け、最寄りのまたは希望の州立学校を出願することが可能となる。中等学校への入学は、時に空き人員の有無に左右される。

#### ⑤ 集中英語カリキュラム

IEC及びIEHSで行われる集中英語プログラムは、IEP（集中英語プログラム）カリキュラム枠組みに基づき行われている。このカリキュラム枠組みは、NSW州の学校カリキュラムに必要とされるESLと州が定める学習到達基準の条件を満たすものとなっており、中等学校教科の方向性がESL学生に理解されるよう編纂され、かつ、ESL学生の英語能力が向上するにつれて、概念、語彙、及び、中等学校入学の準備に必要とされるスキルにより焦点が当てられるものとなっている。

IEC及びIEHSは、学生がオーストラリアでの生活や教育システムに慣れるよう、移民カウンセラー及びバイリンガル職員のサポートを伴うオリエンテーションプログラムや福利プログラムも実行している。

#### ⑥ ESL学習の習得度評価

##### I ESL学習の段階

ESL学生の英語習得度は三段階に分けられている。これは、各ESL学生のESL学習の必要度を明確に把握するためのものであるが、ESL教師の割り当ての優先順位を決める上でも使用される。ESL新移住者学生は、学校入学時に、本人の英語レベルが第一段階、第二段階、第三段階のどれに属するのかの評価を受ける。

生徒が一つの段階を修了し、次の段階に進むまでに要する期間は、各生徒の教育的背景、母国語の読み書き能力、英語学習の経験などといった様々な要素により異なる。一般的には、渡豪前に正規教育を継続的に受けていた学生の方が、ほとんどあるいはまったく学校教育を受けてこなかった学生よりも、次の段階に進むのが早いようである。

### **第一段階**

ESL学習における第一段階とは、英語の会話力、読解力、筆記能力の全てが、社会生活においても学業においても著しく不足しているといった段階のことである。

この段階にある学生は、英語知識がほとんどあるいは全くないといった初心者から、体験的出来事に基づいた出来事、テーマ、トピックについてなら、片言の英語でコミュニケーションが図れるといった者までが含まれる。学生は、第一段階の修了時期において、ある程度の読解及び筆記の能力を得ることが望ましいが、その程度は本人の渡豪時の年齢、及び母国語での読み書き能力に左右されるものとされている。

ESL学生が第一段階を修了するのは、一般的にはESLプログラムの下で英語学習を約9カ月間続けた後とされている。

### **第二段階**

ESL学習における第二段階とは、英会話力、読解力、筆記力に向上が見られるものの、そのレベルは、本人の熟知する範囲内での社会生活や学業に限られるといった段階のことである。

この段階にある学生は、一部のクラス活動への参加が可能な英語力（会話、読み書き能力）を備えた者から、本人の年齢層に相応ではあるが、自身の生活には直接関係のない事柄に対してでも、ある程度の安定性と統一性をもった英語で対応できる能力を備えた者までが含まれる。

学生は、第二段階の修了時期において、英会話力が著しく伸び、かつ、本人の英語力や読み書き能力を形式的な場面と日常生活の両方で活用できていることが望まれる。

ESL学生が第二段階を修了するのは、一般的にはESLプログラムの下で英語学習を約3年間続けた後とされている。

### **第三段階**

ESL学習における第三段階とは、通常は英語が流暢に話せ、生活での英語力も十分なものであるが、ある社会的場面や学業においては、読解力や筆記力に助けを得ることがしばしば必要となるといった段階

のことである。

この段階にある学生は、英語での会話、聴き取り、読み書きがほぼ問題なくできるといったレベルに達しかけている者から、本人の属する年齢層に相応ではあるが、自身の生活には直接関係ない事柄に対してでも、ネイティブ・スピーカーと同等の安定性と正確さをもって対処できる者までが含まれる。

学生は、第三段階の修了時期において、英語知識や読み書き能力が形式的な場面と日常生活の両方においてより向上しており、かつ、通常クラスでの学習が可能となっていることが望まれる。

ESL学生が第三段階を修了するのは、一般的にはESLプログラムの下で英語学習を約7年間続けた後とされている。

## II 通知表

英語学習の進捗については ESL 成績段階を示す書面の通知表が使われている。通知表は学校から保護者へ、児童・生徒の英語習熟度の達成度の連絡に使われる。ESL 成績段階は、次のように 1 段階から 6 段階までとなっている。

段階 1：英語が分かり始めたばかりである。単語を並べて意思を伝えることができる生徒もいる。簡単な単語や熟語を使って意思の疎通を図り、簡単な文章を読んだり、書いたりできる生徒もいる。

段階 2：なじみのある状況で簡単なメッセージを伝えることができる。手助けがあれば、個人的な経験や出来事や考えについて簡単な文章を読んだり、書いたりできる。

段階 3：社会的な状況および学習環境で簡単な会話に参加することができる。手助けがあれば、簡単な文章を読み、理解し、話や事実に基づいた文章を書くことができる。

段階 4：適切な言葉を用いて身近な話題について考えを伝えることができる。手助けがあれば、主要な考えや内容の詳細を理解し、なじみのある様々な話題について考え、書くことができる。

段階 5：流暢さと正確さの程度の差はあるが、広範な話題について考えを伝えることができる。手助けがあれば、適切な言葉と文章構造を用いて、なじみのない内容を分析したり、書いたり、編集することができる。

段階 6：正確性および複雑さという点で力を伸ばし、公式、非公式を問わずいろいろな状況の中で意思伝達をすることができる。手助けがあれば、複雑な文章を分析し、考え、見直しをすることによって、書く力を向上できる。

### ⑦ ESL の実際

## I 初等学校の事例

初等学校における ESL のプログラムは、日常生活に必要な英語の習得から始まる。

### (i) 授業の実際

#### (ア) 初等学校低学年 (テンピ公立初等学校の例)

テンピ初等学校はシドニー南西部のマリックビルにあり、キンダーガーデンから6年生までを受け持つ。児童数は171人、全児童の82パーセントが英語を母国語としない言語を背景にもつ児童である。このテンピ初等学校では、これらの環境を長所としてとらえ、カリキュラムの中に異文化理解の授業を設けて、国際理解の教育を積極的に実践している。

児童の学習意欲を維持させる配慮の下、ゲーム感覚で楽しみながら英語を学習できるように配慮されている。たとえば、日付や曜日、天気などが記されたボードを使って、児童が今朝感じたことや、昨日したことを発表したり、また単語カードを用いてパズル感覚で文章を作成するなどの手法が採り入れられている。



写真：単語カードを用いた文章作成練習

#### (イ) 初等学校高学年 (リバプール公立初等学校の例)

リバプール初等学校はシドニー南部に所在し、児童数は672名、その97パーセントが子ども自身またはその保護者が海外で生まれた児童である。その20%以上の児童が難民である。多くの児童が転入した段階で英語が話せないだけでなく難民生活をしてきたことによる心的なダメージを持った子どももいる。一番多いのがセルビア共和国、次にボスニア・ヘルツェゴビナ、インドの順である。アラビア語方面から多いのがリバプール公立学校の特徴の一つであ

る。あと、アフリカ各地からの児童も多い。学校内で話されている言語は 40 言語以上である。児童が転入するのは毎日で、入れ替わりは常時起こっている。

高学年になると、生活により身近な場面を用いて英語を学習するような取組が進められている。家庭でのお菓子作りを場面に、ケーキ作りの実践を通して、材料名や調理器具、調理方法といった実生活でもちいる英語表現の学習を行っている。



写真：ラミントンケーキを作りながらの英語集中プログラム

#### (ii) 学校運営の実際（リバプール初等学校長談）

リバプール初等学校では ESL のサポートスタッフ以外に、二人のサポートスタッフがいる。一人はコミュニティ・リエゾン・オフィサー（地域社会連絡担当官）で、週に 1 回学校に来て、基本的に保護者をサポートすることになっている。保護者が問題を抱えている場合には、このコミュニティ・リエゾン・オフィサーに相談することとされている。大概の保護者は先生と話をすることに恐れを感じており、（よいコミュニケーションを得られるか）難しいため、サポートスタッフが相談を受ける。怖いと感じてしまう理由としては、英語が話せないこと、オーストラリアの学校と母国の学校の雰囲気が非常に違うのでとつきにくいこと、があるのかもしれない。オーストラリアの学校は非常にリラックスした雰囲気をもっているため、保護者との関わりもかなり自由なのだが、やはり文化的な差があるため、コミュニティ・リエゾン・オフィサーがいるのである。

もう一人はエスニック・サポートという民族に関わる支援で、このスタッフは基本的に難民児童のサポートをしている。先生と児童の間に立って

支援し、また、保護者との関わりも持っている。

(iii) 保護者、ボランティアの学校への参画（テンピ公立初等学校の例）

保護者には、学校運営への参加が奨励されている。

とりわけ文化の多様性が高いので、保護者の学校運営の参画の機会を多く取り入れている。先住民の保護者と白人の保護者が協力している姿は、生徒に民族の垣根を超えた一体感を与える。

## II 中等学校における集中教育校の事例

NSW 州立中等学校総数は 397 校である。IEC が全部で 15 校設置されており、そのうちの 1 校が IEHS となっている。

クリーブランド・インテンシブ・イングリッシュ・ハイスクール（IEHS）はシドニー中心部、セントラル駅から徒歩で約 5 分のところに位置する。校舎は 1856 年に建てられ、全豪で最も古い校舎であると言われている。1977 年から IEC が開設。2001 年に IEHS として再編され今に至る。

クリーブランド中等学校は集中英語教育のみを担っている中等学校である。創立から現在まで約 100 カ国からの生徒を受け入れた。

チャッツウッド・インテンシブ・イングリッシュ・センター(IEC)はチャッツウッド中等学校に併設された英語集中教育センターである。シドニーの中心部から北へ電車で約 20 分のチャッツウッド駅から徒歩で約 10 分のところにある。通常中等学校を併設するということから、英語集中コースを卒業すればそのままチャッツウッド中等学校に編入する生徒が多い。チャッツウッド IEC に編入する生徒の家庭での使用言語の上位は北京語や広東語、ハングルであり、生徒の構成比も同様になっている。一クラス 20 人いるとそのうち 18 人は中国人であり、授業中は英語を使うが、昼休みや放課後は北京語や広東語を使っている。9 割の生徒が授業以外では中国語を使っているという環境にあるのがチャッツウッドの特徴である。



休み時間に談笑する日本人生徒、背後は IEC の建物

#### ( i ) 授業内容・時間数

各教科の内容は NSW 州教育訓練省の規定する公立学校の講義の網要に準拠しており、通常の中高等学校の科目と同じである。英語教育の内容は集中英語プログラム・カリキュラム・フレームワークに基づいて実施され、わかりやすい英語を使った授業の展開となる。

英語力の発達段階については ESL スケールによって把握されている。学校は、これら授業による成果を公表することが義務付けられている。生徒の英語力のうち「会話力」「読解力」「書く力」を把握する。

生徒がセンターに在籍するのは半年から約 1 年である。その間に生徒が通常の中高等学校で学んでいく英語力を身に付けるのを目的とする。

履修科目は英語、数学、科学、歴史、地理、美術、音楽、情報技術、自己啓発、保健体育などの NSW 州教育訓練省の指定科目を通して指導される。

11 年生対象の、HSC 向け選択準備コースは、経営学、初級日本語、中級中国語、科学、物理、情報処理工学、コンピュータアプリケーション、ソフトウェアデザイン、社会文化、スポーツ、生活とレクリエーション、職業研究、音楽、ヴィジュアル・デザイン、写真技術、ビデオ・デジタル画像術、映画撮影、数学がある。

#### ( ii ) 職員構成 (クリーブランド中高等学校の例)

クリーブランド中高等学校を例に職員構成を見ると、校長はじめ教頭、主任、学生指導員、カウンセラー、進路指導員、図書館司書、39 名の ESL 教師、17 名のバイリンガルサポートスタッフ、総務事務で構成されている。

(iii) バイリンガルサポートスタッフの役割

バイリンガルサポートスタッフは、生徒について学習面と福祉面をサポートする。生徒はもちろん両親や保護者と教員との間で通訳を行う。資格は特にはないが、スタッフは、エスニックコミュニティの中から採用する。有給である。授業中は教室に入り、生徒と教師の補助を行う。カウンセラーと連携して、生徒の通常教室への移行を援護する。生徒が新しい環境に慣れるように、両親や保護者に連絡し、落ち着くための手助けをする。また、手紙や書類の翻訳をする。

(iv) 保護者と学校の関わり

FICTS という州教育訓練省主催の保護者向け講義がある。児童・生徒と一っしょに渡豪して間もない保護者のための講習である。FICTS は、教育訓練省の職員によって進められるが、職員は事前に「ニューサウスウェールズ州苦痛と心的外傷の生存者のための治療とリハビリテーションサービス」と呼ばれる州政府機関において指導に必要な資料等を使つての訓練を受けている。

○ チャッツウッド IEC にみる NSW 州教育訓練省の保護者向け講習

チャッツウッド中等学校に併設のチャッツウッド IEC に入学して間もない生徒の保護者のための 2008 年度の講習を紹介する。



NSW 州教育訓練省(シドニー北部地域)主催による保護者向け講義の様様

チャッツウッド中等学校の図書館奥の会議室を利用して、セミナー形式で開催された。参加するのは中国語、韓国語、日本語を母語とする生徒の保護者 10 数名であり、州教育訓練省の講師 1 人と各国語の通訳 1 人ずつである。毎週月曜日の午前 9 時 30 分から 12 時までを一回として、合計 6 回の講義が開催される。

初回は開講式とガイダンス。2 回目は「子ども達の成長と親のあるべき姿」がテーマで、教育訓練省の教育ポリシーをはじめ特殊なサービスまでが紹介される。その特殊なサービスの一つが、「文字を読めない子ども達への支援策」である。文章が読めない全体の約 2 パーセントのこどものために 6 か月間、受講と送迎が無料で特別な学校でのプログラムが提供される。また、校区内にある自治体の住民サービス担当者を招いての行政サービスの案内もなされ、管内どこでも 4 ドル(現在は 5 ドル)タクシーサービスと無料通訳サービスなどは保護者の関心が高い項目である。3 回目は「オーストラリア教育制度」「警察のサービス」4 回目は「福祉制度」「女性の健康」5 回目は「バイリンガル能力」「児童保護」最終回は「HSC(The Higher School Certificate)と選択科目」であった。

(v) 保護者から学校への働きかけ — ボランティア活動の事例 —

学校運営のひとつに保護者がボランティアとして関わることが多いのが NSW 州公立学校の特徴である。日本と大きく違うのが、学校運営に直接かかわるようなボランティア活動である。

○ チャッツウッド公立中等学校・キャンティーン(購買部)での活動事例

「キャンティーン」と言われる購買部でのボランティア活動がある。キャンティーンで活動する人たちの国籍はバラエティに富み、オーストラリア、中国、韓国をはじめ、日本、イタリア、ベトナム、タイ、コロンビア、チリ、インドなどである。各国の食事を紹介しながら異文化理解を奨励している。

(vi) 英語以外の母国語を持つ家庭への支援 — 通訳翻訳サービス —

学校は、英語を話さない保護者や地域社会メンバーとのコミュニケーションにおいて、通訳サービスを利用することができる。また、保護者の側も、学校との話し合いにおいて、通訳サービスを受けることができる。このサービスには、現場での通訳サービスと電話通訳サービスがあり、通訳料は州教育訓練省が負担する。

州教育訓練省の刊行物の多くは、英語以外の言語に翻訳されており、学校職

員、保護者、住民はこれらを教育訓練省のウェブページ ([www.det.nsw.edu.au](http://www.det.nsw.edu.au)) からダウンロードすることが可能である。

## 第6章 保健医療分野における多文化主義政策

多民族が共生するオーストラリアでは、保健医療分野において言語や文化の違いによる様々な問題が生ずる。この章では、まずオーストラリアの医療制度について概観し、連邦が整備した公的医療制度のもとで、公的医療機関において、英語の不慣れな移民でも安心して医療を受けられるようニューサウスウェールズ州が提供している無料の医療通訳サービスや、連邦、州、民間が結合した事業体を実施する各種情報提供サービスについて概観する。

### 第1節 医療制度

#### 1 概要

オーストラリアにおいては、医療は公的部門と民間部門において提供される。公的部門での医療は主に各州政府によって設置される公立病院によって提供される。医療費の負担については税金を財源とする「メディケア (Medicare)」と呼ばれる公的医療保障制度が国民皆保障制度として整備されており、公立病院では全国民が無料もしくは低額で医療サービスを受けることができる。また、民間医療保険の加入者へも保険料の一部を政府が負担することにより私立病院の利用が促進されており、医療サービスの選択の幅が広がっている。

#### 2 公的医療保障制度 (メディケア)

オーストラリアにおいては、1984年に公的医療保障制度「メディケア (Medicare)」が国民皆保障制度として整備され、全国民が無料もしくは低額で医療サービスを享受できるようになった。制度は連邦政府によって整備され、サービスの対象は市民権及び永住権保持者である。1973年健康保険法 (Health Insurance Act 1973) に規定され、管轄は対人関係サービス省の中の「メディケア・オーストラリア (Medicare Australia)」という機関であり、財政管理及び説明責任法に規定されている。連邦政府の保健政策目的を達成するため、保健・高齢者省と連携して業務を行っている。

この制度 (メディケア) により、公立病院で医療を受ける際の患者の費用負担は原則無料となる。私立病院での医療についてもメディケアは適用されるが、患者の一定割合の負担が生じる。また、患者が民間医療保険に加入した場合、保険料の30%を政府が負担する制度「Private Health Insurance Rebate」が導入されており、これにより民間医療機関の積極的な利用が進み、公立病院への患者の集中が緩和されることによる待ち時間の縮減、財政負担の軽減などが図られている。また、同保険加入者に、より多くの医療サービスの選択肢を与えることにより、より個人のニーズに応えた医療サービスを受けられる仕組みとなっている。

メディケアに加入すると、加入者には氏名が刻印された「メディケアカード」が発行される。医療機関で医療を受ける際に提示し、様々な医療サービスを受け

られる。

メディケア・オーストラリアの発表によると、2009年6月末時点でメディケアに加入している人数は2,170万人で、オーストラリアの現在（2010年2月推定）の人口約2,200万人のほとんどが加入しているといえる。

### 3 医療機関

オーストラリアの医療機関には一般開業医、専門医、公立病院及び私立病院がある。患者は緊急の場合を除き、まずは一般開業医に診察してもらい、必要に応じて専門医、病院等を紹介してもらう。一般開業医の紹介がなくては専門医、病院での治療を受けることはできない。

患者 → GP（一般開業医） → 専門医（個人）、公立病院、私立病院  
（紹介）

#### ① GP（General Practitioner、一般開業医）

医療全般に渡る基礎的な知識と技術を持っている医師。患者が、具合が悪くなった時に最初に診療を受ける医師。日本で言う「かかりつけ医」の役割を果たしてくれる。ゲートキーパー（門番）と表現されるように、症状を見立て、次段階の治療へ進む際の病院・専門医への振り分けを行う。オーストラリアでは日本のように最初から病院や専門医に行っても緊急でない限り受診してもらえない。GPの診断により必要と認められた時に紹介状を書いてもらい、それを持って紹介された専門医や病院に診察に行く。通常GPは病院などの公的機関にはおらず、民間部門での個人経営が主である。

#### ② 専門医

特定の専門分野において治療を行う医師。個人経営と病院勤務がいる。GPによる診察の結果、専門的な診断や検査が必要と判断されると、個人専門医や病院に連絡をとって紹介状を書く。専門医の診断結果や検査結果はGPに報告され、患者がGPに結果を聞きに行くこともある。

#### ③ 公立病院

各州政府により設置される病院。「公的患者」として治療を受ける場合、医師の選択・指名はできないが、メディケアを利用して無料または低額で診療を受けられる。緊急の場合を除いて、直接病院に行くということではなく、まずはGPで診察を受けて紹介状を書いてもらう。より専門的な治療、手術、入院などが必要な場合や緊急の場合に使われる。「私的患者」として治療を受ける場合、医師の選択・指名ができるが、一定割合の費用負担が生じる。通常、総合病院には救急病棟があり、24時間態勢で緊急時に備えている。

#### ④ 私立病院

民間の事業者によって設置される病院。一般的に公立病院よりもサービスが高く、医師を指名できたり、入院時に個室を希望できたり、公立病院よりも待ち時間が短いなどの利点がある。患者が負担する費用は公立病院よりも高くなるが、メディケアがカバーしない部分は民間の医療保険に加入していればカバーされる。

### 4 財源

メディケアは、メディケア・オーストラリアにより全国一律に運営されている。本制度の運営に要する連邦政府の財源は約4分の1が「Medicare Levy」、残りは所得税や間接税などの税金によって賄われている。この Medicare Levy とは税の一種で、国民の課税対象所得から一定の税率で一律徴収されている。その税率は現在 1.5%である。Medicare Levy については低所得者層には減免措置があり、中高所得者層には「Medicare Levy Surcharge」と呼ばれる追加の税負担が存在する。これは、年収が一定額以上の世帯が民間医療保険に加入していない場合、課税対象所得の1%を更に徴収する制度である。

## 第2節 NSW州政府機関による医療通訳派遣サービス

### 1 概要

#### ① 背景

オーストラリア政府は1970年代に入り白豪主義の廃止後、多文化主義政策を取り入れることとなった。それまでは移民地域社会の医療現場では英語の不慣れな患者は医療を受ける際、家族や親族、友人等に通訳をしてもらっていたため、専門的知識の不足からくる誤訳や患者に対する重篤な病気の告知の際の親族の精神的苦痛など様々な問題を生じていた。こうした事態に対応するため、NSW州においては州政府の政策により、より専門的な治療を行う公立病院において、英語に不慣れな移民でも等しく安心して医療が受けられるよう、専門的知識を有し、その民族の文化的背景も理解した通訳者が職業としてサービス提供にあたる医療通訳派遣サービスが実施されている。このように医療通訳サービスは公立病院で受けられるものであるが、表-7のとおり、地方部における公立病院の割合は高く、逆に都市部における公立病院の割合は低くなっている。

#### ② 実施機関

NSW州保健省は下のリスト、地図のとおり管轄地域を大都市圏地域4つと郊外地域4つに分け、それぞれの地域に病院及び保健管理施設を管轄する機関を置いている。本章では、シドニー南西地域保健サービスが実施する医療通訳派遣サービスについて説明する。シドニー南西地域医療サービスの管轄する地域の面積は6,380平方キロメートル、15の地方自治体があり、約130万人（NSW

州の約 19%) が住んでいる。人口の 39% が家庭で英語以外の言語を使用しており、オーストラリアの地域保健サービスの中でも最も民族的に多様性のある地域となっている。

#### Metropolitan Area Health Services (大都市圏地域保健サービス)

- \* Northern Sydney/Central Coast (ノースシドニー・セントラルコースト)
- \* South Eastern Sydney/Illawarra (シドニー南東地域・イラワラ)
- \* Sydney South West (シドニー南西地域)
- \* Sydney West (シドニー西部地域)

#### Rural Area Health Services (地方部地域保健サービス)

- \* Greater Southern (大南部地域)
- \* Greater Western (大西部地域)
- \* Hunter/New England (ハンター・ニューイングランド)
- \* North Coast (ノースコースト)

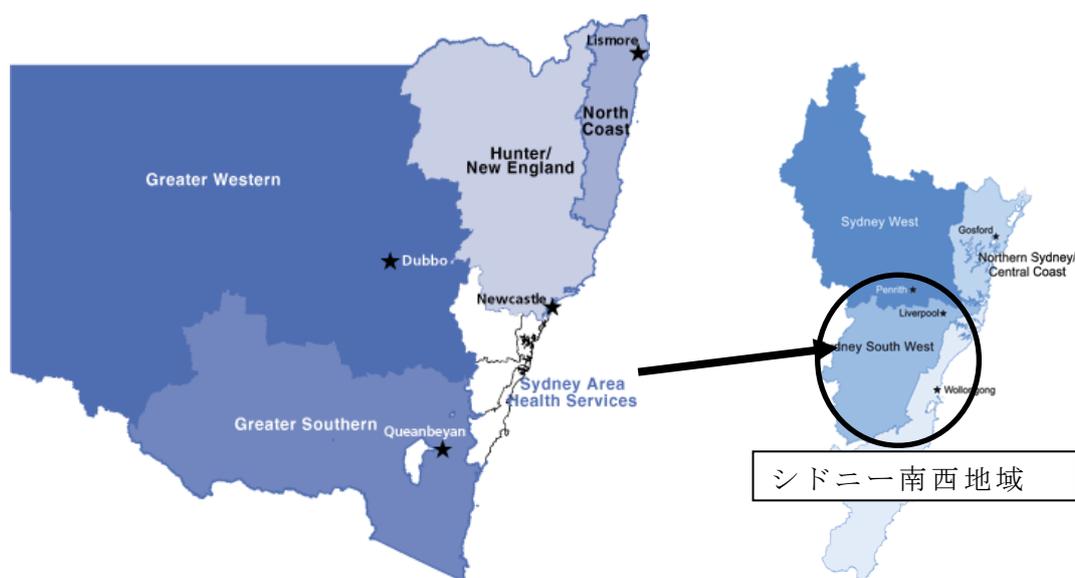


表 - 7 地域別病院数

	公立病院 A	私立病院 B	計 C=A+B	公立病院 の割合 D=A/C
Rural Area Health Services				
Greater Southern	45	1	46	98%
Greater Western	47	4	51	92%
Hunter / New England	41	10	51	80%
North Coast	21	5	26	81%

Metropolitan Area Health Services				
Northern Sydney / Central Coast	14	25	39	36%
South Eastern Sydney / Illawarra	20	16	36	56%
Sydney South West	19	11	30	63%
Sydney West	13	9	22	59%
Total	220	81	301	73%

## 2 医療通訳派遣サービス

### ① 派遣の仕組み

管轄地域内の公立病院などの公的医療機関の医者や担当者からコールセンターへ予約の電話をする。



コールセンターの受付員はコンピューターで、依頼のあった言語・日時・場所に対応した通訳者の中から予約の入っていない適当な通訳者を探し、情報をコンピューターに登録する。オンラインでつながったコンピューターにより通訳者に患者の予約情報が伝達される。

通訳者がコンピューター上で、登録情報を見て、確認の入力をするすると予約が完了する。

予定の時間に通訳者が病院に出向き、通訳を行う。

予約のシステムにコンピューターを使用することにより、予約の重複を防ぐなど効率的に派遣を行っている。また、通訳者が業務終了後にコンピューターに内容の詳細を入力することにより、情報の蓄積を図っている。

シドニー南西地域健康サービス・健康に関する言語サービスの場合、コールセンターには9人のオペレーターが配置され、24時間体制で予約を受け付けている。通訳者は100人が常勤。450人を非常勤雇用として契約している。需要の高い言語の通訳者が常勤として多く雇用されることになり、需要の低い通訳者は他地域と重複して登録されることもある。

電話を受けたらまずは常勤の通訳を割り当てるが、空いている常勤通訳がない場合は非常勤の通訳を割り当てることになる。

通常の予約受付時間は9時から5時までで、5時以降は産科や事故など緊急

時のみの対応となる。

FAX や E メールでの受付も行っている。

対応出来る言語は手話も含めて 130 言語におよぶ。

地域には病院 8 箇所、コミュニティーヘルスセンター 1 箇所の計 9 箇所に待機場所を設置し、需要の高い言語の通訳者が詰めている。

また、利用割合は少ないが電話での通訳のサービスも行っている。

病院等で医療通訳手配依頼カードを病院などで配布しており、患者がカードを提示することで、患者が必要としている言語の判別を容易にし、医療通訳の手配をしやすくするよう便宜が図られている。



通訳サービスを依頼できるカード。裏面に英語で日本語通訳をアレンジするよう書かれている。

## ② 医療通訳者の人材確保・養成

ニューサウスウェールズ州では、公的医療機関での通訳には、公的な認証を受け、特別に訓練され、医学用語を理解し、公的医療システムに精通した通訳者を使うことが方針とされている。シドニー南西地域保健サービスを含む NSW 州各地域の保健サービス機関が提供する医療通訳サービスでは、NAATI の認証を受けた者を使用することとなっており、通訳者の質は確保されている。また、実際に報酬をもらうプロの医療通訳者として派遣されるためには、集中適応講習、医学専門用語研修、定期講習など州政府が費用を負担して実施するいくつかの研修を受けなくてはならない。医学専門用語研修は課程を終了するのに約 6 ヶ月かかり、最後は試験に合格しなければならない。採用後に実施される研修は同時通訳の訓練や医療知識に関するもので、医療通訳者が研修を通じて新しい病気や新たな治療方法を学び、自分が通訳している内容が理解できるようにし、より良い通訳サービスが提供されるよう努めている。

## ③ 費用負担

利用者が公立病院、公的保健機関等で公的 patient として診療を受ける場合は本人の負担なしで通訳サービスを受けられる。

通訳サービス提供に掛かる費用は NSW 州政府が負担しており、サービスを実施している各地域保健機関に予算を割り当てている。

各地域保健機関は非常勤雇用の通訳者には時間給で計算した賃金を支払って

いる。労使関係法により、たとえ 30 分の勤務でも 2.5 時間分の賃金を支払わなくてはならないため、複数の診察の通訳をこなしてもらうこともある。2.5 時間以上かかった場合は 15 分ごとに決まった額が加算される仕組みとなっている。需要の少ない言語の通訳者は他の地域の機関とも契約していることもある。

私立病院など公的機関でなくても依頼があれば通訳者を派遣することは可能だが、その場合は定まった金額のサービス料金を病院に請求することになる。メディケアでは医療通訳にかかる分はカバーされない。シドニー南西地域保健サービスの標準的な料金表によると 2.5 時間以内は 124 ドル、以降、15 分増すごとに 15 ドルが加算される。

#### ④ 医療通訳の現場・利用の現状

通訳者に求められるのは、A 言語から B 言語へという単なる言葉の伝達ではなく、言語の伝達同様、文化的背景の伝達も含むものである。それは、患者の出身国の文化ではなく、患者個人ベースでの文化的背景の情報を医者に提供しなくてはならない。患者の移民してきた年代によっても文化が異なることがあるからである。

ある事例で、20 代の若い男性が重篤な病気で入院中に、同居していた母親のことをしきりに心配するので、病院側から 2 人に不健全な関係があるのではと疑われるということがあった。実は彼らの出身国では、長男が親の面倒を亡くなるまでみることを期待されているという文化が背景にあった。オーストラリアでは年を取った親を施設に入れることは一般的に受け入れられることであり、異なった文化を持っている。そういった際の通訳者には、医者に対してその国の文化的背景を説明することを期待されている。

日本では恐ろしい病気と考えられている癌は、オーストラリアでは単に細胞が変化したもので初期に治療をすれば治ると考えられている。このように、同じ病気でも文化的背景により認識が異なることを理解し、通訳するときに配慮しなくてはならない。

シドニー南西地域保健サービスで 1 日に受ける電話は約 400 件。約 9 割が現場に出向いての対面式の通訳である。電話通訳にも対応している。最近ではテレビを通じた通訳も増えつつある。技術は確立しているもののテレビ通訳には機密性などに課題がある。

利用頻度の高い言語は、アラビア語、北京語、広東語、ベトナム語の順となっている。地域によって需要はそれぞれ異なっており、カンタベリー地区など韓国語の需要が高い地域もある。

### 第 3 節 医療通訳者

#### 1 翻訳・通訳者国家資格認証制度

オーストラリアには NAATI (The National Accreditation Authority for

Translators and Interpreters Ltd.) という翻訳者及び通訳者のための公的な認証機関がある。連邦政府、各州・特別地域が合同で設立しており、大臣などの会員により指名された役員で構成される理事会によって運営されている。オーストラリアにおいて翻訳・通訳を職業とする専門家への認定証を発行する唯一の機関である。NAATI の主要な目的は、多様性のあるコミュニケーションの需要や期待を満たすことを支援することにより、人々の社会参加を強化することである。そのため、翻訳、通訳の国家的水準を高く設定し、それを維持、増進することに努めている。

等級は次の4つのレベルで認定されている。

レベル 2

Paraprofessional Translator (准職業的翻訳者)

Paraprofessional Interpreter (准職業的通訳者)

レベル 3

Professional Translator (職業的翻訳者)

Professional Interpreter (職業的通訳者)

レベル 4

Advanced Translator (上級職業的翻訳者)

Conference Interpreter (会議通訳者)

レベル 5

Advanced Translator (Senior) (最上級職業的翻訳者)

Conference Interpreter (Senior) (最上級会議通訳者)

シドニー南西地域保健サービスにおいてはレベル 2 以上の認定を受けた通訳者を雇用している。

認定を受けるには次の5通りの方法がある。

- ・ NAATI の実施する試験に合格する。
- ・ NAATI が認定した機関が実施する通訳課程を修了する。
- ・ 海外の教育的機関で取得した資格の証明書を提出する。
- ・ 国際的な翻訳・通訳の専門機関の会員による証明書を提出する。
- ・ 翻訳・通訳のより上級の特別な機関による証明書を提出する。

また、翻訳者・通訳者の情報をデータベース化しており、ホームページ上でリストを見ることができ、言語の種類、レベル、住んでいる州などの条件を絞り込んで検索することもできる。各種講習会なども実施している。

## 2 医療通訳者（日本人）の体験談

患者に関する事前の情報は、プライバシーの保護の関係上、相当限定されている。「何時に、どこの病院に行くように。」としか伝えられず、通訳する患者の病状容態等の情報が入ってこない。

医療通訳においては、語学能力の高さより、むしろ経験が重要である。プライバシーの関係上、限られた情報の中で、通訳する患者の様子などを窺い知るには、長年の経験がものをいう。(病院名と階数で、何科(病状)か推測がつく。)

患者カルテに通訳者の署名が求められており、通訳者に課される責任は重い。通訳者は皆、訴えられた時のために賠償保険に加入している。

医師の養成プログラムに、医療通訳の役割に関するカリキュラムが加わったのが今から15年前であり、医師の中には通訳者の役割を十分に理解していない者もいる。

通訳に際しては、混乱を避けるために、必ず一人称(私)を用い、医師、患者双方の言葉をそのまま伝える。また、患者及び親族に無用な心配を与えないために、感情を表情に出さないことが要求される。実際に医者から患者への「余命1年」との宣告を通訳したことがあり、3日間大変つらい経験をしたと話した方がいた。

医者には知識はあるが時間がない、患者には知識はないが時間がある、という互いの制約がある中での効果的なコミュニケーションスキルの向上が課題である。

日本語・英語の医療通訳者同士のネットワークを構築し、お互いに情報を交換して日々研鑽し、質の確保に努めていきたい。シドニー南西地域保健サービスのようなNSW州機関と契約すると、無料で研修を受けられるのはありがたい。

医療通訳に従事している理由として、人の役に立つことにやり甲斐を感じる、小さなことでも健康のありがたみを感じるなどの回答があった。

#### 第4節 公立病院以外の医療機関での言語の対応

同機関では、公立病院やコミュニティーヘルスセンターなどの公的医療機関でのみ、医療通訳のサービスを提供している。その前の段階のGPについて、主要な民族グループにおいては、それぞれの民族の言語を話すバイリンガルの医者が存在し、各民族の言語で医療を受けられる。このことは積極的に移民を受け入れるオーストラリアの大きな特徴であり、多くの民族出身者が当地で医者の資格を取得している。また新興の少数民族グループなどの未だバイリンガルの医者がいない環境や個人専門医、私立病院等の場合は、既述の連邦政府の提供する通訳サービス(無料)を利用するか、病院の提携する通訳者や患者自身で手配する通訳者から有料でサービスを受けることになる。

#### 第5節 健康増進に関する各種サービス

##### 1 NSW州多文化保健情報サービス

NSW州保健省の下にある政府機関であり、英語を母語としない者へ医療及び健康に関する情報を多言語で提供している。また、病院、診療機関に対し、英語を母語としない者への適切な対応に関する相談業務を行っている。その他、保健省が発出する文書の翻訳を行い、行政情報の多言語での提供。また同省から委託を

受け、医療・健康に関する調査研究を行っている。

#### ① 医療・健康情報の多言語での提供

英語の不自由な移民に対し、多言語での情報を提供。移民はオーストラリア社会の構成員であり、公平、均等なサービスを受けられることが認められている。また、実際の病気に罹った際の治療コストより、病気に罹らない予防対策コストの方がはるかに小さいとの観点からサービスを実施している。

情報提供は、単に情報を翻訳するだけでなく、移民の文化・習慣背景を考慮している。例えば、偏頭痛に対しては、欧米系の国々では病院へ行って治療を受けるのが一般的であるが、アジア諸国では、病院へ行くと費用がかかることから、一般的に自然回復を期待するなどの違いが見られる。

#### ② 各種健康キャンペーンの実施

##### ○禁煙キャンペーン (Quitlines)

喫煙に起因する病気(肺機能障害)は、罹ってからのコストはとても高い。喫煙者の禁煙活動を支援する取組みとして電話相談回線「Quitlines」を設置し、多言語による無料のサービスを実施した。QuitKit という禁煙用具の提供もしくは禁煙アドバイザーとの個別相談の機会が提供されている。

このサービスは、連邦政府が提供する TIS を活用しており、喫煙率の高いとされる7ヵ国出身者の母語(アラビア語、中国語、ギリシャ語、イタリア語、韓国語)に優先的に対応している。

2006年の創設当時は、相談件数が20件であったが、最近では464件(2007年6月～2008年6月)に上る相談が寄せられている。

##### ○乳がん対策キャンペーン

英語に不自由な女性の約1/8が乳がんと診断されており、かつ症状が相当進行した段階で診察に来る傾向がある。病気が進行した状況での完治は難しく、早期段階であれば容易に治療できるものも多い。そのため、すべての州の女性を対象に、乳がん対策キャンペーンを開催。多言語でのキャンペーン展開により、早期発見及び治療を促す取組みを進めている。2005年開催以来、参加者は約1,000人に上る。

## 2 多文化保健機構 (DHI)

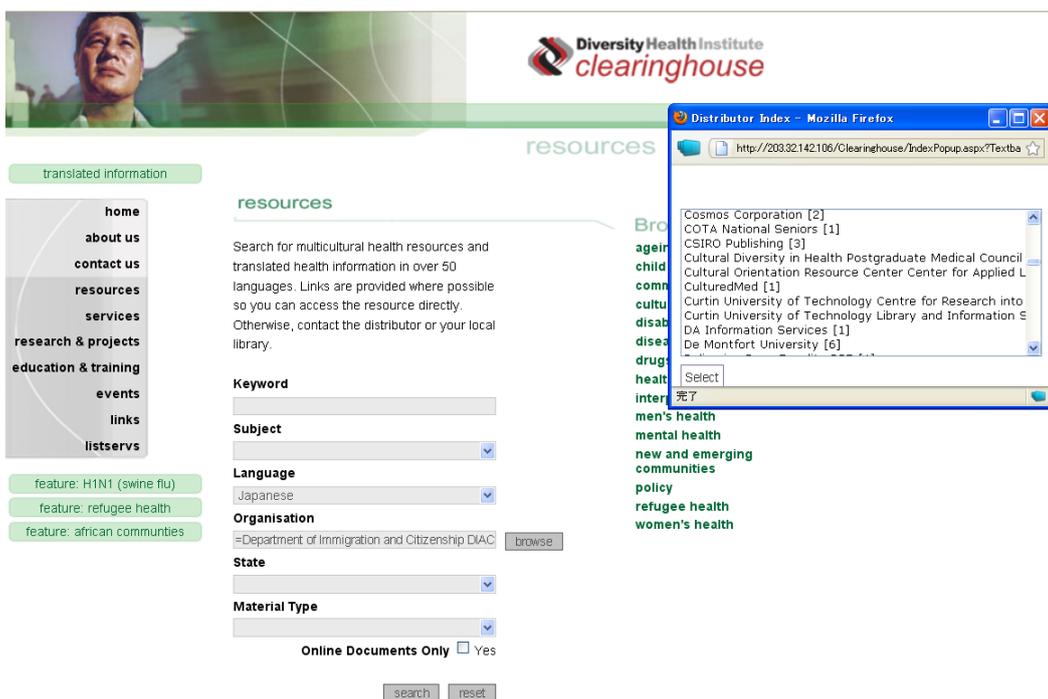
異なる文化言語背景を持つ移民の健康増進を図ることを目的として、連邦政府機関や州政府機関がまとまり設立された事業共同体。オーストラリアにおいて、健康施策は基本的に州政府の管轄となっているが、同分野は全国的に取り組むべき施策であるとの観点から、州及び連邦がそれぞれ持つ資源を活用して国民の健康増進を図るべく各種のサービスを展開している。

同機関では、医療従事者に対する相談業務、多言語での医療及び健康に関する情報の収集・提供、医療健康関係者への研修を実施している。また多文化社会に

おける医療に関する調査研究なども実施し、同社会での医療の充実を図っている。

### ① 多言語での医療及び健康に関する情報の収集・提供

多文化保健機構により提供されているサービス。インターネット上の図書館のようなもので、情報への中心的なアクセスポイントとなり、保健医療従事者や研究者、消費者などが多言語に翻訳された医療及び健康情報に関する記事を検索し、その記事の掲載されているサイトへアクセスすることを容易にしている。また、各民族向けのサービスを提供している機関、各言語に翻訳された健康に関する調査・研究文献、プロジェクト、地域での講習会、イベントなども検索することができる。



### (検索画面)

例えば、「日本語」で検索すると、74件の記録が見つかり、移民・市民権省の作成した「オーストラリアで生活を始める」小冊子や、アメリカの大学で作成された糖尿病の自己管理の仕方を説明した小冊子が、そのサイトにアクセスすることによって入手することができる。また、「イベント」で検索すると、NSW州政府が開催する高齢の難民への医療サービス提供者向けのフォーラムについて見つかり、開催日時、参加費、担当者、電話番号、メールアドレスなどの連絡先、ホームページアドレス、などの情報が得られるといった具合である。

インフルエンザの流行など即時性を求められるような情報については特集が組まれて最初の画面にリンクが貼られ、よりアクセスしやすくなるよう工夫がされている。

リンク先選定においては、適切な文化的配慮がなされているか、対象者が明確となっているか、一般的にアクセス可能か、発行者が定評のある機関か、情報が明瞭、正確か、認定を受けた翻訳者、通訳者を使っているかなどが選定基準とな

っている。

## ② ギャンブル依存症の相談・治療・支援

NSW 州における多文化主義のためのコミュニティ関係委員会 (CRC) とシドニー西部地域保健サービスの合同の事業である MPGS により提供されているサービスである。文化的・言語的に異なる背景を持つ民族で、賭け事にのめり込んで問題を抱える人々及びその家族に対して、質が高く、誰でも利用可能なカウンセリング、治療、支援サービスを提供している。

文化的・言語的に異なる背景を持つ民族の人々は様々な理由からギャンブルの誘惑に負けやすい傾向がある。移民は社会的、文化的、経済的にも主流から取り残される傾向にあり、それが彼らをギャンブルに導く事がある。オーストラリアでは賭博行為は身近な環境にあるため、移民はそれが新しい地域社会へ馴染むための 1 つの方法だと考えることもある。来たばかりの移民が社会的に孤立し、賭博施設が彼らにとっての社会的接触と娯楽活動の場となることもある。時には賭博を、臨時収入を得る方法だと考えてしまうこともある。カード賭博が文化維持の手段となっているような地域社会もあるが、すべての文化で賭博行為が支持されているわけではない。民族によっては、賭博を不名誉で罪深いものと看做されるので賭博行為自体を隠れて行うこともあるため、問題を抱えた際に誰かに助けを求めにくくなることがある。そのような人々を助けることがこの機関の目的である。

言語は 40 以上に対応し、賭博者及び家族の秘密は守られる。サービスは電話での無料のカウンセリング、アドバイス、情報提供や、希望言語での 1 対 1 でのカウンセリング、ファイナンシャルカウンセリングなど他機関の紹介、地域での教育プログラムの提供などがある。多言語でのパンフレット等も作成されており、利用者のアクセスの確保を図っている。

MPGS の財政的な支援は NSW 州のギャンブル基金から拠出されている。

## ③ 女性の割礼に関する教育プログラムの実施

NSW 州 FGM 教育プログラムにより実施されている事業。FGM (女性器の暴力的な切除) は世界中で行われている。世界保健機構によると、世界中で 1 億から 1 億 4 千万人の少女又は女性が FGM を経験したと推定されており、毎年 3 百万人の少女が処置の行われる危険に晒されていると言われている。FGM はアフリカの多くの国で一般的であり、アジアや中近東のいくつかの国々においても行われている。そのような地域からの移民も多く受け入れているオーストラリアでは、すべての州において FGM の実施を禁じる法律が制定されており、NSW 州においては、刑法第 45 条において FGM を禁止している。

オーストラリアにおいて、FGM が実施されたことを示す証拠があるわけではないが、実施が一般的だった地域から来た移民がいるということは、処置を経験したかなりの数に上る少女や女性がオーストラリアに住んでいるということ

を意味している。

NSW 州 FGM 教育プログラムは人権保護的手法を採用し、新旧コミュニティや利害関係者、サービス提供者らと協働し、NSW 州における FGM の発生を予防する様々な戦略やプログラムを用いて、処置の影響を受けた女性、少女、家族の健康への有害な影響を最小限に抑えることを使命とし、以下のようなサービスを提供している。

- ・処置の影響を受けた、または危険に晒されている女性、少女、家族の NSW 州のあらゆる種類の保健サービスへのアクセスの支援。
- ・コミュニティへの教育、情報、援助を強化することにより、FGM の発生を防止する。
- ・NSW 州に住んでいる、処置の影響を受けた女性、少女、家族の有害な影響を最小限に抑えるための支援。
- ・コミュニティの問題意識及び FGM 予防のための適切な取組みの強化。

医療従事者、カウンセラー、若者援助者、教育・福祉部門従事者、警察官などを対象とした専門的職業従事者教育プログラムや、バイリンガルのコミュニティワーカーによる対象地域の女性への 11 回の教育講座などが実施されている。

#### ④ 精神保健衛生の指導、自殺防止の指導

オーストラリア連邦政府保健・高齢化省の全国精神保健計画、全国自殺防止計画の資金提供を受けた MMHA (Multicultural Mental Health Australia) により提供されるサービス。MMHA は全国的なリーダーシップをとり、多様な文化・言語的背景を持つオーストラリア国民の間での精神保健衛生及び自殺防止への意識を啓発している。精神保健衛生の専門家、サービス支援グループ、第三者機関と協働し、関連したキャンペーン、プロジェクト、統計情報を提供することにより多様性のある地域社会の精神健康及び福祉を活発に増進している。専門家や精神保健医療従事者への資金援助、研修なども提供している。MMHA は多様な文化・言語的背景を持つ精神疾患患者や看護人と強力な関係を持ち続け、多文化の精神保健について情報を広く流すことによって、偏見の軽減、自殺防止を図っている。

インターネットサイトの運営、精神疾患に関する様々な書籍の販売、年 3 回発行の情報誌の無料配布、6 週間おきのメールマガジン発行、データ表の作成配布などにより様々な情報の提供を行い、多様な文化・言語的背景を持つ精神病患者、家族、看護人に対する支援を行っている。

#### ⑤ 仕事場における女性の環境改善プログラムの実施

Woman's Health at Work により全州的に提供されているサービス。プログラムは、文化的・言語的に多様な背景を持つ民族の女性の仕事場での健康と福祉

の向上を目的として、女性、雇用主、他の利害関係者が互いに協力して実施されている。

以下のようなプログラムやキャンペーンが実施されている。

- ・シドニー盆地全域の市場向け菜園で働く中国人女性の環境改善プログラム。リーダーシップ研修や殺虫剤の安全使用を含む農場での安全及び応急処置研修、語学研修などが行われている。
- ・市場向け菜園で働く女性に起こる筋骨格障害の軽減のための試験的調査事業。女性達に職業的に発生する傷害や痛みを軽減することを目的として、新作業用腰掛の導入などいくつかの実験が実施された。女性達を年齢や作業の従事年数などでグループに分け、インタビュー、グループ討論、アンケート、農場視察・観察などを実施、実験の効果が評価された。
- ・アフリカ地域出身女性の労働者向けプログラム。文献評価、コミュニティの特性分析、コミュニティの中心的グループの調査、コミュニティの住民やコミュニティの中心的な機関、雇用主とのインタビューなどを行っている。NSW州 FGM 教育プログラムと協働して調査事業が行われている。
- ・知的・身体的障害者で、NSW 州内の企業に勤める英語を母語としない女性への調査プロジェクト。職場における文化多様性や被雇用者の権利を認識し、尊重することを目的として企画された。多文化障害者擁護協会が、対象の女性について、意思決定プロセスへの参画状況や、研修の機会などについて質問を行いその結果をまとめた。調査結果は、知的・身体的障害者で英語を母語としない女性社員を雇用する職場における教育プログラムの開発に活かしている。

#### ⑥ 多文化社会における医療に関する調査・研究

DHI Research という機関では、その中の DHI 調査研究室で行われている臨床薬理遺伝学研究から文化的有料治療の最優良事例モデルの証明・証拠収集に至るまで幅広い調査・研究に参加している。DHI 調査研究室においては、病気の発現・治療における遺伝的特徴の影響の研究などを実施している。ある遺伝子が、特定の民族グループにおいて、他のグループよりも病気に対する治療が効果的であることを示すことはよく見られることである。例えば、薬理的治療が、これまで特定の民族には効果的であることを示していても、別のグループにおいては効果がなかったり、危険でさえあったりすることが判明したりする。DHI 調査研究室では現在、民族的多様性に関連した様々な調査・研究プロジェクトが進められている。

#### ⑦ 国際的保健機関との連携強化

シドニー西部地域医療サービスの支援の下に、NSW 州保健省の国際部門として、GHI がある。GHI は世界で最も包括的な医療機関の一つへのアクセスを持

っており、シドニー西部地域医療サービスと主要な国際医療機関との協力の機会を設けることを促進している。州保健省は高度医療病院から地方部の小機関、地域保健センター、小児センター、老人介護施設に至る幅広い機関で従事している 100,000 人以上の人材を有しており、多様性のある民族特有の保健医療分野に強い関心と専門的知識を持っている。このような資源と情熱、国際色のある地域社会への専門的知識の結合に加え、他の政府機関、教育的機関、調査機関とのつながりを持っており、先進的な保健医療提供の分野での指導者となっている。海外の機関による研究の成果を報告する会議などがシドニーで開催されている。

## 第7章 地方自治体における多文化主義政策

先に述べたとおり、地方自治体では多文化主義に関する政策が展開されている。連邦、州、地方自治体の3つのレベルの行政機関のうち、地方自治体は最も住民に近い存在であり、コミュニティとの信頼関係の上に施策が成り立っている。

### 第1節 各地方自治体に共通する施策

#### 1 州地方自治法における枠組み

NSW州の1993年地方自治法(Local Government Act 1993)第8条には、自治体の綱領(設立趣旨)が定められており、この中に「多文化主義の原則と調和した方法で権限を行使するとともに、多文化主義の原則を積極的に促進すること」と明記されている。

地方自治体は、地域社会戦略計画(目標期間10年以上)、事業実施プログラム(4年以上)、実施計画(単年度)の3段階の計画を策定することが法定されており、その実績は年次報告書に記される。

地域社会戦略計画は自治体の将来における優先順位を明らかにするもので、社会的、環境的、経済的、市民的な分野での率先事項を統合した計画であり、住民参加の下で議会が策定、承認するものである。

この社会的な分野の大きな要素が、多文化主義の政策に関わるものである。公平、アクセス機会、参加、権利という4つの社会正義原則にも合致することが求められる。

州法で法定された多文化主義は、地方自治体の一連の計画において、地域の実態と特色を反映して実現のための道筋が示され、年次報告書にその成果が掲げられるのである。

こうした計画体系は、2009年10月に改正された地方自治法により創設された。改正以前は、様々な計画の策定が法律、規則、通達などにより地方自治体に課されていたが、その煩雑さ、不整合などが指摘されており、これらの計画を統合した法制が求められていた。

以前は、1993年地方自治法、1999年地方自治体一般規則(Local Government (General) Regulation 1999)及び州政府が定める指針によって、自治体に文化的、言語的多様性を持つ住民に配慮した「社会・コミュニティ計画」を策定することが義務付けられていた。現在でも同計画が存続し、多文化主義の方向性を示す文書とされている自治体もある。以下の具体例の紹介は、旧法下での調査に基づくものであり、社会・コミュニティ計画に言及しているが、その基本的な考え方や方向性は変わっていない。

いずれにしても、地方自治体は、体系的で戦略的かつ長期的な視野に基づいた優先順位付けや企画に則り、計画の策定・実施することが望ましいとされる。あらゆる既存計画、報告体制の中で、文化及び言語が多様な地域社会の必要性に応じながら、適宜、多文化的戦略をこれらに組み入れていることが求められる。

## 2 CRC のガイドライン

NSW 州における多文化主義政策の推進は、CRC を中心としつつも、それぞれの分野を所管する省庁によって担われ、必要に応じ CRC と連携・共同で実施される。

2008 年 9 月、CRC と地方自治省（現在は、首相・内閣府地方自治部門）は、地方自治体における多文化主義政策の推進を実施する上での指針、枠組み、先進事例などをまとめた「地域における多文化主義の原則の実践－地方自治体のための計画の枠組み－(Implementing the Principles of Multiculturalism Locally : A planning framework for councils)」を発行した。

この冊子では、地方自治体が多様な文化を持つ地域社会においてサービスを提供し、施設を設置する上で重要な役割を担うことを前提に、多文化主義の政策やサービスを計画し実施することを支援するため、情報を盛り込んだ手引きと計画の枠組みを示している。

大都市、地方都市での実践例を紹介し、自治体の計画とその実施、評価を掲げ、それらから導かれるモデルケースを抽出している。

また、多文化主義に関する計画を策定するに当たっての手引きとなるような視点と実現のための施策例を示し、施策の推進度を測定できる評価基準を掲げる。

地方自治体が多文化主義を実践する上での有用なガイドラインとして位置づけられており、今後の計画策定、施策の推進への活用が期待されている。

## 3 各地方自治体に共通する具体的な施策

地方自治体の取り組みは大きく 4 つの分野に分けられる。

### 【地域社会における調和を目指す取り組み】

#### ・ 移民間もない人々への支援

新しい土地での新しい生活を始めるに当たり、生活に必要な情報をどこでどのように入手できるのかを学ぶことが必要不可欠である。自治体では、生活の基本情報をまとめた冊子を作成し、移民に対し情報を提供している。その冊子には主に下記の内容が記載されており、無償で配布される。

- ≫ 雇用に関する情報
- ≫ 銀行、税金、年金など金銭面に関する情報
- ≫ 警察、救急、消防
- ≫ 住宅設備や不動産に関する情報
- ≫ 教育に関する情報
- ≫ 医療に関する情報
- ≫ 児童保育に関する情報
- ≫ その他一般情報

## » 市民権に関する情報

これらの情報を提供することにより、新生活への足がかりを掴むことになるが、生活を営む上で様々な問題が生じる。ここでは、それらの問題に対する自治体の対応、施策について紹介する。

### ・ 家庭内暴力（DV）への対応

家庭内暴力は移民家庭に多い傾向が出ている。新しい環境、言語問題など内外からのストレスがその要因の一つになっている。自治体は相談を通じ、問題となる要因、またその解決策を共に見つけ出したり、助言を与える。

また、州政府や NPO 関係機関等と協力関係を築いており、関係者会議などの場を設け、問題解決に向けて取り組んでいる。

暴力を振るう側、振るわれる側を引き離すことだけでは根本的な解決にはならないため、多角的な支援が要求される。解決に導くと思われる方策を複数示し、あくまでも対象者の意思に基づいた支援を原則としている。

この DV 問題を抱える家庭に対する支援体制は日本のそれと共通する部分が多い。

### ・ 社会適応問題を抱える人々への対応

移民にとって、日常生活や仕事環境において自国の常識がオーストラリアでは通用しない場面に多々直面し、そのギャップに馴染めず外部との接触を避けたり、精神面での問題を抱えたりすることがある。自治体では相談窓口を設け、助言を与えるほか、異文化理解について住民参加方会合の設定や、職員がショッピングモール等の人が多数集まる場所へ出向き、自治体のサービスについて宣伝をするなどして積極的な住民サポートを展開している。

### ・ エスニックコミュニティとの関わり、相談窓口

エスニックコミュニティの高齢者の多くは英語をほとんど話さない、または英語能力が低いことが特徴である。それが原因で社会生活、近隣コミュニティからの断絶が生じ、疎外感を抱くに至る。

言語面でのサポートはもちろんのこと、公共設備の利用促進や多文化フェスティバルやイベントを通じて外部とのコミュニケーションを積極的に勧め、同じ社会の一員であることを認識してもらうことを目的とする。

## 【地域社会における主導権】

### ・ コミュニティ委員会の設置

住民からの多様なニーズに応えるため、コミュニティ委員会を設置している。委員は自治体職員に加え、各コミュニティから選出される。委員会を通じて、

意見、要望を効率的に集約できるほか、自治体からの情報を効率的に周知することが可能となる。

- ・自治体議会議員について

移民であっても市民権を得れば被選挙権を持ち議員になることができる。移民出身者が自治体議会の議員となることも珍しいことではなく、エスニックコミュニティの声を自治により一層反映させることができる。移民出身議員や上記委員会の設置により、地方自治体が住民に最も近い存在に成り得るのである。

### 【情報や各種プログラムへ公平にアクセスできる地域づくり】

- ・多言語での情報提供

基本的な生活情報、広報などは自治体の人口構成に基づき、多言語で作成されている。また、町のゴミ箱等の公共物にも英語以外での言語で説明が表記されている。



- ・通訳サービス

NSW 州内では 130 語以上の言語が話されており、自治体は顧客全員と意思疎通を図ることが重要となる。CRC の通訳派遣サービスを活用するほか、バイリンガルの職員のスキルを活用する。但し、相談に長時間を要するような複雑な内容である場合や、面談を必要とする場合には専門の通訳士を活用すべきであるとされている。

- ・コミュニティ言語手当制度（CLAS）

コミュニティとの連携、または円滑支援体制を自治体が持てるようにコミュニティ言語手当制度が NSW 州政府によって設けられている。

コミュニティの言語を話す職員は、職務の一環として市民と接することがあり、かつ定期的にその言語を使用する場合、金額は多くはないが、手当を受給することができる。

本手当の受給者はカウンター受付やその他の流動的な受付において様々な

対応を行うものとされるが、有資格者の通訳や翻訳者の行う業務には携わってはならないと定められている。

・自治体職員の文化的・言語的多様性

自治体では職員にも文化的・言語的多様性を持たせている。雇用に関する規則に、「採用時には自治体の活動の文化的・言語的多様性を考慮し、選考基準に文化的・言語的能力を取り入れる」と定められている。これにより、コミュニティと接触したり、協働したりすることが促進され、サービス提供の効果が高まるほか、カウンセリングや相談業務の向上にも資する。自治体の窓口には対応可能な言語リストが備えられており、職員は担当部署の枠組みを超えてサポートを行う体制を設けている。

【経済的及び文化的機会の提供】

・各種イベントを通じて異文化理解、愛着、社会への意識づけ

市民権を取得した人々を祝うイベント、多文化フェスティバルを実施することにより、言語的・文化的多様性を相互に理解すること、並びに文化を紹介することで自己のアイデンティティを再認識することを目的としている。

一人ひとりにとっては移民直後から多くの困難を乗り越えてきたことに誇りを持つとともに、新たな移民に対し経験を共有したり支援することにもなる。

これらのイベント、フェスティバル会場では多言語のポスター、ステッカー、資料などを配布することで自治体が提供するサービスについてより多くの人々へ周知することができる。

## 第2節 各自治体の取り組み紹介

これら共通施策に加え、各自治体の特徴に応じた取り組みが実施されている。本節では、自治体別の具体例を紹介する。

### 1 アッシュフィールド市

#### ① 概要と特徴

シドニー中心部より西へ約 12 キロメートルに位置し、人口約 40,000 人で、住民の約 43%が海外生まれである。シドニー都市圏でも有数の多民族文化都市として知られており、自らを多文化主義生誕の地と称している。

中国、イタリアからの移民が多く、市内には両国の文化を色濃く感じさせる建物や看板が数多く存在する。



多文化を象徴するモニュメントを背に自国の文化を紹介する市民

## ② 多文化主義施策

- ・ 住民間の調和、協力関係を促進するハーモニーワーカー

英語の能力が低いために、思うように他の人々と交流を持つことができない、または必要な情報を得ることができないという問題が生じ、住民間の不和につながる場合がある。こうした問題を解決するため、人と人との調和を図るためにハーモニーワーカーという職が置かれている。

業務内容は、英語を母語としない者へのコミュニケーション対応、市政運営における各文化・慣習の配慮、市の行政文書の翻訳などがあり市民の目線に立った活動が実施されている。

- ・ ウェルカムショップ賞の表彰

主に商店主を対象に、多文化主義の発展に貢献した者を表彰する。全ての商店主が誇りを持って活動できるように配慮されている。受賞者には補助金が支給される。こうした取組もあり、街中に多国籍料理店が立ち並び、経済発展にも貢献している。様々な国の料理を手軽に楽しめるのも多文化主義の利点の一つである。

- ・ 文化の祭典

年に一度、市の公園で文化の祭典が実施され、2009年の祭典では20,000人以上の観光客が訪れた。各々の民族衣装に身を包み、歌や踊りを披露したり、伝統的な食事を販売したりと、非常に賑やかな一日となっている。

## ③ 施策導入後も依然として残る課題

前記した通り、移民に対する施策、多文化主義を推進する施策が数多く取り入れられているが、それでも問題は残っており、それらの対応についても自治体に求められている。以下に掲げるのは課題のいくつかである。

- ・ 経済発展、技術進歩により、街は日々成長を続けている。しかしながら高齢者や第二次世界大戦後の移民達は近年の急速な地域変化に適応できず、戸惑いや不安を抱えている。
- ・ 自国の文化を尊重し互いの文化を受け入れる方針を打ち出していること、またウェルカムショップの創設などもあり、街中に公用語である英語以外の言語での看板が数多く見受けられるようになった。そのため、何が書かれているのか理解が困難で住民が不満を持つ場合がある。
- ・ 新しい移民を歓迎し、市民権を取得した住民を祝うなど、近年は比較的新しい移民に目を向けられた施策が多く、古くからの移民が不公平感を抱く原因となっており、両者に目の向けられた施策が求められている。

## 2 マリックビル市

### ① 概要と特徴

シドニー中心部より南西へ約7キロメートルに位置し、人口約75,000人、うち34%が非英語圏の背景を持つ。ギリシア系をはじめ、35もの民族グループが存在する。住民の高齢化が進む一方で、出産数が多い地域でもある。貧富の差が大きく、借家住まいの割合がシドニー全体では28%であるのに対し、ここでは48%にも上ることが特徴として挙げられる。



看板上部にはアラビア語表記が見える

### ② 多文化主義施策

- ・ トム・フォスターコミュニティケア

高齢者及び障がい者への幅広いサービス提供を目的としている。また、コミュニティ内での自立、老人ホームへの早期入所予防をサポートしている。

本事業は、家庭とコミュニティケアプログラムの下、連邦政府及び州政府からの資金援助を受けて実施される。

ひきこもり世帯への家庭訪問、買い物への付き添い、病院等の送迎などのサ

ービスを提供しているほか、配食サービスも提供している。

マリックビル市は、多種多様な文化的・言語的背景を持つ人々の家庭料理について重要視しており、文化的に適切で、かつ本格的な食事の調達、提供に取り組んでいる。

- ・マリックビル計画 2025 年

マリックビル市では、2025 年までの長期的なまちづくり計画を策定している。市は、コミュニティの福祉、調和、文化多様性等を積極的に外部に宣伝すると共に、自分が地域から歓迎されており、居心地が良いと感じられるようなまち街づくりを目標としている。また、環境に配慮し地域の中心都市としての発展を目指している。

- ・文化的多様性アクションプラン

既存の文化やビジネスの基盤をさらに強化することを目的としている。州内の平均失業率が約 5 % であるのに対し、マリックビルでは 10 % を超えており、深刻な問題となっている。本計画では自治体と移民委員会と共に求職者への情報提供、就労支援を行っている。

また、失業と家庭内暴力は密接に関係しているほか、ホームレス問題、社会不適応問題等が生じており、早期解決が求められている。マリックビル市では 2010 年 4 月までに本計画を完了することを目標としている。

- ・ コミュニティ文化イベントの実施

マリックビル市では文化イベントを実施することで多様な市であることを広く宣伝している。各種イベントには誰でも参加することができ、食文化の紹介やエンターテイメントの実施をしている。主なイベントは以下の通り。

- ・ギリシャ文化イベント
- ・ベトナム文化イベント
- ・アラビア語会話イベント
- ・中国文化イベント
- ・イタリア文化イベント ほか多数開催

誰もが参加でき楽しめるイベントを実施することで、異文化体験への敷居を低くし、偏見を取り除き、相互理解へとつながっていく。

### 3 ウィロビー市

#### ① 概要と特徴

シドニー中心部より北へ約 8 キロメートルに位置する。人口約 68,000 人、うち約 30 % が非英語圏の背景を持つ。オーストラリア全人口に占める日本人の割

合は非常に低く、上位 20 カ国内にも入らないが、ここでは中国、香港、韓国に次いで日本が 4 番目に位置していることや、他の自治体に比べ北東アジア出身者が多く、また近年移民が急増していることなどが特徴として挙げられる。

② 多文化主義施策

(I) モザイク (MOSAIC) センター

「Multicultural One-Stop Assistance Information Centre : 多文化的ワンストップサービス、情報センター」の頭文字を取ってモザイクセンターと称する本施設は、エスニックコミュニティに対し日常生活に必要な各種サービス、サークル活動等の場を提供することを目的としている。

	MONDAY	TUESDAY	WEDNESDAY	THURSDAY	FRIDAY
<b>Main Room</b>	The UK's Multicultural Program for Older People 12:30-1:30pm Taiwanese Women's Group 1:30-2:30pm Tic Chi Group	AGCA 2:00-4:30pm Chinese Social Group	3:30pm-5:30pm Korean Social Group 3:30pm-4:30pm Yang Ji Dance Group	3:30pm-5:30pm Chinese Seniors Group 11pm-3:30pm Korean Traditional Dance Group	4:00pm-10:00pm Taiwanese Women's Group 2nd 4th Friday Japanese Nat. Dance Group 1:30pm-3:30pm Origami Workshop
<b>Class Room</b>	10:00-11:30am English class level 1B	10:00-11:30am English Generation Level 1 11:30am-12pm Art/Craft Class 2:00-4:00pm Art/Craft Class Flower Making	10:00-11:30am English Generation Level 2 11:30am-12pm Spanish Class	10:00-11:30am English Class Level 2A 11:30am-12pm French for Beginners	11:30am-12pm English Class Level 3 11:30am-12pm Japanese for Beginners
<b>Group Room</b>	10:00-11:30am English Class Level 1A 11:30am-12pm English Class Level 2B	10:00-11:30am Mandarin for Beginners	10:00-11:30am Mandarin Conversation Class 11:30am-12pm 1st/3rd Wednesday Catholic Ladies Social Group 1:30pm-3:30pm Chinese Drinking Club Christmas Carols Meeting	10:30am-12pm Japanese Friendship Group 11:30am-12pm Korean for Beginners	10:00-12pm Chinese Pottery/Crafts Group
<b>Beau Champ Park</b>	9:30am-11:30am Multicultural Taiwanese Dance Group The Group meets between 4pm-5:30pm	10:00-11:00am Italian Social Group			
<b>Other</b>					

センター内、各ルームでの活動予定表



多言語でセンターの紹介がされている

主な活動内容は

- 多言語での情報・紹介サービス

- 高齢者サービス
- 児童サービス
- 保健福祉
- 住居に関するサービス
- 家族手当、年金
- 賃貸
- その他

翻訳および通訳サービスを利用し、必要な情報を得ることができる。

- 高齢者のための多文化ダイケアプログラム

- 週一日 午前 10 時から午後 2 時まで

英語以外を母国語とする身体の弱い高齢者を対象としたダイケアプログラム。施設内外における活動を通じ、文化の異なる人々と知り合うことができる。

- 税金相談

基本的な税金還付（タックスリターン）の申告書記入を手伝う。

- 英語クラス

ボランティアによる初級、中級レベルの英語を指導する。

- エスニックグループ活動

歌や料理、ダンス、エクササイズ、グループ討論会など、多種多様のサークル活動の機会を提供する。

- 母国語でのインフォメーショントーク

健康、社会福祉、賃貸における権利、異文化問題など、幅広いトピックの、興味深くかつ役に立つ講演を実施している。

このように多種多様な活動の場を提供し、地域住民との交流を保ち社会に馴染むことを手助けしている。センターのボランティアスタッフの多くも自身がかつては移民当初に苦労を重ねた経験を持っており、だからこそ利用者の目線に立ったサポートを行うことができるのである。

## （Ⅱ）ウィロビー市社会計画書 2005-2009

文化的背景や言語背景が多様（「Culturally and Linguistically Diverse」の頭文字を取って『CALD』という。）な住民向けの目標計画を作成するにあたり、30 回以上にわたる対面によるコミュニティ調査、電話調査、サービス事業者に対する調査と一般参加型の公開討論会などを実施した。これにより下記の目標及び対応策が導き出された。

- 情報が行き届いた地域社会であること

- 総合的な情報・コミュニケーション戦略を立てる
- データ収集と統計の情報源を補う
- ニーズに応えたサービスや施設の提供をすることで支援的な地域社会であること
  - 新規移民と進行移民コミュニティのニーズを観察し支援をする
  - サービス事業者との交流やコミュニケーションを促進する
  - CALD 出身者の特別なニーズを擁護する
  - CALD コミュニティが法的権利や法制度を理解するよう支援する
  - 有給雇用の移行を支援する
  - CALD コミュニティの英語力を支援する
  - CALD 出身の児童や青少年、家庭を支援する
  - CALD コミュニティの健康や福祉を支援し推進する
  - アクセスと平等の理念をサービスや施設を提供することで支援、推進する
- 団結して受け入れようとする地域社会であること
  - 適切で手頃な料金でできる社交やレクリエーション活動とその場所の提供
  - 地元レベルでの強い社会的連帯やより良いコミュニティの交流の機会を模索する
- 称賛し、創り出す地域社会であること
  - 文化を理解し文化的多様性を称賛する

08/09 年度の年次報告書では計画に対する達成・進捗状況が記載されている。  
(以下、一部抜粋)

- ・ 新規移民はコミュニティに馴染み、豊かな生活を送ることができている。
- ・ CALD コミュニティのニーズに沿ったサービスを提供している。
- ・ CALD コミュニティメンバーの英語力が向上した。
- ・ 求職支援サービス、保健サービス、チャイルドケア、教育及び職業訓練サービスへのアクセスすることができている。
- ・ 自治体職員は文化の多様性を理解し、分け隔てなくサービスの提供をしている。

社会計画書は4年間かけて作成されたが、最新動向や地域社会のニーズ、人口統計データの更新があればそれにそって随時更新、再検討される。このように柔軟性を持つことでより良い地域社会づくりを目指している。

### (Ⅲ) 図書館について

ウィロビー市のみならず多くの自治体が図書館を設置しており、様々な

言語の書籍が多数取り揃えられている。市の人口構成を参考にし、取り揃える書籍の言語を決めている。ウィロビー市では 2009 年 6 月 30 日現在で蔵書数は約 20 万冊、その内の約 3 万冊（約 15%）が非英語書籍である。英語以外の書籍の言語数は 12 言語であり、非英語書籍の 25% が日本語書籍である。

移民にとって母語で書物を読めるというのは、情報にアクセスしやすいだけでなく、自国の文化に接し続けることもできることを意味し、こうした点からも図書館の存在意義は大きい。

市も、移民の多くが最初に訪れるのが図書館であるという実態を認識しており、積極的な情報提供を目指している。



日本語を含む多言語の書物が多数取り揃えられている

#### (IV) 春の祭典「Spring Festival」

その名の通り春の期間に開催されるイベント。2009 年は約 2 ヶ月に渡って 45 のイベントが開催された。各コミュニティはそれぞれの文化にちなんだ演劇、音楽、食べ物や飲み物の販売や紹介をする。そのイベントの中には「日本文化紹介の日」も設けられており、日系コミュニティがよさこいソーランを披露したほか、お茶やお寿司といった日本の食文化の披露もなされた。

#### 地方部における多文化主義政策の例

－ビクトリア州グレーターシェパートン市－

NSW 州の地方自治体ではないが、地方部における多文化主義施策の取り組みの例として、ビクトリア州グレーターシェパートン市（以下、シェパートン市）の事例を紹介する。

#### 概要と特徴

シェパートン市はビクトリア州の州都メルボルンから北へ約

180km に位置する、人口約 57,000 の自治体である。全人口の約 11% が海外生まれ、約 10% が先住民という構成である。第一次産業を主産業としており、オーストラリアの食料庫と呼ばれる地域にある。

#### (1) シェパートン市の現況

都市部と違い、シェパートン市のような地方部ではあらゆる分野での人材が不足しており、中でも医療従事者の不足は深刻な問題である。移民の多くは都市部に居住することを希望するが、それは都市部以外のことを知る機会が少なく、また、雇用の情報が少ないことが理由にある。

そこで、地方部では電子、紙媒体等を用いて移住を促す宣伝を実施しており、それが一種のアピール合戦のようになっている。また、自治体が単独ではなく、近隣自治体と協力して、移民を迎え入れるための宣伝を実施する地域もある。隣接するシェパートン市、キャンパスプ市、モライア市の三つの自治体で移民確保、定住に向けて協力し合っている。

#### (2) 施策

生活環境が大幅に変わることで悩みや問題を抱える移民が多く、それらが解決に至らない場合、次なる住むべき場所を求めて現在の街から立ち去ることとなる。その結果人材が不足するという問題が生じる。上記の通り、自治体への移民を促進するための広報が重要であるが、その後のケアも必要不可欠である。

技術・能力に基づく移民の場合、業務を遂行する能力は当然保有しているのだが、職場環境への順応、雇用者との関係構築などの場面でのトラブルは別であり、移民流出の原因となるため、関係機関が間に入り問題解決を図る。労働者と雇用者間のトラブルはインド系移民に多く見受けられるという。

Centrelink、高等職業専門学校、自治体が共同で異文化相互理解プログラムを策定している。自治体には日々数十件の相談がメールや電話で寄せられる。

このように、シェパートン市では技術・能力移民を幅広く求め、その結果として多文化社会が形成されている。移民が住みやすいまちづくり、そして異文化相互理解を促進することが街の発展につながり、また多種多様の文化が共存する豊かな街に

へと導くのである。

(3) 課題

・言語問題、住宅問題

移民の中には全く英語力がない人もいる。政府は無料の語学プログラムを提供しているが、その期間はわずか5週間。そのわずかな期間では警察の呼び方、ゴミの捨て方、地域との接し方など基本的な知識を身に付けることができず、結果として地域から孤立してしまう。

移民に対する差別は依然として存在し、不動産は移民に物件を貸したがらない。こうした現実直面しつつ、移民がどのように生活するのが大きな課題である。

・治安悪化

州政府管轄の公営住宅には多くの難民や低所得者、満足に教育を受けることのできない人々が居住している。その生活は必ずしも本人の希望によるものではないため、公営住宅に押し込められていると感じている者がほとんどである。結果としてそのエリアの治安は悪化し、近隣と断絶している状態である。

## 第8章 非政府組織の取り組み

移民の定住支援について、住民行政の提供主体である政府機関の役割もさることながら、地域における非政府組織である移民情報センターやエスニックコミュニティグループの果たす役割も大きく、日々の生活支援や相談業務に応じるとともに、エスニックグループの地位向上に係る各種の取組を行っている。

### 第1節 移民情報センター（MRC：Migrant Resource Centre）

#### 1 概要

MRCは、オーストラリアに到着して間もない移民（主に人道的見地からの移民）の定住に係る支援や、定住後の地域への調和を図るための各種の事業を行う非政府組織で、オーストラリアの都市部及び地方部の移民が多く居住する地域に設置されている。現在NSW州には12のMRCがあり、それぞれ移民に対するサポートを実施している。

MRCは、もともと連邦政府のイニシアティブで設立された機関であり、1976年に移民に対する定住に関する情報提供と地域の調和発展を促進するための機関として、NSW州パラマタ地域（シドニー西部）とビクトリア州リッチモンド（メルボルン東部）にMRCの前身となる機関が試行的に設置されたのが始まりである。

2年後の78年に連邦政府に提示された「ガルバリー報告」で、移民が多く居住する地域で支援を行う機関への資金供与の特別のプログラムを創設することが盛り込まれ、各地にMRCが設立されるようになった。

MRCの財源は、主に連邦政府からの補助金であるが、政権交代による変動の影響が大きいため、他の政府機関（州政府、地方自治体）からの補助金や民間企業等からの寄付金等、収入の多様化を図ることで、安定的かつ継続的なサービス提供が行えるよう努めている。

MRCの組織は、理事会と事務局により構成され、理事会は、地域のエスニックコミュニティグループの代表、地域住民代表などから構成される。

#### 2 事業

MRCが行う事業は、次の3つに大別される。

##### ① 移民への直接的なサービス提供

新たにオーストラリアに到着した一般移民や人道的見地からの移民に対し、住居や保育施設の紹介、英語学習の機会提供、就業支援といったサービスを提供するもので、MRCの基幹的な業務となる。

##### ② 包容力ある地域社会構築に向けた各種取組

移民に対し、オーストラリア社会の習慣や制度について学ぶ、または健康管

理や就業、教育、法律などといった基本的な情報を提供するインフォメーションセッションを設けるといったことや、受け入れる地域の異文化に対する理解を促進させるためのイベント開催などがある。また、移民の市民権取得を奨励するような取組を通じ、移民と受け入れ地域の調和と発展を図るために実施される。MRC が所在する地域の特性を考慮しつつ、各 MRC が特徴ある事業を実施している。

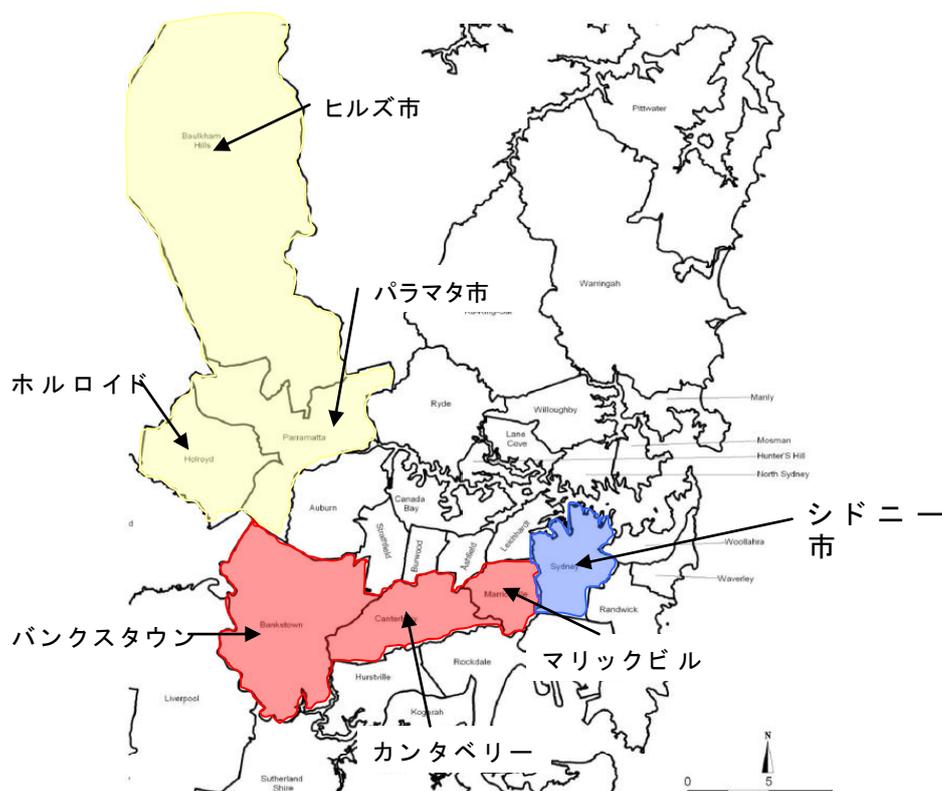
### ③ 地域の各機関の協力関係構築に係るコーディネート

地域が一体となって移民を支援できる環境を構築するため、MRC がエスニックコミュニティグループ間の連携協力を図る、または、電気・ガス・水道といった大手のサービス提供者と日ごろからの関係を持つことで、これらサービス提供者と移民との間の溝を取り除くような取組を進めている。

以上のような事業を MRC では担当しており、本節では、2つの MRC、メトロ地域 MRC（旧カンタベリー・バンクスタウン地域 MRC）とヒルズ・ホルロイド・パラマタ地域 MRC について紹介することとする。

中心部であるシドニー市（青色網掛け）の西に位置する地域（赤色網掛け）を主な対象地域とするのがメトロ MRC であり、黄色の網掛けで示される部分を主な対象地域とするのがヒルズ・ホルロイド・パラマタ地域 MRC である。

図－6 MRC の主なサービス対象地域



### 3 メトロ地域移民情報センター (Metro Migrant Resource Centre)

#### ① 概要

シドニー中南西部のカンタベリー市及びバンクスタウン市地域の難民及び到着して間もない移民を対象に定住支援を行うため 1986 年に設立された MRC で、設立以来「カンタベリー・バンクスタウン MRC」と称されていたが、近年、周辺地域、特に中西部地域 (Inner-west Area) におけるサービスへの需要の高まりを受け、2008 年に同地域のマリックビル市に支所を設立し、同地域でのサービス提供を本格的に開始した。

翌 2009 年には、対象地域が拡大したことに伴い、名称を現在の「メトロ MRC」と改称し、シドニー中心域における MRC として、サービス展開を実施している。

組織は、9 人の執行役員と投票権を持たない 2 名の諮問委員 (地方自治体代表) から構成される理事会とその下で約 30 人の職員が業務に従事している。

メトロ MRC が対象とする地域の特性として、レバノン、ベトナム、中国、ギリシャ、ポルトガル、韓国といった国々の出身者が多く居住する地域となっている。

#### ② 事業概要

##### (I) 移民、難民、人道的配慮からの移民への定住支援

- ・文化・社会制度及び生活習慣の違いについて理解を深めるためのインフォメーションセッションの開催。

セッションにおいては、移民の関心が高い、定住情報、住宅、健康、雇用、犯罪、養育、家族関係、税金、市民権取得、若者と家族への教育・訓練といった内容がテーマとして取り上げ、オーストラリア社会におけるルールを認識を高めることを目的としている。

- ・法律、就業及び家庭に関する相談サービスの提供

移住に係るストレスから、移民家庭における家庭内暴力が問題となっており、問題の解決手法について個別に対応する。相談は面談または電話により実施され、2008/2009 年度の実績では、面談が全体の 47% で、残りの 53% が電話による相談であった。

- ・定住に伴い必要となる行政文書の作成支援

地域のコミュニティグループが、政府機関に提出する行政文書 (補助金申請書) などの書き方を指導する。

- ・電気・ガス・水道代が支払えない移民に対する財政支援

エネルギー支払い支援制度を通じた、電気及びガス代金の一部負担 (30 ドル分のクーポン券支給) 及び大手電話会社と水道供給者の割引制度 (25 ドル分のクーポン券支給) を通じた、財政困窮者への支援である。また支援過程における相談を実施する。(支払い遅延による利息の概念や資本主義社会について理解をさせるため。)

- ・住居の通信環境が整備されるまでの間の電話、FAX 及びインターネ

ット利用機会の提供。

## (Ⅱ) 住居環境整備に係る支援

メトロ MRC の担当地域の移民の多くは、民間住宅に居住している。住居の賃貸借についての情報提供や助言を行う「シドニー南西部地域賃貸借相談センター（注）」が、メトロ MRC のオフィス内に位置することから、同機関と連携した移民への入居支援等を行っている。当該サービスは、MRC に共通する業務ではなく、メトロ MRC 独自のサービスとなっており、主な対象とされる地域外の移民も利用している。

住居の賃貸借契約において、借主である移民が不利益を受けないよう助言を行うとともに、仲裁所での紛争解決のための調停の際、移民が自身で意見陳述が行えるよう情報提供や無料での通訳派遣を実施。

（注）テナントの利益保護を目的として設立された非政府組織でサービス提供は、州公正取引省の資金により運営されている。

## (Ⅲ) 市民権取得に向けた支援

資格要件を得た移民が市民権取得に必要な「市民権テスト」に合格できるよう無料の研修会を開催する。また研修における指導者向けのマニュアル本の策定、インターネットを基本とした教育プログラム及び教材の開発を連邦政府移民市民権省の定住補助金プログラムを活用しながら実施している。

以上、メトロ MRC の概要について紹介してきたが、移民への支援業務を行う際に心がけていることは、自立を促すことである。MRC を訪れる移民は何らかの問題を抱えており、相談する者と相談に乗る者との間には上下の力関係ができ、相談者は受身の姿勢となりがちで、結果としていつまでも MRC の支援に頼ってしまいかねない。

MRC では、そのような状況を回避するべく、利用者との信頼関係を構築することを第一に考え、利用者が気軽に話せる環境から、利用者が望む方向への助言を与えることで、自立に向けた一歩が踏み出せるとのことであった。

## 4 ヒルズ・ホルロイド・パラマタ地域移民情報センター(The Hills Holroyd Parramatta Migrant Resource Centre)

### ① 概要

シドニー西部のボーカムヒルズ市、ホルロイド市及びパラマタ市地域の難民及び到着して間もない移民を対象に定住支援を行うため設立された MRC で、図-6 (92 ページ) にあるとおり広範な地域を対象にサービスを提供している。

組織は、5 人の執行役員と 10 人の役員及び管轄地域内の 3 名の地方自治体代表

委員（充て職）から構成される理事会とその下で約 58 人の職員（うち 17 人が非常勤職員）が業務に従事している。

ヒルズ・ホルロイド・パラマタ MRC が対象とする地域の特性として、インド・スリランカ・中国、アフリカ、イラン、アフガニスタン、ビルマ、イラク、韓国といった国々の出身者が多く居住する地域となっている。

## ② 事業概要

ヒルズ・ホルロイド・パラマタ MRC が行う業務としては、冒頭の MRC の事業で紹介したような、「移民への直接的なサービス提供」、「包容力ある地域社会構築に向けた各種取組」及び「地域の各機関の協力関係構築に係るコーディネート」などがある。

MRC では、これらの事業を行う上で、相談に訪れた利用者の状況を可能な限り早急に察知し、早期介入を通じて、事態の深刻化を回避することに留意している。

過去に文化の違いや社会制度に関する理解の不足に起因する問題は、早期介入を通じ解決することが可能で、家庭内暴力の兆候を、カウンセリングのやりとりの中から見出し、事態が深刻化しないような方策を共に考えるのである。あるいはメンタルヘルスの処置の必要があれば、適当な治療機関を紹介するなど行っており、カウンセリングには、訓練によって必要なスキルを備えた相談員があたることとしている。

### ○ 移民に対する就業支援

オーストラリアにおける就職は、移民が社会定着する上で不可欠なものであることから、MRC では移民に対する就職支援を積極的に行っている。

現在、人道的見地からの移民かつ永住権保持者のみ、オーストラリア到着後の最初の 2 年間政府の雇用支援プログラムを受ける資格が与えられており、その他のカテゴリー（家族移民、技術移民）については、地域におけるサポートを必要としている状況にあり、技術移民についても困難な雇用環境にある。

理由として、母国で得た資格がオーストラリアで同等と評価されないことから、資格に合った職種に就くことができず、タクシー運転手などの低賃金、低技術の職種に就くことを余儀なくされていることがある。

1996 年のオーストラリア統計局の調査によれば、NSW 州の北東アジア地域出身の清掃業従事者の 63% が学校教育を経ており、その割合は、オーストラリア出身者の学校教育を受けた者の割合 10% に比べて高いという結果もある。

また、移民の就職が円滑に進まないもう一つの理由としては、雇用主側の移民に対する差別意識といった点も上げられる。これは、異なる文化圏から来た移民は、文化の違いからオーストラリアの商業慣習に定着することがなかなかできず、その結果として雇用主の移民の採用を控えることも生じている。

MRC では、オーストラリアの商業慣習を理解させる機会としてのインフォメ

ーションセッション及びフォーラムを開催するほか、就職に向けた個別相談や大学機関（西シドニー大学）の協力を得ながら就職支援を行っている。

さらには、MRC 内に「JOB CLUB」コーナーを設け、仕事検索サイトへアクセス可能なインターネット設備と就職情報が掲載された新聞を置き、いつでも気軽に職探しができる環境を提供するとともに、電話、FAX といった通信機器やコピー機を常備することで、利便性の向上を図っている。

また「JOB CLUB」では定期的に履歴書の書き方の指導や西シドニー大学関係者による就職指導も行われている。

## 第 2 節 コミュニティ組織相互扶助組織

### 1 概要

同一出身国の移民が集まり、相互扶助的な事業を実施する非営利団体が、NSW 州内に 141 団体（CRC への届出ベース、CRC については 25 ページを参照）存在し、各団体では、会員に対する生活情報や政府の新たな政策等に関する情報提供、福祉向上のための研修会やフォーラムの開催、政府に対するロビー活動などを実施し、社会でのコミュニティの地位向上及び生活環境改善を図る取組を行っている。

本節では、シドニー日本クラブ（JCS : Japan Club of Sydney Inc.）とオーストラリア中国系移民協会（ACCA、Australian Chinese Community Association Inc.）の取組事例から相互扶助組織の機能について紹介することとする。

### 2 機能

#### ① 定住サポート事業

- ・ 生活必要情報や新たな政策の周知等を図るため、毎月機関誌を発行し情報提供を実施。（JCS）
- ・ 中国系移民のオーストラリアへの移住が成功するよう、情報提供や照会回答、コミュニティ教育、ケースワーク、社会奉仕活動、コミュニティの発展及びネットワーク拡大を図るなどといった各種の定住サポート事業を実施。（ACCA）

#### ② 高齢者移民に対する支援

- ・ 高齢者ケアを目的とした福祉委員会（ケアネット）を設置し、同委員会を通じた高齢者の生活支援を実施（JCS）
- ・ 高齢者の在宅介護を支援するための介護員の派遣及び高齢者デイケア施設における中国語（北京語、広東語）を話せるケースワーカーの配置。（ACCA）

### ③ コミュニティ言語学校の運営

平日、州の公立学校に通い、英語で授業を受ける児童は、年を経るごとに、両親または親の一方が話す母語から疎遠になってしまう。NSW州では、コミュニティ言語としての母語及び母国文化の学習を奨励しており、コミュニティ組織が週末の土曜日または日曜日にコミュニティ言語学校を運営する。シドニー都市圏内にJCSは4校、ACCAは1校運営している。(第6章教育分野で詳述)

### ④ 政府政策に対するロビー活動

移民から見て不平等または不公正と思われる政策について、改善要望を政府機関に対して行い、環境改善を図る活動を行っている。

一例として、JCSでは、アジア4言語（日本語、中国語、韓国語、インドネシア語）の履修経験を持つ生徒に対する、大学進級時に必要となる共通試験（HSC、Higher School Certificate）における不公正な取り扱いを改善するよう、州政府担当省に申し入れを再三行い、その結果、それら4言語履修経験者の待遇改善が図られたという事例がある。

#### (参考) JCS「HSC日本語対策委員会」の設立及び活動

JCSでは、日本文化と日本語の継承を図ることを目的として、3つの日本語学校（当時、現在は4校）を運営し多くの生徒が日本語を勉強している。

日本語学校では「継承語としての日本語教育」を行っている。オーストラリアで教育のほとんどを英語で受けている日系の児童にとって、日本語は母国語ではなく、親や祖父母から受け継ぐ言葉である。また、日系コミュニティの間で使用される言語であるが、当然、児童による習熟には差があり、親の状況によっても到達レベルが異なる。

ところが、近年、州教育省教育委員会（Board of Studies）がHSCで日本語を選択する際の認定基準を改訂し、新基準では「Y1（初等学校1年生）以上で日本語教育を1年以上受けた生徒、または日本語を家庭や教室外で話したり書いたりしている場合は、日本語のバックグラウンド・スピーカーコースを履修・受験しなければならない」ということになった。

HSCの日本語コースには、コンティニューアースコースとバックグラウンドコースがある。後者がレベルが高く、日本の高校生並みの日本語能力を求められる。今回の改訂により、上記基準に該当する生徒は、中等学校段階での日本語の勉強自体を諦めざるを得ない状況に至った。

JCSでは、この事態を重く受け止め、問題に対処するために「HSC日本語対策委員会」を設立し、継承語として日本語を学び続けられる環境を構築できるよう州教育省教育委員会に対し、改善の申し入れを行った。

「HSC 日本語対策委員会」の活動は、2011 年から新たに導入される予定の「継承語話者コース」へと導き、日本語を勉強する児童の HSC における待遇改善へと繋がった。

日本語対策委員会では、今後、新コースの内容について、さらに要望を伝えていくこととしている。

## 第9章 オーストラリア多文化主義を取り巻く最近の状況

最後に、最近のオーストラリアの多文化主義に係る議論について紹介することとしたい。

最近の世界各地でのテロ事件、そして2005年12月にシドニー南部のクロヌラで発生した人種暴動は、多文化主義の意義についての議論を再燃させた。

### 第1節 多文化主義に対する疑問・批判

2006年、当地の多文化主義施策についての評論家であるグレッグ・克蘭シー氏は著書「*The Conspiracies of Multiculturalism: the betrayal that divided Australia*」の中で、「多文化主義は分断を生じさせ、国家の結束を弱体化させた。これは、犯罪と社会の腐敗を導くとともにオーストラリア国家安全体制に悪影響を及ぼしている。」と言及した。

また、同年クィーンズランド州の3名の労働党議員が連名で発表した論説では、「多文化主義はもはや適当な政策ではなく、州及び連邦レベルにおいて、オーストラリアの政府が多文化主義という、古びたそして限定的な用語から脱却を図り、明確な国家的価値の下に移り変わるのは今この時期である。」と述べている。議員たちの声明は、移民を単一文化に同化させるということではなく、もし我々が、共通の価値の範囲内で多様性を歓迎する一つの団結したコミュニティのための枠組みを提供することで、エスニックグループの孤立に歯止めをかけるのであれば、我々の主張は不可欠なものと述べている。

ラトロブ大学の歴史研究グループリーダーのジョン・ハーストは、多文化主義という言葉を用いることの難しさは、それが多様性のみで表現され、共通性という点で表現されることがないからと考え、多文化主義という言葉を用いず、「多様なオーストラリア」または「コスモポリタン」と表現する方が適当ではないかと考えていた。

### 第2節 多文化主義に対する支持

多文化主義に対する疑問や批判が出た一方で、2005年にロンドンで発生した爆弾テロの後、自由党議員のペトロ・ゲオルジウは、「少数の宗教的過激主義者をテロ活動に駆り立てる環境というのは、言論、移動そして宗教の自由といった西側社会の民主主義で定義される特徴や自由の中に内在するもので、多文化主義を単に差異を強調または促進するものと特徴づける、または中核的価値を何も提供しないものと見なすのは間違いであり、特別放送サービス（SBS）の廃止、英語以外の言語教育の停止または、民族衣装の着用禁止などの政策は、我々を安全にするものではない。」と述べている。

サンシャイン・コースト大学の多文化コミュニティ発展センター副所長のハリエット・バーバカンは、「この10年間を通じて、我々は、多文化主義、市民権及び寛

容性を失ってきた。その結果、我々の文化多様性への価値を認める寛容への責任意識が希薄となった。このことは、我々の社会の重要な骨格を弱め、分裂、人種的・民族的不寛容と衝突の永続化を導いた。我々には多文化主義以外に社会を結束させ、国家を強固にかつ弾力的なものに導くものはない。」と論じる。

一方、オーストラリア国立大学の移民多文化研究センター所長のジェームス・ジャップは、「特定の出身または文化のみ持つ者を真のオーストラリア人であるとオーストラリア国民が考え続ける限りは、そこに社会的な調和は存在しないだろうし、多文化主義が、州・特別地域の政策ではなく、国家政策の中心として取り扱われるまでは、多文化主義は機能しないだろう。」と多文化主義政策に支持を表明しつつも、政府が取り組まなければならないことを論じている。

### 第3節 オーストラリア国民の社会的態度に関する調査

#### 1 1995年及び2003年調査

95年及び03年に実施された、「オーストラリア国民の社会的態度に関する調査」の結果によれば、

- ・ 少数民族は自らの習慣と伝統を保存するため政府からの支援が受けられるべきとの考えについては、2回行われた調査で共に、広く否定された。
- ・ 融合に対抗するものとしての民族の独自性に対する支援についても、同様に低い支持しか得られなかった。
- ・ 2回の調査共に、「異なる人種そして民族グループが自らの習慣や伝統を維持することが国にとって望ましい。」という意見よりも「民族グループが大きな社会に融合または適合できることが良い」との意見をほぼ4人のうち3人が持っていた。
- ・ これらの否定的な見解は、単にハード面での多文化主義、すなわち政府の移民文化への支援だけでなく、ソフト面での多文化主義、すなわちオーストラリア国民が長年示してきた、移民のオーストラリアでの生活過程における寛容性や充足感といったものまで及ぶものであった。
- ・ 明確な習慣及び伝統の維持と、大きな社会への融合・適合との間に全く矛盾が無ければ、民族性の明確化と融合化の対立は終息するだろう。確かに03年の回答者の多くは、「融合」を完全なオーストラリア国民としての前提条件と見なしてはいない。

#### 2 2005年調査

クロヌラ暴動事件の後に、シドニーモーニングヘラルド（新聞）社が行った調査では、81%の回答者が多文化主義を支持した。この数字には、37%の強く多文化主義を支持する者が含まれていた。多文化主義支持者の割合は同社が調査を開始した1996年以降、増加を続けている。

## おわりに

オーストラリアの多文化主義政策について、NSW州の州政府機関、地方自治体、非政府組織というかたちで概観してきた。内容は、過去に当事務所で実施した訪問調査や聞き取りをベースに、各機関の公表資料及びホームページ等から補足したものである。

政府機関は2000年に制定された「コミュニティ関係委員会及び多文化主義の原則に関する法律」に基づき各種政策を展開し、非政府組織は地域の移民の生活向上やエスニックグループの地位及び生活向上を図るべく各種の活動を展開している。

そこには、官民の強力なパートナーシップがあり、相互を補完するような形でオーストラリアの多文化社会が発展・成熟しているように思える。

制度の異なる日本にオーストラリアの多文化主義政策をそのまま導入することは不可能であるが、取り組みの一部や考え方が、少しでも本稿が日本の多文化共生の発展の一助となれば幸いに思う。

最後に、本稿を作成するに当たり、調査に協力をしてくれた、すべての訪問先機関に感謝を申し上げますとともに、今後の各機関の発展を祈念する次第である。

## 【参考文献・資料】

### 第2章

- ・『NSW Parliamentary Library Research Service Briefing Paper No 9/07 “Multiculturalism”』NSW 州議会図書館ホームページ  
[http://www.parliament.nsw.gov.au/prod/parlment/publications.nsf/0/F6EEFB50EFBD5F17CA257309001E18B7/\\$File/multiculturalism&index.pdf](http://www.parliament.nsw.gov.au/prod/parlment/publications.nsf/0/F6EEFB50EFBD5F17CA257309001E18B7/$File/multiculturalism&index.pdf)
- ・『総合調査「人口減少社会の外国人問題 8 オーストラリアの移民政策」』国立国会図書館 梅田久枝
- ・『多文化社会オーストラリアのシティズンシップ・テスト』関根政美－財団法人日本学術協力財団「月刊学術の動向 2009年10月号、特集1政治参加と市民教育」
- ・『国家政策としての多文化主義－オーストラリア多文化主義の考察－』中島智子－プール学院大学研究紀要 19961231

以下オーストラリア統計局（ABS, Australian Bureau of Statistics）のホームページより

- ・『Australian Demographic Statistics, March quarter 2009 3101.0』  
<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/3101.0Jun%202009?OpenDocument>
- ・『ABS Census 2006 How Australia Takes a Census 2903.0』  
<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Lookup/2903.0Main+Features12006?OpenDocument>
- ・『2007-08 Migration Australia 3412.0』  
<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/cat/3412.0>
- ・『Births, Australia 2008 3301.0』  
<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/Products/90D9063ADF7C5F31CA25766A001203D8?opendocument>
- ・『Year Book Australia 2008 1301.0』  
<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/mf/1301.0>
- ・『2006 Census of Population and Housing : Media Release and Fact Sheet, 2006』  
<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/7d12b0f6763c78caca257061001cc588/ec871bf375f2035dca257306000d5422!OpenDocument>

以下オーストラリア移民市民権省ホームページ

- ・『Report on Migration Program 2008-09』  
<http://www.immi.gov.au/media/statistics/pdf/report-on-migration-program-2008-09.pdf>
- ・『Media Migration Program Statistics』  
<http://www.immi.gov.au/media/statistics/statistical-info/visa-grants/migrant.htm>

- ・『Media Fact Sheet 60 – Australia’s Refugee and Humanitarian Program』  
<http://www.immi.gov.au/media/fact-sheets/60refugee.htm>

### 第3章

- ・『オーストラリア・ニュージーランドの地方自治』（財）自治体国際化協会
- ・ニューサウスウェールズ州教育訓練省「NSW AMES」ホームページ  
<http://www.ames.edu.au/>

以下オーストラリア移民市民権省ホームページ

- ・『Media Fact Sheet 91 – Translating and Interpreting Service』  
<http://www.immi.gov.au/media/fact-sheets/91tis.htm>
- ・『Living in Australia, What Service Does TIS National Provide for English Speakers』  
[http://www.immi.gov.au/living-in-australia/help-with-english/help\\_with\\_translating/english-speakers.htm](http://www.immi.gov.au/living-in-australia/help-with-english/help_with_translating/english-speakers.htm)
- ・『Living in Australia, TIS National Charge Structure』  
[http://www.immi.gov.au/living-in-australia/help-with-english/help\\_with\\_translating/service-charges.htm](http://www.immi.gov.au/living-in-australia/help-with-english/help_with_translating/service-charges.htm)
- ・『Living in Australia, Help with Translations』  
[http://www.immi.gov.au/living-in-australia/help-with-english/learn-english/client/translation\\_help.htm](http://www.immi.gov.au/living-in-australia/help-with-english/learn-english/client/translation_help.htm)
- ・『Living in Australia, Adult Migrant English Program(AMEP)』  
<http://www.immi.gov.au/living-in-australia/help-with-english/amep/>
- ・『Annual Report 2008-09, Adult Migrant English Program』  
<http://www.immi.gov.au/about/reports/annual/2008-09/html/outcome2/administered2-1.htm>

### 第4章

- ・『NSW Parliamentary Library Research Service Briefing Paper No 9/07 “Multiculturalism”』NSW州議会図書館ホームページ  
[http://www.parliament.nsw.gov.au/prod/parlment/publications.nsf/0/F6EEFB50EFBD5F17CA257309001E18B7/\\$File/multiculturalism&index.pdf](http://www.parliament.nsw.gov.au/prod/parlment/publications.nsf/0/F6EEFB50EFBD5F17CA257309001E18B7/$File/multiculturalism&index.pdf)
- ・『Community Relations Commission and Principle of Multiculturalism Act 2000』  
[http://www.austlii.edu.au/au/legis/nsw/consol\\_act/crcapoma2000722.txt](http://www.austlii.edu.au/au/legis/nsw/consol_act/crcapoma2000722.txt)
- ・『National Framework for Settlement Planning』移民市民権省ホームページ  
[http://www.immi.gov.au/living-in-australia/delivering-assistance/government-programs/settlement-planning/pdf/sett\\_plan\\_framework.pdf](http://www.immi.gov.au/living-in-australia/delivering-assistance/government-programs/settlement-planning/pdf/sett_plan_framework.pdf)
- ・『NSW Cultural Exchange Programs in Schools』  
<http://www.culturalexchange.nsw.edu.au/infopages/2433.html>

- ・『English as a Second Language : Guidelines for schools』  
[https://www.det.nsw.edu.au/policies/student\\_serv/equity/comm\\_rela/d04\\_23\\_E\\_SL\\_Guidelines.pdf](https://www.det.nsw.edu.au/policies/student_serv/equity/comm_rela/d04_23_E_SL_Guidelines.pdf)

以下、ニューサウスウェールズ州における多文化主義のためのコミュニティ関係委員会ホームページ

- ・『07/08 Annual Report』  
[http://www.crc.nsw.gov.au/publications/annual\\_report](http://www.crc.nsw.gov.au/publications/annual_report)
- ・『CRC, Regional Advisory Councils』  
[http://www.crc.nsw.gov.au/regional\\_advisory\\_councils](http://www.crc.nsw.gov.au/regional_advisory_councils)
- ・『2009/10 Community Development Grants Program』  
<http://www.crc.nsw.gov.au/services/grants>
- ・『Implementing the Principles of Multiculturalism Locally』  
[http://www.crc.nsw.gov.au/publications/documents/implementing\\_the\\_principles\\_of\\_multiculturalism\\_locally](http://www.crc.nsw.gov.au/publications/documents/implementing_the_principles_of_multiculturalism_locally)
- ・『Cultural Harmony The Next Decade 2002-2012』  
[http://www.crc.nsw.gov.au/publications/documents/white\\_paper\\_2002-2012](http://www.crc.nsw.gov.au/publications/documents/white_paper_2002-2012)
- ・『Multicultural Policies and Service Program(MPSP)』  
[http://www.crc.nsw.gov.au/multicultural\\_policies\\_and\\_services\\_program\\_formally\\_eaps](http://www.crc.nsw.gov.au/multicultural_policies_and_services_program_formally_eaps)
- ・『Multicultural Policies and Service Program, Multicultural Planning Framework』  
[http://www.crc.nsw.gov.au/\\_data/assets/pdf\\_file/0007/10978/Multicult\\_Planning\\_Framework.pdf](http://www.crc.nsw.gov.au/_data/assets/pdf_file/0007/10978/Multicult_Planning_Framework.pdf)
- ・『Settlement Planning in NSW』 訪問時配布資料
- ・『2009 National Multicultural Marketing Awards』  
[http://www.crc.nsw.gov.au/Awards\\_and\\_Sponsorships/multicultural\\_marketing\\_awards](http://www.crc.nsw.gov.au/Awards_and_Sponsorships/multicultural_marketing_awards)
- ・『Community Relations Annual Symposium Global Issues - Local Contexts』  
[http://www.crc.nsw.gov.au/media\\_releases/latest\\_media\\_releases/documents2/crc\\_symposium](http://www.crc.nsw.gov.au/media_releases/latest_media_releases/documents2/crc_symposium)
- ・『Media Link』  
<http://www.crcmedialink.com.au/>
- ・『Interpreting and Translation』  
[http://www.crc.nsw.gov.au/services/language\\_services](http://www.crc.nsw.gov.au/services/language_services)
- ・『email Link』  
<http://www.crc.nsw.gov.au/services/emaillink>

- ・『オーストラリアにおける就学前教育の制度とその実態－メルボルン・シドニーを中心として－』 柏原栄子
- ・『こころの子育てインターねっと関西、通巻第 125 から 131 号「世界の子育て紹介オーストラリアだより」』 小林由憲
- ・『オーストラリアの教育』ルイス・フォスター著、吉井弘訳
- ・『オーストラリアにおける連邦・州・地方の役割分担』橋都由加子
- ・州教育訓練省ホームページ <https://www.det.nsw.edu.au/>
- ・『国際化と教育「内なる国際化」の視点と日本の教育』恒吉僚子
- ・『'English as a Second Language' 'Guidelines for Schools'』州教育訓練 省  
<http://www.schools.nsw.edu.au/media/downloads/schoolsweb/gotoschool/types/ieclist.pdf>
- ・『Written reports for students learning English as a second language(ESL)』州教育訓練省
- ・『The Role of the Anti-racism Contact Officer, Information for Parents and Caregivers』州教育訓練省 <http://www.racismnoway.com.au/>
- ・『A Study of Multicultural Education in Australia for International Education in Japan』Sanae Yamamoto
- ・『2009 年 11 月 30 日(月)「継承言語教育講演」』サマット・ちずる氏
- ・『年少者日本語教育とは? ～日本国内外での傾向と取り組み～』柏崎 雅世
- ・日本語土曜学校ホームページ  
<http://nbschool.japanclubofsydney.org/>  
<http://cityschool.japanclubofsydney.org/>  
<http://sydneyjss.web.fc2.com/>  
<http://dundas.japanclubofsydney.org/gakkousyukai.html>
- ・リバプール公立学校ホームページ  
<http://www.liverpool-p.schools.nsw.edu.au/sws/view/home.node>
- ・『Studying Intensive English in New South Wales Government Schools』
- ・Cleveland Street Intensive English High School ホームページ  
<http://www.clevelandi-h.schools.nsw.edu.au/>  
<http://www.detinternational.nsw.edu.au/schools/locator/sv/?section=school.show&code=8288>
- ・『Chatswood High School Multiculturalism Policy』  
<http://www.chatswood-h.schools.nsw.edu.au/>  
[http://www.chatswood-h.schools.nsw.edu.au/academic/iec\\_details.htm](http://www.chatswood-h.schools.nsw.edu.au/academic/iec_details.htm)  
[http://www.nswtf.org.au/edu\\_online/122/demount.html](http://www.nswtf.org.au/edu_online/122/demount.html)
- ・移民市民権省ホームページ  
[http://www.immi.gov.au/media/publications/settle/empowering\\_refugees/pdf/1-families-cultural-transition.pdf](http://www.immi.gov.au/media/publications/settle/empowering_refugees/pdf/1-families-cultural-transition.pdf)

- ・ キャンティーン

<http://www.schoolcanteens.org.au/>

<http://www.chatswood-h.schools.nsw.edu.au/students/handbook.htm#top>

<http://www.chatswood-p.schools.nsw.edu.au/canteenpage.htm>

## 第 6 章

- ・ Sydney South West Area Health Service

<http://www.sswahs.nsw.gov.au/>

- ・ Diversity Health Institute

<http://www.dhi.gov.au/>

- ・ Diversity Health Institute Clearinghouse

<http://203.32.142.106/clearinghouse/>

- ・ DHI Research

<http://www.dhi.gov.au/DHI-Research-/DHI-Research-/default.aspx>

- ・ Global Health Institute

<http://www.dhi.gov.au/Global-Health-Institute/Global-Health-Institute/default.aspx>

- ・ Multicultural Mental Health Australia

<http://www.dhi.gov.au/Multicultural-Mental-Health-Australia/default.aspx>

- ・ NSW Education Program on Female Genital Mutilation (FGM)

<http://www.dhi.gov.au/NSW-Education-Program-on-Female-Genital-Mutilation/NSW-Education-Program-on-Female-Genital-Mutilation/default.aspx>

- ・ Women's Health at Work

<http://www.dhi.gov.au/Women-s-Health-at-Work/Women-s-Health-at-Work-Home/default.aspx>

## 第 7 章

以下 NSW 州首相・内閣府地方自治部門ホームページ

- ・ 『Planning and Reporting Guidelines for local government in NSW』

<http://www.dlg.nsw.gov.au/dlg/dlghome/Documents/Information/IPRGuidelinesJanuary2010.pdf>

- ・ Planning and Reporting Manual for local government in NSW』

<http://www.dlg.nsw.gov.au/dlg/dlghome/Documents/Information/IPRManualJanuary2010.pdf>

- ・ 『Integrated Planning & Reporting Framework Frequently Asked Questions and their answers』

<http://www.dlg.nsw.gov.au/dlg/dlghome/documents/Information/Integrated%20planning%20and%20reporting%20Framework%20-%20FAQ.pdf>

- ・『Implementing the Principles of Multiculturalism Locally : A planning framework for councils』

<http://www.dlg.nsw.gov.au/dlg/dlgHome/documents/Information/Implementing%20the%20principles%20of%20multiculturalism.pdf>

アッシュフィールド市ホームページ

- ・『Ashfield Council』

<http://www.ashfield.nsw.gov.au/>

マリックビル市ホームページ

- ・『Marrickville Council』

<http://www.marrickville.nsw.gov.au/marrickville/internet/me.get?site.home>

ウィロビー市ホームページ

- ・『Willoughby City Council』

<http://www.willoughby.nsw.gov.au/>

- ・『Willoughby social plan 2005-2009 CALD』

<http://202.148.138.211/IgnitionSuite/uploads/docs/CALD.pdf>

- ・『Willoughby City Council Community Profile』

<http://profile.id.com.au/templates/profile/Clients/234Will/PDF/10.pdf>

グレートシェパートン市ホームページ

- ・『Greater Shepparton City Council』

<http://www.greatershepparton.com.au/>

## 第8章

- ・『Annual Report 2009』ヒルズ・ホルロイド・パラマタ地域移民情報センター (The Hills Holroyd Parramatta Migrant Resource Centre) 2009年

- ・『Annual Report 2009』メトロ地域移民情報センター (Metro Migrant Resource Centre) 2009年

- ・『The Report of the Review of Settlement Services for Migrants and Humanitarian』移民市民権省 2003年

<http://www.immi.gov.au/living-in-australia/delivering-assistance/government-programs/settlement-policy/review-settlement-services.htm>

- ・『Migrant Resource Centres and Migrant Service Agencies』NSW州エスニックコミュニティ協議会

<http://www.eccnsw.org.au/?page=workGuide&id=48>

- ・『Media Release, Canterbury Bankstown Migrant Resource Centre (CBMRC) has changed its name!』メトロ地域移民情報センター 2009年

<http://www.cbmrc.org.au/uploads/Media%20Release%20New%20Name.pdf>

- ・『Tenant Advice and Advocacy Service』Tenants NSW

<http://www.tenants.org.au/publish/about-us/index.php>

- ・『Energy Accounts Payment Assistance Scheme(EAPA)』 NSW 州エネルギー有効利用・持続発展省

[http://www.ewon.com.au/documents/non-EWON/EAPA\\_assistance.pdf](http://www.ewon.com.au/documents/non-EWON/EAPA_assistance.pdf)

## 第9章

『NSW Parliamentary Library Research Service Briefing Paper No 9/07 “Multiculturalism”』 NSW 州議会図書館ホームページ

[http://www.parliament.nsw.gov.au/prod/parlment/publications.nsf/0/F6EEFB50EFBD5F17CA257309001E18B7/\\$File/multiculturalism&index.pdf](http://www.parliament.nsw.gov.au/prod/parlment/publications.nsf/0/F6EEFB50EFBD5F17CA257309001E18B7/$File/multiculturalism&index.pdf)

### 【執筆者】

(財) 自治体国際化協会シドニー事務所

所長補佐 甘利 昌也

所長補佐 森 一也

所長補佐 与那嶺 隆

所長補佐 亀井 帝

所長補佐 金 輝美